

香川県地域防災計画

(一般対策編)

平成 24 年 2 月

香川県防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節	目 的	1
第2節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	2

第2章 災害予防計画

第1節	治山対策計画	10
第2節	砂防対策計画	12
第3節	河川防災対策計画	14
第4節	海岸防災対策計画	16
第5節	ため池等農地防災対策計画	17
第6節	都市防災対策計画	18
第7節	建築物等災害予防計画	19
第8節	海上災害予防計画	20
第9節	航空災害予防計画	22
第10節	鉄道災害予防計画	23
第11節	道路災害予防計画	24
第12節	危険物等災害予防計画	25
第13節	大規模火災予防計画	26
第14節	林野火災予防計画	27
第15節	農林水産関係災害予防計画	28
第16節	ライフライン等災害予防計画	29
第17節	防災施設等整備計画	30
第18節	防災業務体制整備計画	33
第19節	医療救護体制整備計画	35
第20節	緊急輸送体制整備計画	37
第21節	避難体制整備計画	42
第22節	食料、飲料水及び生活物資確保計画	45
第23節	文教災害予防計画	47
第24節	ボランティア活動環境整備計画	48
第25節	災害時要援護者対策計画	49
第26節	防災訓練実施計画	51
第27節	防災知識等普及計画	53
第28節	自主防災組織育成計画	56
第29節	愛玩動物の保護計画	58
第30節	帰宅困難者対策計画	59

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	61
第2節	広域的応援計画	68
第3節	自衛隊災害派遣要請計画	71

第4節	気象情報等伝達計画	74
第5節	災害情報収集伝達計画	85
第6節	通信運用計画	89
第7節	広報活動計画	93
第8節	災害救助法適用計画	95
第9節	救急救助計画	97
第10節	医療救護計画	99
第11節	緊急輸送計画	102
第12節	交通確保計画	104
第13節	避難計画	107
第14節	食料供給計画	111
第15節	給水計画	113
第16節	生活必需品等供給計画	115
第17節	防疫及び保健衛生計画	117
第18節	廃棄物処理計画	119
第19節	遺体の捜索、処置及び埋葬計画	121
第20節	住宅応急確保計画	122
第21節	社会秩序の維持計画	124
第22節	文教対策計画	125
第23節	公共施設等応急復旧計画	128
第24節	ライフライン等応急復旧計画	130
第25節	農林水産関係応急対策計画	132
第26節	ボランティア受入計画	134
第27節	災害時要援護者応急対策計画	136
第28節	水防等活動計画	138
第29節	海難等災害対策計画	139
第30節	海上大量流出油等災害対策計画	142
第31節	航空災害対策計画	146
第32節	鉄道災害対策計画	148
第33節	道路災害対策計画	150
第34節	危険物等災害対策計画	152
第35節	大規模火災対策計画	155
第36節	林野火災対策計画	156

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧復興基本計画	157
第2節	公共施設等災害復旧計画	158
第3節	被災者等生活再建支援計画	159
第4節	義援金等受入配分計画	163

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、県、市町、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

1 計画の構成

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、香川県防災会議が策定する香川県地域防災計画は、この計画「一般対策編」のほか、「地震対策編」及び「津波対策編」の3編で構成する。

2 他の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画に基づき、県の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「香川県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「香川県石油コンビナート等防災計画」を作成する場合は、この計画と矛盾しないよう十分な調整を図るものとする。

また、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触するものでなく、市町が地域防災計画を策定又は修正する場合の指針となるものである。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。また、県は、地域防災計画を香川県防災対策基本条例に規定する施策に沿うものとするとともに、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、地域防災計画の検討に当たっては、当該課題に配慮するものとする。

4 計画の習熟等

この計画は、災害対策の基本的事項を定めるものであり、県、市町、防災関係機関及び住民等は平素から研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、より具体的な計画等を定め災害対策の推進体制を整えるものとする。

5 県民運動の展開（県民すべてによる防災対策の推進）

災害の軽減には、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働により防災対策を実践することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する県民運動を展開しなければならない。

県は、自らの防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにするとともに、市町の防災対策の実施状況についても定期的に報告を求め、それらの内容を公表するものとする。また県民及び防災関係機関等に対し、防災対策基本条例に規定される県民防災週間を中心に自らの防災対策を定期的に点検し、対策を一層充実するよう求めるとともに、防災意識の高揚のための活動を行うものとする。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び住民の責務

(1) 県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、市町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

(2) 市町

市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、市町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 住民

住民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱

本県の地域に係る地震防災に関し、県、本県の区域内の市町、本県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱は、以下のとおりである。

(1) 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香 川 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整 9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 10 被災者の救助、救護その他保護措置 11 被災した児童・生徒の応急教育 12 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施 13 緊急輸送等の確保 14 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 15 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置 16 災害復旧の実施 17 ボランティア活動の支援 18 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(2) 市町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市 町	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 9 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発表並びに避難所の開設 10 災害時要援護者の避難支援活動 11 消防、水防その他の応急措置 12 被災者の救助、救護その他保護措置 13 被災した児童・生徒の応急教育 14 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施 15 緊急輸送等の確保 16 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 17 災害復旧の実施 18 ボランティア活動の支援 19 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(3) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整 2 警察庁及び他管区警察局との連携 3 管区内防災関係機関との連携 4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 5 警察通信の確保及び統制 6 広域緊急援助隊の運用 7 管区内各県警察への津波警報等の伝達
四国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備のための調整及び電波の統制監視 2 被災地における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用管理
四国財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付 4 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
四国厚生支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 (独)国立病院機構等関係機関との連絡調整
香川労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業労働災害防止についての監督指導 2 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速適正な労災補償の実施 3 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導 4 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保 5 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導
中国四国農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ 5 被災地への営農資材、生鮮食料品等の供給の指導 6 被災地における農作物等の病虫害防除、家畜の衛生管理等の応急措置の指導 7 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導 8 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付 9 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導
四国森林管理局 (香川森林管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の治山、治水事業の実施 2 国有保安林の整備保全 3 災害応急対策用木材(国有林)の供給
四国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 2 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 3 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
中国四国産業保安監督部四国支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保 2 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項 2 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理 3 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導 4 海上の流出油等に対する防除措置 5 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 6 飛行場の災害復旧
四国運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送機関、その他関係機関との連絡調整 2 陸上及び海上における緊急輸送の確保 3 自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
大阪航空局 (高松空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 空港施設の整備及び点検 2 災害時の飛行規制等とその周知 3 緊急輸送の拠点としての機能確保 4 遭難航空機の捜索及び救助
大阪管区気象台 (高松地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達 3 避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 4 災害の発生が予測される時や、災害発生時において、気象状況の推移やその予想の解説等 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
第六管区海上保安本部 (高松海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報等の伝達、情報の収集、海難救助等 2 災害時における人員及び物資の緊急輸送 3 海上における流出油等の防除、交通安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置 4 航路標識等の整備
中国四国防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整

(4) 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の実施 (被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支援、炊飯、給水及び入浴の支援、危険物の除去等)

(5) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(独)水資源機構 吉野川局	1 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施
(独)国立病院機構 中四国ブロック事務所	1 災害時における(独)国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 2 広域災害における(独)国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援 3 災害時における(独)国立病院機構の被災情報収集、通報 4 (独)国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
郵便事業株式会社 四国支社 (郵便事業株式会社 高松支店)	1 郵便物の送達の確保及び支店の窓口業務の維持 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 3 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄附金の配分
郵便局株式会社 四国支社 (高松中央郵便局)	1 郵便局の窓口業務の維持
日本銀行 高松支店	1 災害時における通貨の円滑な供給の確保、非常金融措置の実施及び現地金融機関に対する業務運営の指導
日本赤十字社 香川県支部	1 救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施 2 輸血用血液の確保供給 3 救援物資の備蓄及び供給 4 義援金の募集及び配分 5 ボランティア活動の体制整備及び支援
日本放送協会 高松放送局	1 予報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道 3 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
西日本高速道路(株) 四国支社	1 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
本州四国連絡 高速道路(株) (坂出管理センター)	1 瀬戸中央自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
四国旅客鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
N T T 西日本(株) 香川支店 K D D I (株)四国支店 (株)N T T ドコモ四国 N T T コミュニケ ーションズ(株)	1 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における非常緊急通話の確保
日本通運(株)	1 災害時における陸上輸送の確保
四国電力(株) 中国電力(株)	1 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における電力の供給確保

(6) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四 国 ガ ス (株)	1 ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるガス供給の確保
高松琴平電気鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 電車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
小豆島バス(株) 丸点通運(株)	1 災害時における陸上輸送の確保
関西汽船(株) 加藤汽船(株) 宇高国道フェリー(株) 香川県離島航路事業協同組合 国道フェリー(株)	1 災害時における海上輸送の確保
(株)四国新聞社 (株)瀬戸内海放送 西日本放送(株) 山陽放送(株) 岡山放送(株) テレビせとうち(株) (株)エフエム香川	1 予報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
(社)香川県医師会	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
(社)香川県看護協会	1 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動 2 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動 3 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県下水道公社	1 県の下水道の防災対策及び災害応急対策の実施
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	1 関係機関が行う被害調査の協力 2 被災施設等の災害応急対策 3 被災組合員に対する融資等の斡旋

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
商 工 会 商 工 会 議 所	1 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 2 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
医 療 機 関	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
(社)香川県トラック協会	1 災害時における陸上輸送の確保
社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 2 ボランティア活動の体制整備及び支援
社会福祉施設、学校等の管理者	1 災害時における入所者、生徒等の安全の確保 2 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
香川県 LP ガス協会	1 LP ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における LP ガス供給の確保
危険物施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置

(8) 住民

処理すべき事務又は業務の大綱
<ol style="list-style-type: none"> 1 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。 2 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時取るべき行動に関する知識の習得に努める。 3 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。 4 避難場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。 5 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。 6 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。 7 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。 8 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。 9 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。 10 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。 11 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。 12 災害発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また市町が発令した避難勧告、避難指示を発したときは速やかにこれに応じて行動する。 13 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(9) 自主防災組織

処理すべき事務又は業務の大綱
1 あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。 2 避難場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。 3 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。 4 災害時要援護者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。 5 災害時等に地域住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。 6 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。 7 地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。 8 市町が行う避難情報等の発表基準や、市町と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ市町と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。 9 市町、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。 10 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

(10) 事業者

処理すべき事務又は業務の大綱
1 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。 2 管理する施設を避難場所として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。 3 市町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。 4 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

第2章 災害予防計画

第1節 治山対策計画

山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全等を図るため、森林法に基づき、山地治山、防災林整備、水源地域等保安林整備等の治山事業を推進する。

〔 主な実施機関
県（みどり整備課）、市町、四国森林管理局（香川森林管理事務所） 〕

1 現 況

本県には、山地災害危険地が3,386箇所あり、その内訳は、崩壊土砂流出危険地2,075箇所、山腹崩壊危険地1,309箇所、地すべり危険地2箇所となっている。

危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を実施している。

2 実施内容

(1) 山地治山総合対策事業

県は、山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽、森林の造成を行い、荒廃地等の復旧整備を実施する。

(2) 予防治山事業

県は、山地災害の防止のため、治山施設を整備し、荒廃危険山地の崩壊等の予防を図る。

(3) 水源地域等保安林整備事業

県は、水源地域等において、荒廃森林の整備を行う。

(4) 森林荒廃地緊急整備事業

県は、小規模な荒廃地及び荒廃危険地において、簡易治山施設を整備して、山地災害の未然防止を図る。

(5) 緑のダム整備推進事業

県は、水源ダム上流又は生活用水に困窮している集落等の後背小流域の保安林等の荒廃地及び荒廃危険地において、森林整備、水土保持施設の整備を行い、山地災害の未然防止を図る。

(6) 補助治山事業

人家の裏山等小規模な山地災害については、市町が防災工事又は復旧工事を行う。

(7) 山地災害危険地の周知等

県は、市町に対し、山地災害危険地に関する情報を提供し、地域防災計画への登載や防災マップの作成及び地域住民等への提供に努めるよう指導するとともに、関連機関と連携・協力し、「山地防災パンフレット」等の防災に関する冊子を作成・配布するなど、防災意識の向上に努め、山地災害の未然防止を図る。

(8) 災害時要援護者関連施設対策

県は、災害時要援護者関連施設に係る山地災害危険地における治山事業を優先的に実施するとともに、山地災害危険地に関する情報を施設管理者等に提供、周知し、山地災害の未然防止を図る。

[参考資料]

4-1-1 山腹崩壊危険地区

4-1-2 崩壊土砂流出危険地区

第2節 砂防対策計画

集中豪雨等による土石流、がけ崩れ、地すべり等から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等を行うとともに、土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の確立、土砂災害警戒情報の提供、土砂災害警戒区域等の早期指定など総合的な土砂災害対策を推進する。

〔 主な実施機関
県（河川砂防課）、市町 〕

1 現 況

(1) 砂防事業

本県には、土石流危険渓流が2,803箇所あり、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、順次砂防工事を実施している。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

本県には、急傾斜地崩壊危険箇所が3,634箇所あり、その内訳は、自然がけ2,820箇所、人工がけ814箇所となっている。

危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次崩壊防止工事を実施している。

(3) 地すべり対策事業

本県には、地すべり危険箇所が117箇所あり、危険度が高いところから、地すべり防止区域に指定し、順次地すべり防止工事を実施している。

2 実施内容

(1) 防災工事の実施

① 砂防事業

県は、土石流等有害な土砂の流出を防止する砂防ダム、溪流の縦横浸食を防止する溪流保全工、護岸等の砂防施設の整備を行う。

② 急傾斜地崩壊対策事業

県は、がけ崩れ災害に対処するため、土地所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、急傾斜地の崩壊を防止する法面保護工、土留施設又は排水施設の整備を行う。

③ 地すべり対策事業

県は、地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、地下水の排水施設、抑止杭等それぞれの地域に対応した防止施設の整備を行う。

(2) 砂防指定地等の管理等

県は、土砂災害を予防するため、砂防指定地等を積極的に指定し、指定地内における開発等の行為に対し適正な管理を行う。

(3) 総合的土砂災害対策

① 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所の周知

県は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等に関する資料を市町に提供し、地域防災計画への掲載を指導するとともに、広報活動等を行い、地域住民等への周知を行う。

② 警戒避難体制の確立

県は、警戒避難体制の整備を推進するため、市町に対して、次の内容について地域防災計画への掲載を指導するとともに、支援を行う。

- ・ 警戒又は避難を行うべき基準の運用（土砂災害警戒情報、雨量、前兆現象等）
- ・ 適切な避難方法の周知（避難勧告等の発令対象区域、情報の収集伝達体制、ハザードマップ作成等）
- ・ 災害時要援護者への支援体制の整備
- ・ 適切な避難所及び避難経路の選定、周知、運営
- ・ 土砂災害に関する自主的な防災組織の育成
- ・ 防災意識の普及（住民説明会、防災訓練、防災教育などの実施）

③ 情報の収集、伝達体制の確立

県は、テレメータ雨量計などの観測機器の配置を中心とした土砂災害情報システムの整備等を推進するとともに、ホームページ等により住民へ警戒情報等を配信する。

県及び市町は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象や前兆現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

④ 土砂災害警戒情報の提供

県は、高松地方气象台と共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まった時に、市町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、防災行政無線等を使用し、市町へ情報の提供を行う。

⑤ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

県は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を図るため、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

土砂災害警戒区域等が指定された場合、市町は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布等必要な措置を講じるものとする。

⑥ 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施等

県は、地すべりによって重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を関係市町に通知し、あわせて一般住民に周知する。

(4) 災害時要援護者関連施設対策

県は、土砂災害危険箇所等に立地している災害時要援護者関連施設について、人命・財産を保全するため、土砂災害防止事業を積極的に推進する。また、土砂災害に関する情報等を施設管理者等に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、市町等関係機関と協力して警戒避難体制の確立に努める。

また市町において、土砂災害警戒区域内に災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報の伝達方法を定める。

(5) 砂防ボランティア

県は、土砂災害から県民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの育成を図り、その活動を支援する。

[参考資料]

- 4－ 6 急傾斜地崩壊危険箇所
- 4－ 7 土石流危険溪流
- 4－ 8 地すべり危険箇所

第3節 河川防災対策計画

洪水、高潮等による災害を防止するため、各種河川工事を実施し、維持管理の強化と併せて、水系ごとに一貫した河川改修を推進するとともに、洪水予報河川の拡充や洪水ハザードマップの作成公表などの水防対策を推進する。

〔 主な実施機関
県（河川砂防課）、市町、四国地方整備局、高松地方气象台 〕

1 現 況

本県には、一級河川が16河川（流路延長87,157m）、二級河川が275河川（流路延長1,008,126m）、準用河川が116河川（流路延長83,137m）あり、このうち一級河川土器川水系の指定区間外については国が、その他の一級河川及び二級河川は県が管理している。また、準用河川及び法適用外の普通河川については、市町が管理している。

これらの河川において、水防上緊急度の高い箇所から順次改修事業を実施している。

2 実施内容

（1）河川工事の実施

河川維持修繕、河川改良等の改修事業の実施、治水施設の設置及び運営の適正化、水防活動拠点や情報通信基盤の整備を推進する。

① 河川維持修繕

河川管理者は、平常時から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限に止めるよう堤防の維持、補修、堆積土砂の除去等を行う。

② 河川改修

河川管理者は、河積の拡大や河道の安定のため狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸等を行うとともに、上流ダム群等の建設により洪水調整を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。

③ 治水施設の設置及び運営

河川管理者は、水門、堰、ダム等の治水施設の設置及び運営について、水源より河口まで一貫した観点から適切に行うよう努める。

④ 情報の収集、伝達体制の確立

県は、多重無線やテレメータ雨量計、水位計などの観測機器の配備を中心とした水防情報システムの整備等を推進する。

（2）水災防止対策の実施

洪水予報河川、水位情報周知河川、水防警報河川の指定や浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップの作成等の事前情報の提供及び災害時の情報の共有化により水災防止対策を推進する。

① 洪水予報河川の指定

四国地方整備局香川河川国道事務所又は県は、流域が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川を「洪水予報河川」に指定し、洪水のおそれがあるときは、高松地方气象台と共同して、その状況を水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて住民に周知する。

② 水位情報周知河川の指定

県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、その旨を水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて住民に周知する。

③ 水防警報河川の指定

四国地方整備局香川河川国道事務所又は県は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川を「水防警報河川」に指定し、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

④ 浸水想定区域の指定

四国地方整備局香川河川国道事務所又は県は、洪水予報河川又は特別警戒水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、河川整備計画の基本となる降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を「浸水想定区域」として指定し、その指定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町に通知する。

⑤ 浸水想定区域における避難確保のための措置

市町は、浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、当該区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、その内容を住民に周知する。

また、浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、市町地域防災計画内にその施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の利用者に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

⑥ 洪水ハザードマップの作成・普及の促進

四国地方整備局香川河川国道事務所又は県は、市町による洪水ハザードマップの作成・普及を促進するため、必要な技術的な支援を行う。

[参考資料]

4－ 1 河川重要水防区域

4－ 9 高堰堤

4－10 主要水門

第4節 海岸防災対策計画

海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、侵食対策事業等の海岸保全事業を行い、県土の保全を図る。

主な実施機関
県（土地改良課、水産課、河川砂防課、港湾課）
市町、四国地方整備局

1 現 況

本県には、瀬戸内海に面した延長約700kmに及ぶ海岸線があり、農林水産省（漁港、農地海岸）及び国土交通省（港湾区域及びその他の海岸）がこれを所管している。

このうち、海岸保全区域要保全海岸延長は312kmで、そのうち海岸保全区域指定済延長は253kmとなっており、順次高潮対策事業、局部改良事業等を実施している。

2 実施内容

(1) 海岸工事の実施

① 高潮対策事業

海岸管理者は、高潮、波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮樋門等の海岸保全施設の新設、改良等を行う。

② 侵食対策事業

海岸管理者は、海岸の侵食による被害を防止するため、護岸、突堤等の海岸保全施設の新設、改良等を行う。

③ 局部改良事業

海岸管理者は、事業規模が小さい箇所において、原則として短年度に完成し早急に事業効果を発揮できるよう海岸保全施設の新設、改良等を行う。

④ 補修事業

海岸管理者は、既存の海岸保全施設を適切かつ有効に機能させるため、老朽化、損傷の激しい施設の補修等を行う。

⑤ 海岸環境整備事業

海岸管理者は、海岸の被害防止と併せて環境を整備するため、離岸堤、護岸、遊歩道、飛沫防止施設等の新設、植栽等を行う。

(2) 高潮ハザードマップの作成、普及の促進

四国地方整備局又は県は、市町による高潮等ハザードマップの作成、普及を促進するため必要な支援を行う。

[参考資料]

- 4－ 2 海岸重要水防区域
- 4－ 3 港湾重要水防区域
- 4－ 4 漁港重要水防区域

第5節 ため池等農地防災対策計画

農地及び農業用施設の災害発生を未然に防止するため、老朽ため池の整備、地すべりの防止対策などを行い、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

〔 主な実施機関
県（土地改良課）、市町、土地改良区、
中国四国農政局 〕

1 現 況

本県には、約 14,600 余箇所のため池があり、その面積は約 4,800ha におよび、県土面積の約 3% を占めている。このうち、老朽化して整備を要するものが 1 割程度あり、順次ため池整備工事及び維持補修工事を実施している。

また、農地地すべり防止区域が 5 地域あり、危険度が高いところから順次地すべり防止工事を実施している。

2 実施内容

(1) ため池等整備事業

国、県、市町、土地改良区等は、老朽化によるため池の決壊等を未然に防止するため、ため池の整備を行う。

(2) その他防災事業

県は、急傾斜地で農地の侵食・崩壊の危険がある箇所においては農地保全整備事業を、地すべり指定地域においては地すべり防止事業を行う。

(3) ため池ハザードマップの作成、普及啓発

市町は、決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、決壊したときの浸水範囲を示すハザードマップの作成、普及啓発を図るものとし、県はこれを支援する。

[参考資料]

- 4－ 5 ため池重要水防区域
- 4－ 8 地すべり危険箇所

第6節 都市防災対策計画

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

〔 主な実施機関
県（都市計画課、建築課、住宅課）、市町 〕

1 都市施設の整備促進

(1) 土地区画整理

県、市町等は、都市計画区域内において健全な市街地を形成するため、道路、公園、上下水道等を整備して、面的に計画的な市街化を図る。

(2) 街路の整備

県、市町等は、都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

(3) 公園緑地の整備

県、市町等は、市街地の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における避難地及び被災者の収容地としての機能を確保する。

2 都市防災対策の推進

(1) 都市計画における防災対策の位置付け

県及び市町は、長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市計画区域マスタープランに定める都市防災に関する都市計画の決定方針に基づき、都市計画を定める。

(2) 防火地域、準防火地域の指定

市町は、市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行う。

(3) 市街地再開発事業

県、市町等は、市街地の計画的な再開発を行い、都市における災害の防止、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新を図る。

(4) 住宅地区改良事業

市町は、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。

(5) 宅地造成等の規制

県等は、宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域を宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

(6) 地区計画による防災まちづくり

市町は、火事、地震等の災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用等を図る。

(7) 住居系用途地域の指定

市町は、河川の洪水や津波、高潮等による浸水リスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域に住居系用途を指定する。

第7節 建築物等災害予防計画

風水害、火災等による建築物等の被害を防止し、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の防災指導等を行い、建築物の安全確保を図る。

〔 主な実施機関
県（建築課）、市町 〕

1 防災知識の普及

県及び市町は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。また、不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するよう努めるものとする。

2 特殊建築物の防災指導

県及び高松市は、学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物について、構造、耐力、防火、避難等を主とした防災指導を行う。

3 違反建築物の指導

県及び高松市は、法令に違反した建築物が被害を拡大させることから、違反建築物を対象とした指導取締りを積極的に行う。

4 落下物等の防止対策

県及び高松市は、建築物の屋根、壁、窓ガラス等の飛散・落下防止、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努めるものとする。

県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

5 がけ地近接等危険住宅移転事業

県及び市町は、がけ地近接で崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、がけ地近接等危険住宅の移転事業の促進を図る。

6 被災建築物及び被災宅地の危険度判定

県は、災害により被災した建築物や宅地の危険度を判定するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の育成を図る。

第8節 海上災害予防計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの大量の油若しくは有害液体物質の流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

主な実施機関

県（危機管理課、環境管理課、廃棄物対策課、土地改良課、水産課 土木監理課、河川砂防課、港湾課）
警察本部、市町、高松海上保安部、四国地方整備局

1 船舶の安全運航等の確保

高松海上保安部は、船舶の安全運航等を図るため、次の措置を講じる。

- ・ 水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図る。
- ・ 港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図る。
- ・ 航路標識の整備を行う。

2 資機材の整備等

高松海上保安部、警察本部、市町、関係事業者等は、捜索、救助・救急活動を実施するため、船舶、航空機、潜水器材、救助用資機材の整備に努める。また、捜索、救助活動に関し、専門的知識・技能を有する職員の育成に努める。

3 大量の油又は有害液体物質の大量流出時における防除活動

高松海上保安部、県、市町、関係事業者等は、大量の油又は有害液体物質が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス、油吸着材等の防除資機材の整備を図る。また、大量の油又は有害液体物質の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

4 防災訓練の実施

高松海上保安部、関係機関、関係事業者等は、相互に連携して、大規模海難や大量の油又は有害液体物質の流出を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 海上防災思想の普及等

- (1) 高松海上保安部、関係機関、関係事業者等は、海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。
- (2) 県、市町等は、油流出事故への対応を迅速かつ的確に行うため、独立行政法人海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材育成に努める。

6 海上散乱ごみ対策

県、市町、四国地方整備局等は、大量に流木等が発生した場合に備えて、情報を的確に把握し、迅速に対応できるよう連携体制や回収・処理体制の整備を図る。

[参考資料]

- 15- 1 香川地区大量排出油等防除協議会
- 15- 2 備讃海域排出油等防除協議会連合会

第9節 航空災害予防計画

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害を防止し、被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

〔 主な実施機関
高松空港事務所、警察本部、市町 〕

1 防災体制の整備

高松空港事務所は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な消火救難活動が行えるよう、空港内関係機関で構成する消火救難組織の充実強化を図る。また、関係機関との間で、消火救難活動、医療救護活動等に関する協定を結び、それに基づき応援協力体制の充実強化を図る。

2 資機材の整備等

高松空港事務所、警察本部、市町等は、捜索、救助・救急、医療及び消火活動を実施するための次の資機材の整備、備蓄を図る。

- ・ 捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等
- ・ 救助工作車、照明車等の車両及び応急措置に必要な救助用資機材
- ・ 化学消防車、消防ポンプ車等の消防用機械、資機材
- ・ 応急救護用医薬品、医療資機材

3 防災訓練の実施

高松空港事務所は、関係機関、関係事業者等と連携して、大規模航空災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

[参考資料]

- 15-3 高松空港緊急時対応計画
- 15-4 高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書
- 15-6 高松空港医療救護活動に関する協定書

第10節 鉄道災害予防計画

鉄道事故の発生による災害を防止するため、安全運転の確保、安全施設等の整備、防災体制の整備等を図る。

〔 主な実施機関
四国運輸局、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株) 〕

1 概要

本県には、四国旅客鉄道株式会社の予讃線、土讃線、高德線、本四備讃線と高松琴平電気鉄道株式会社の琴平線、長尾線、志度線があり、四国運輸局の指導のもと防災対策を推進している。

2 安全運行の確保

鉄道事業者は、鉄道施設の安全性の確認、環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、定期点検、必要に応じて臨時検査を行う。

3 安全施設等の整備

鉄道事業者は、線路の盛土、法面の改良工事等の補強対策を推進するとともに、道路との立体交差化など安全施設の整備を図る。

4 防災体制の整備

鉄道事業者は、災害発生時における復旧要員等の動員及び防災関係機関との協力応援体制の確立を図るとともに、通信施設の整備充実、復旧用資機材の配置及び整備を行う。また、災害発生時において、迅速かつ的確な防災活動が行えるよう、避難誘導、消火、脱線復旧等の訓練を行うとともに、業務研修等により防災知識の周知徹底を図る。

5 防災訓練の実施

鉄道事業者は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第 1 1 節 道路災害予防計画

道路施設の被災等による道路災害の発生防止及び災害時における交通の確保のため、道路施設等の整備、災害時の協力体制の確立等を図る。

主な実施機関
県（道路課）、警察本部、市町
四国地方整備局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)

1 概 要

本県には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町道あわせて約 9,800km の道路があり、災害に対処するため、危険度が高い路線及び箇所や緊急輸送路から順次補修及び整備を実施している。

2 道路施設等の整備

道路管理者等は、道路災害の予防対策として、次の措置を講じる。

- ・ 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について、防災工事等を行う。
- ・ 落橋、変形等の被害が予想される道路橋等について、橋梁補強工事等を行うとともに、長寿命化修繕計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することにより、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。
- ・ 覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩壊等が予想されるトンネルについて、補強工事等を行う。
- ・ 道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置等の道路施設について、補強、整備を行うとともに、電線共同溝等の整備に努める。
- ・ 道路施設の定期点検を実施し、適切な維持管理に努める。
- ・ 危険物及び障害物の除去等災害予防、応急復旧に必要な資機材の備蓄を推進する。
- ・ 冬季の交通確保のため、除雪体制の整備を図る。

3 協力体制の確立

道路管理者等は、道路施設の被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制の構築、防災関係機関との情報交換、相互応援体制の確立等を図る。

4 危険防止のための事前規制

道路管理者等は、気象・水象情報、道路情報等の分析により、道路の通行が危険であると認められる場合は、通行規制を行う。

5 防災訓練の実施

道路管理者等は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

[参考資料]

- 1 3 - 3 異常気象時における道路通行規制基準
- 1 3 - 4 異常気象時道路通行規制箇所図

第 1 2 節 危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の強化等を図る。

（ 主な実施機関
県（危機管理課、薬務感染症対策課）、市町、中国四国産業保安監督部四国支部 ）

1 概 要

本県には、消防法に基づく危険物施設が 4,425 施設、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造施設等が 1,216 施設、火薬類取締法等に基づく火薬類関係施設が 126 施設、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物製造・輸入業者及び届出を要する業務上取扱者が 40 業者あり、各事業者は、防災訓練の実施や施設等の安全性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めている。

2 施設の安全性の確保

県及び市町は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- ・ 危険物等関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。
- ・ 事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。
- ・ 事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図るものとする。

3 資機材の整備等

市町は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努めるとともに、事業所に対して化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導するものとする。

4 防災訓練の実施

県及び市町は、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災知識の普及

県及び市町は、住民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。

[参考資料]

- 5－ 1 危険物施設
- 5－ 2 高圧ガス関係事業所
- 5－ 3 火薬類関係営業者
- 5－ 4 毒物劇物営業者
- 5－ 6 石油基地防災計画

第13節 大規模火災予防計画

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害の発生を未然に防止し、また、発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

〔 主な実施機関
県（危機管理課）、市町 〕

1 災害に強いまちの形成

県及び市町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。また、高層建築物、医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

市町及び事業者は、火災に対する建築物の安全性を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- ・ 多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合した消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。
- ・ 高層建築物等について、防火管理者及び防災管理者を適正に選任するとともに、消防計画の作成や消火、通報及び避難訓練を行うなど、防災管理体制の充実を図る。
- ・ 高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底、不燃性材料等の使用、店舗等における火気の使用制限等により火災安全対策の充実を図る。

3 消火活動体制の整備

市町は、大規模な火事に備え、消火栓だけでなく、防火水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り消防体制の整備に努めるとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。

4 防災訓練の実施

県及び市町は、関係機関、関係事業者等と連携して、大規模な火事及び被害を想定し、より実践的な消火、救助等の訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災意識の啓発

県及び市町は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対して、大規模な火事の被害想定を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動等防災知識の普及啓発を図る。

第 1 4 節 林野火災予防計画

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

〔 主な実施機関
県（危機管理課、みどり整備課）、市町、四国森林管理局（香川森林管理事務所） 〕

1 消防施設等の整備

県及び市町は、消防施設等の整備を図るため、次の措置を講じる。

- ・ 防火線の役割をはたすとともに、消火活動に必要となる林道の整備を図る。
- ・ 林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械、資機材の整備を図る。
- ・ 防火標識板等の火災予防施設や簡易防火用水等の初期消火用施設などの配備を促進する。

2 空中消火体制の整備等

県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターによる空中消火用資機材の整備、広域航空応援体制の整備等を積極的に推進する。

3 協力体制の整備

林野火災の予防、消防活動は、林業関係者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に消火活動には隣接する市町消防機関の相互援助協力によることが多いので、市町は、これらの関係機関、団体等との協力体制の整備充実を図るものとする。

4 森林所有（管理）者に対する指導

市町は、森林所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに際しては、森林法に基づいて実施し、消防機関等と十分に連絡をとり、安全を期するよう指導する。

5 防災訓練の実施

県及び市町は、関係機関と連携して、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

6 防災意識の啓発

県及び市町は、林野火災の多発する時期に、山火事予防期間等を設定し、航空機、横断幕、立看板、広報誌、ポスター等有効な手段を通じ、住民の林野火災予防意識の啓発に努める。

[参考資料]

7 - 5 香川県防災資機材保有状況

第15節 農林水産関係災害予防計画

風水害等による農林水産関係の被害の防止及び軽減を図るため、災害予防に関する技術指導等必要な対策を推進する。

主な実施機関
県（みどり整備課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、水産課）
市町

1 農作物対策

県及び市町は、農作物が強風や豪雨などにより大きな被害を受けることが予測される場合には、暴風や排水などの技術対策を事前に農家や農業団体に周知し、被害が軽減できるよう指導を行う。

また、災害後は、病害虫の異常発生などによる二次的な農作物被害の発生を防止するため、的確な防除指導や農薬の確保に努める。

2 園芸等施設対策

県及び市町は、風害、雪害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら園芸等の施設の維持、補強に努めるよう指導する。

3 畜産業対策

県及び市町は、災害に対する技術指導に努めるとともに、災害時の家畜伝染病の発生に備え防疫体制の確立に努めるものとする。

4 林業対策

県及び市町は、風水害等の災害に強い森林整備を図るため、森林の状況に応じた適時適切な保育、間伐の実施等の指導を行う。

5 水産業対策

県及び市町は、合理的な海上施設の設置及び漁場利用方法等の指導を行い、気象・海象に対応した施設の維持を図るとともに、漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い漁船の安全性の確保を図る。

第16節 ライフライン等災害予防計画

災害による電気、ガス、電話、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、各施設毎に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

主な実施機関
県（水資源対策課、下水道課、水道局）、市町
四国地方整備局、中国四国産業保安監督部四国支部
（独）水資源機構、四国電力(株)高松支店、中国電力(株)岡山支社
四国ガス(株)高松支店、NTT西日本(株)香川支店、NTTドコモ四国(株)

1 電気施設

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、各設備毎に安全化対策を十分行うとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

2 都市ガス施設

ガス事業者は、ガスによる災害を防止するため、設備の安全性の強化充実を図るとともに、消費者に対して事故防止についての広報活動を行う。また、災害時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、応急復旧用資機材の整備を図る。

3 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

4 水道施設

県及び市町の水道事業者は、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルートของ ループ化、配水管網のブロック化、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図る。

5 下水道施設

県及び市町は、下水道施設の耐震診断を実施し、施設の重要度、改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策工事等を実施するとともに、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

第 17 節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、気象等観測、水防、消防、通信などの施設・設備等の整備を図る。

主な実施機関
県（危機管理課、道路課、河川砂防課、港湾課、水道局）、警察本部
市町、四国地方整備局、高松海上保安部、高松地方気象台、NTTドコモ四国株

1 気象観測施設等

県、市町及び関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な観測施設・設備を整備する。

[参考資料]

- 6－ 1 雨量観測所
- 6－ 2 水位観測所
- 6－ 3 潮位観測所
- 6－ 4 風向風速観測所
- 6－ 5 海象観測局

2 水防施設等

県及び市町は、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備する。

[参考資料]

- 7－ 8 水防倉庫等一覧

3 消防施設等

- (1) 市町は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。
- (2) 市町は、救助・救急活動のため、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (3) 市町は、消防救急無線のデジタル化を推進し、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の多様化を図る。

[参考資料]

- 7－ 1 消防本部現勢
- 7－ 2 消防団現勢
- 7－ 3 消防水利の現況
- 7－ 4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況

4 通信施設等

- (1) 県、市町及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。
- ・ 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線や香川県防災情報システムなどを活用し、地域、市町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
 - ・ 情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び停電対策、施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
 - ・ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。
 - ・ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。
 - ・ 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。
 - ・ 災害時に有効な、携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。
 - ・ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）など、地域衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。
 - ・ 衛星携帯電話の整備の推進に努める。
- (2) 市町は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても災害情報等を速やかに伝達するため、防災行政無線等の整備を推進する。特に、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備に努める。

[参考資料]

- 8－ 1 香川県防災情報システム
- 8－ 2 香川県防災行政無線施設
- 8－ 3 市町防災無線通信施設
- 8－ 4 香川県警察無線局
- 8－ 5 香川県水道無線局
- 8－ 6 香川県非常通信協議会所属無線局
- 8－ 7 孤立防止用衛星電話設置一覧
- 8－ 8 災害対策用無線機無償貸与制度
- 8－10 香川県地方通信ルート

5 広域防災拠点等

県は、平常時には県民が体験学習等を通じて災害の基本的な知識を習得し、初歩的な教育訓練を受けられる体験型啓発施設として機能し、要員待機施設となりうる建物や備蓄倉庫等を備え、災害時には県内外からの災害応急活動要員の集結、救援物資の集積、救援救助などの広域的な災害応急対策活動の拠点となる施設を整備する。

また、県庁舎の災害対策本部のバックアップ施設として機能する通信施設等を備えた拠点施設の整備に努める。

6 その他施設等

- (1) 県は、林野火災における空中消火、被災状況等の情報収集、緊急物資の輸送等の応急対策を行うため、機動性に優れたヘリコプターを整備し、積極的に活用する。
- (2) 道路管理者等、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧等を行うため、必要な資機材を備蓄する。

[参考資料]

- 7 - 5 香川県防災資機材保有状況
- 16 - 2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 16 - 3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 16 - 4 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等
- 16 - 6 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場

第18節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互の連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

〔 主な実施機関
県（危機管理課）、市町、防災関係機関 〕

1 職員の体制

県、市町及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じて、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。

2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておくものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保に努める。
- (2) 警察本部は、緊急かつ迅速な救助活動等を行うため、災害警備部隊の整備を図る。
- (3) 市町は、近隣市町及び県内市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
また、あらかじめ関係事業者等との間に応援等に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に連携して活動するための体制を整備するものとする。
- (4) 県及び市町は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるように、あらかじめ県内全市町が参加する応援協定を締結するなど、連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備するものとする。
- (5) 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておく。また、いかなる状況において、どのような分野（水防、救助、応急医療等）について派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。
- (6) 他の都道府県、関係事業者等との間に広域的な連携に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に迅速に被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うための体制を整備するものとする。
- (7) 県は、非常通信協議会等を通じて、放送事業者及び通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達にかかる体制の整備に努める。

3 防災中枢機能等の確保、充実

県、市町及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、浸水対策等の強化及び非常用電源や非常用通信手段の整備に努めるものとする。

また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないように、非常用電源の運転や公用車輛等に必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保を図るものとする。

4 基幹情報システムの機能確保

- (1) 県は、行政データのバックアップなどの安全対策を実施する。また、情報システム基盤（各種情報システムが稼働する基盤となるサーバ、ネットワーク機器、通信回線等）が被害を受けた場合においても、できるだけ早急に復旧させるため、職員の動員体制を整備するとともに、あらかじめ具体的な行動計画等を定めておくものとする。
- (2) 市町は、自らが管理する情報システムの安全対策を実施することとし、これに対して、県は助言を行うものとする。

5 広域防災活動体制の整備

- (1) 県は、大規模災害時に、県内外からの広域的な応援が迅速・円滑に受けられ、被災地域における応急活動が効果的に実施できるよう、広域的な視点に立った防災拠点のあり方について検討を行うとともに、広域防災活動体制の整備を図る。
- (2) 県及び市町は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要な活動拠点について、関係機関との調整の上、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。

[参考資料]

- 2-1 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- 2-2 中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定書
- 2-3 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定・同実施細目
- 2-4 大規模広域的災害に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書
- 2-5 防災相互応援協定（岡山県）
- 2-6 災害時の相互応援に関する協定書（県内8市9町及び県）
- 2-7 香川県消防相互応援協定
- 2-8 香川県防災ヘリコプター応援協定
- 2-9 消防・防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定
- 2-10 岡山県・香川県消防防災ヘリコプター相互応援協定
- 2-11 災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書
- 2-17 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
- 2-18 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書
- 2-45 四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ（四国地方整備局）
- 17-13 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

第19節 医療救護体制整備計画

災害時において迅速な医療活動を行い人命の安全を確保するため、救護所の設置、医療救護班の編成、後方医療機関の選定、医薬品等の確保など医療救護体制の整備を図る。

〔 主な実施機関
県（医務国保課、薬務感染症対策課）、市町
（独）国立病院機構、日本赤十字社香川県支部 〕

1 初期医療体制の整備

- (1) 市町は、救護所の設置、救護班の編成、出動等に関する体制を整備するとともに、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などの自主救護体制を確立させるものとする。
- (2) 関係機関は、市町の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。
- (3) 県は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムを整備し、円滑な運用を図る。

2 後方医療体制等の整備

- (1) 県及び市町は、救護所における救護班で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。
- (2) 県は、災害時において県下の緊急医療体制の中心となる災害拠点病院を指定し、これらの病院の施設、設備の充実に努める。

3 医薬品等の確保

県は、救護班及び後方医療機関の行う医療活動のため必要な医薬品、医療資機材、血液等を確保するため、備蓄、調達、供給、連絡等の体制を整備する。

4 ライフラインの確保

医療救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

5 広域的医療体制の整備

県は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。

[参考資料]

- 2-36 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書
- 2-37 災害時における一般医薬品等の確保に関する協定書
- 9-1 香川県医療救護計画
- 9-2 大災害時の医療救護体制
- 9-3 (広域)救護病院における災害時医療救護計画策定マニュアル
- 9-4 標準備蓄医薬品等一覧
- 9-5 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図
- 9-6 災害時の血液の確保系統図
- 9-7 在宅医療用資機材の取扱業者及び品目一覧

【DMAT指定病院・災害拠点病院・広域救護病院一覧】

H23.10.1

	地区	番号	施設名	病床数	班数	所在地	電話
DMAT指定病院	大川	1	さぬき市民病院	179	1	さぬき市寒川町石田東甲387-1	0879-43-2521
		2	香川大学医学部附属病院	613	3	木田郡三木町池戸1750-1	087-898-5111
	高松	3	県立中央病院	631	2	高松市番町5丁目4-16	087-835-2222
		4	高松赤十字病院	589	1	高松市番町4丁目1-3	087-831-7101
	中讃	5	普通寺病院	291	3	普通寺市仙遊町2丁目1-1	0877-62-2211
		6	回生病院	402	3	坂出市室町3丁目5-28	0877-46-1011
		7	香川小児病院	500	1	普通寺市普通寺町2603	0877-62-0885
		8	香川労災病院	394	1	丸亀市城東町3丁目3-1	0877-23-3111
	三豊	9	三豊総合病院	482	3	観音寺市豊浜町姫浜708	0875-52-3366
災害拠点病院	大川	1	さぬき市民病院	179		さぬき市寒川町石田東甲387-1	0879-43-2521
	小豆	2	内海病院	196		小豆郡小豆島町片城甲44-95	0879-82-2121
	高松	3	県立中央病院	631		高松市番町5丁目4-16	087-835-2222
		4	高松赤十字病院	589		高松市番町4丁目1-3	087-831-7101
		5	香川大学医学部附属病院	613		木田郡三木町池戸1750-1	087-898-5111
	中讃	6	普通寺病院	291		普通寺市仙遊町2丁目1-1	0877-62-2211
		7	回生病院	402		坂出市室町3丁目5-28	0877-46-1011
	三豊	8	三豊総合病院	482		観音寺市豊浜町姫浜708	0875-52-3366
広域救護病院	大川	1	県立白鳥病院	150	1	東かがわ市松原936	0879-25-4154
		2	さぬき市民病院	179	2	さぬき市寒川町石田東甲387-1	0879-43-2521
	小豆	3	内海病院	196	1	小豆郡小豆島町片城甲44-95	0879-82-2121
		4	土庄中央病院	126	1	小豆郡土庄町湊崎甲1400-2	0879-62-1211
	高松	5	高松医療センター	320	1	高松市新田町乙8	087-841-2146
		6	国立療養所大島青松園	310	1	高松市庵治町6034-1	087-871-3131
		7	香川大学医学部附属病院	613	3	木田郡三木町池戸1750-1	087-898-5111
		8	県立中央病院	631	3	高松市番町5丁目4-16	087-835-2222
		9	県立がん検診センター	0	1	高松市郷東町587-1	087-881-5601
		10	かがわ総合リハビリテーション病院	117	1	高松市田村町1114	087-867-6008
		11	高松市民病院	417	3	高松市宮脇町2丁目36-1	087-834-2181
		12	高松市民病院塩江分院	87	1	高松市塩江町安原上東99-1	087-893-0031
		13	高松赤十字病院	589	3	高松市番町4丁目1-3	087-831-7101
		14	香川県済生会病院	198	1	高松市多肥上町1331-1	087-868-1551
		15	屋島総合病院	310	3	高松市屋島西町1857-1	087-841-9141
	松	16	栗林病院	271	3	高松市栗林町3丁目5-9	087-862-3171
		17	国家公務員共済高松病院	179	1	高松市天神前4-18	087-861-3261
	中讃	18	普通寺病院	291	3	普通寺市仙遊町2丁目1-1	0877-62-2211
		19	香川小児病院	500	3	普通寺市普通寺町2603	0877-62-0885
		20	香川労災病院	394	3	丸亀市城東町3丁目3-1	0877-23-3111
		21	県立丸亀病院	215	1	丸亀市土器町東9丁目291	0877-22-2131
		22	坂出市立病院	216	2	坂出市文京町1丁目6-43	0877-46-5131
		23	陶病院	63	1	綾歌郡綾川町陶1720-1	087-876-1185
		24	滝宮総合病院	213	3	綾歌郡綾川町滝宮486	087-876-1145
		25	坂出聖マルチン病院	196	1	坂出市谷町1丁目4-13	0877-46-5195
		26	麻田総合病院	300	1	丸亀市津森町219	0877-23-5555
		27	回生病院	402	3	坂出市室町3丁目5-28	0877-46-1011
	三豊	28	永康病院	199	1	三豊市詫間町詫間1381	0875-83-3001
		29	三豊総合病院	482	3	観音寺市豊浜町姫浜708	0875-52-3366
		30	松井病院	253	1	観音寺市村黒町739	0875-23-2111
		31	岩崎病院	90	1	三豊市詫間町松崎2780-426	0875-83-6011
		32	橋本病院	156	1	三豊市山本町財田西902-1	0875-63-3311
		33	香川井下病院	243	1	観音寺市大野原町花稲818-1	0875-52-2215

- (注) 1 DMAT指定病院の班数は、(医師、看護師、事務調整員)で1班
 2 広域救護病院の班数は、広域救護班(原則として医師1名、看護師3名、補助者2名)の編成数

第20節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

主な実施機関
県（道路課、港湾課）、警察本部、四国地方整備局
高松空港事務所、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)

1 緊急輸送路の指定等

県は、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定し、その周知に努めるものとする。また、これらの施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理するものとする。

(1) 道路

- ① 第1次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）
- ② 第2次輸送確保路線（市町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）
- ③ 第3次輸送確保路線（第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路）

(2) 港湾

- ① 防災機能強化港（救助、輸送活動等を行う港湾）
高松港、坂出港、三本松港、津田港、内海港、土庄港、宮浦港、丸亀港、詫間港、観音寺港において、震災時等の住民の避難、物資の応急輸送に供するため、耐震強化岸壁等の整備を行うものとする。
- ② 連絡道路（防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ道路）

(3) 空港

救助、輸送活動等を行うため拠点となる空港

2 道路交通管理体制の整備

- (1) 道路管理者等及び警察本部は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐久性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。
- (2) 警察本部は、交通規制が実施された場合の車両の運転手の義務等について周知を図るとともに、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等を締結しておく。

3 緊急通行車両の事前届出

警察本部は、災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両の事前届出制度を行う。

【第1次輸送確保路線】

路 線 名	区 間
四国横断自動車道	さぬき市津田町鶴羽～東かがわ市坂元、高松市前田東町～観音寺市豊浜町、坂出市（坂出 JCT～坂出 IC）
瀬戸中央自動車道	岡山・香川県境～坂出 IC
一般国道 11 号高松東道路	三木町～さぬき市津田町鶴羽
国道 11 号	東かがわ市～高松市～観音寺市豊浜町、高松市上天神町～三木町
国道 30 号	高松市鍛冶屋町～玉藻町
国道 32 号	高松市田村町～琴平町～三豊市財田町
国道 319 号	丸亀市～琴平町
国道 193 号	高松市上天神町～三木町
国道 318 号	東かがわ市（全線）
国道 436 号	土庄町～小豆島町安田
国道 438 号	坂出市富士見町～まんのう町勝浦
県道高松長尾大内線	高松市今里町～木太町、高松市春日町～東かがわ市町田
県道高松空港線	高松市香南町（全線）
県道山崎御厩線	高松市中間町～檀紙町
県道林田府中線	坂出市林田町～加茂町
県道詫間琴平線	三豊市詫間町詫間～高瀬町新名
県道中徳三谷高松線	高松市福岡町～林町
県道大内白鳥インター線	東かがわ市三本松～川東
県道丸亀詫間豊浜線	観音寺市観音寺町～豊浜町姫浜
県道衣掛郷東線	高松市郷東町～鶴市町
県道檀紙鶴市線	高松市鶴市町～檀紙町
県道高松東港線	高松市朝日町
県道大見吉津仁尾線	三豊市三野町下高瀬～大見
県道石田東志度線	さぬき市志度町志度
県道三木津田線	さぬき市津田町津田
県道白鳥引田線	東かがわ市引田
臨港道路(高松港)	高松市福岡町～松福町
さぬき浜街道	高松市寿町～丸亀市昭和町
市道室町新田線	高松市室町～今里町、木太町～春日町
市道郷東中央線	高松市郷東町
市道高松海岸線	高松市寿町～朝日町
市道高松海岸 2 号線	高松市朝日町～春日町
市道昭和町田村線	丸亀市昭和町～田村町
市道朝日町仏生山線	高松市福岡町

※ 防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第1次輸送確保路線と同等扱いとする。
（高松港、坂出港、三本松港、津田港、内海港、土庄港、丸亀港、詫間港、観音寺港）

【第2次輸送確保路線】

路 線 名	区 間
国道 319 号	善通寺市生野町～上吉田町
国道 377 号	高松市香川町安原下～丸亀市綾歌町栗熊東、まんのう町買田～観音寺市豊浜町姫浜
国道 436 号	小豆島町安田～福田
県道観音寺池田線	観音寺市本大町～三豊市財田町財田上
県道三木綾川線	三木町下高岡～綾川町陶（全線）
県道坂出港線	坂出市寿町～富士見町、久米町
県道丸亀詫間豊浜線	多度津町東白方～三豊市詫間町、三豊市仁尾町～観音寺市観音寺町
県道高松善通寺線	坂出市府中町～丸亀市原田町
県道財田まんのう線	三豊市財田町財田上～まんのう町長尾（全線）
県道北風戸積浦線	直島町（全線）
県道高松牟礼線	高松市高松町～庵治町浜
県道丸亀港線	丸亀市風袋町～港町

路 線 名	区 間
県道高松志度線	高松市新田町～さぬき市志度
県道豊中三野線	三豊市豊中町笠田笠岡～豊中町比地大
県道豊中仁尾線	三豊市豊中町比地大～仁尾町仁尾
県道三木牟礼線	三木町氷上～高松市牟礼町
県道詫間仁尾線	三豊市詫間町～仁尾町仁尾
県道高松王越坂出線	高松市亀水町
県道鴨川停車場五色台線	高松市亀水町～生島町
県道炭所東琴平線	まんのう町炭所西
県道炭所西善通寺線	まんのう町炭所西
県道太田上町志度線	高松市多肥上町～林町
県道中徳三谷高松線	高松市林町
県道高松栗林(公)線	高松市桜町～花園町
県道高松長尾大内線	高松市上福岡町～松島町
県道高松東港線	高松市松島町～福岡町
県道円座香南線	高松市中間町～岡本町
県道千疋高松線	高松市岡本町～香南町西庄
県道坂手港線	小豆島町安田～坂手 (全線)
県道黒淵本大線	観音寺市本大町～植田町
県道観音寺善通寺線	観音寺市駅通町～三架橋町
県道善通寺大野原線	善通寺市上吉田町～生野町
さぬき浜街道	丸亀市昭和町～多度津町見立
市道室町新田線	高松市春日町～新田町
市道生島土地区画整理1号線	高松市生島町 (全線)
市道生島神在川窪2号線	高松市生島町
市道多肥上町19号線	高松市多肥下町～多肥上町
市道桜町3号線	高松市桜町 (全線)
市道桜町5号線	高松市桜町 (全線)
市道上福岡多肥下町線	高松市多肥下町～上福岡町 (全線)
市道尾池丸太線	高松市香南町横井～香南町由佐 (全線)
市道吉光高根線	高松市香南町由佐
市道駅通り池之尻線	観音寺市植田町～駅通町
町道1号線	多度津町西港町～東白方
町道8号線	多度津町東白方～東白方

※ 防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第2次輸送確保路線と同等扱いとする。
(宮浦港)

【第3次輸送確保路線】

路 線 名	区 間
国道32号	丸亀市綾歌町岡田下～岡田上
国道377号	東かがわ市西山～三木町奥山
県道志度山川線	さぬき市志度～さぬき市多和
県道丸亀三好線	丸亀市柞原町～善通寺市与北町
県道三木国分寺線	高松市十川西町～国分寺町新名
県道府中造田線	坂出市府中町～まんのう町造田 (全線)
県道詫間琴平線	三豊市高瀬町新名～まんのう町佐文
県道高松善通寺線	高松市中新町～坂出市府中町
県道善通寺大野原線	善通寺市上吉田町～三豊市高瀬町下麻、観音寺市本大町～三豊市高瀬町佐股
県道土庄福田線	土庄町淵崎～小豆島町福田
県道白鳥引田線	東かがわ市西山～引田
県道まんのう善通寺線	まんのう町四条～善通寺市与北町
県道中徳三谷高松線	高松市林町～三谷町、高松市中新町～花園町
県道牟礼中新線	高松市花園町～上福岡町、上福岡町～木太町
県道高松長尾大内線	高松市上福岡町

路線名	区間
県道善通寺府中線	坂出市府中町新宮～府中町石井
県道綾川府中線	坂出市府中町石井～綾川町北小路
県道瀬居坂出港線	坂出市八幡町～西大浜南、番の州公園～番の州町
県道黒瀬本大線	観音寺市柞田町～植田町
県道丸亀詫間豊浜線	観音寺市柞田町
県道高松琴平線	琴平町榎井～丸亀市綾歌町岡田上
市道番の州南北幹線道路	坂出市番の州町～番の州緑町
市道観音寺大野原豊浜線	観音寺市柞田町

【防災機能強化港】

港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
高松港	重要港湾	香川県	朝日地区 朝日C地区	→臨港道路→臨港道路F地区7号線→臨港道路朝日町本線→市道高松海岸線 →臨港道路F地区21号線→臨港道路F地区2号線→臨港道路B地区2号線外→市道高松海岸線 →臨港道路C地区14号線→県道高松東港線→高松海岸線2号線
坂出港	〃	坂出市	西ふ頭地区	→県道瀬居坂出港線→さぬき浜街道
三本松港	地方港湾	香川県	三本松地区	→9号臨港道路→県道津田引田線→県道三本松港線→国道11号
津田港	〃	〃	津田地区	→津田港臨港道路→市道臨港線→津田港臨港道路→国道11号
内海港	〃	〃	草壁地区	→国道436号
土庄港	〃	〃	大木戸地区	→畝木臨港道路→県道本町小瀬土庄港線→国道436号
宮浦港	〃	〃	宮浦地区	→臨港道路→県道北風戸積浦線
丸亀港	〃	〃	本港地区	→市道西平山港町線→市道港町区画5号線→さぬき浜街道
詫間港	〃	〃	経面地区	→臨港道路経面4号臨港線→臨港道路経面3号臨港線→県道詫間仁尾線
観音寺港	〃	〃	観音寺地区	→県道観音寺港線→県道丸亀詫間豊浜線

【空港】

名称	種別	管理者
高松空港	拠点空港（国管理空港）	高松空港事務所

〔参考資料〕

- 2-19 災害時における緊急通行車両の円滑な通行の確保に関する協定
- 2-20 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定
- 2-21 災害時における交通誘導業務に関する協定・同細目協定
- 13-1 緊急通行車両の標章及び確認証明書
- 13-2 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図等

第 2 1 節 避難体制整備計画

家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難所、避難路の確保、避難勧告基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

〔 主な実施機関
県（危機管理課）、市町 〕

1 避難所の指定、整備

(1) 市町は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮して、あらかじめ公民館、学校等公共的施設等を避難所として指定する。

避難所においては、次の資機材等の整備や防災行政無線等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。

- ・貯水槽、仮設トイレ、マット
- ・非常用電源
- ・テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器
- ・高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備

また、避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(2) 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとし、県有施設が避難所又は応急救護所となった場合、当該施設管理者は、その開設に必要な資機材の搬入、配備について協力するものとする。

2 避難路の選定

市町は、避難路については、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、複数ルート選定するものとする。

3 避難勧告基準等の策定

市町は、災害時に適切な避難が行えるよう、避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておくものとする。

また、避難勧告及び避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）の設定を図るものとする。

4 避難に関する広報

(1) 市町は、避難所、避難路、避難方法、避難勧告又は指示及び避難準備情報の意味合い等について、避難所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報誌や防災マップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、住民に周知徹底を図るものとする。

- (2) 市町は、避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し、整備に努めるものとする。なお、避難勧告又は指示及び避難準備情報については、避難情報伝達システムによるメール配信を伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前にメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかけるものとする。
- (3) 市町は、避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努めるものとする。
- また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努めるものとする。

5 避難計画の策定

市町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

当該避難計画には、市町が行う避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他避難のために必要な事項を定める。

市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所の運営について、あらかじめ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。

また、市町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を住民に周知する。

6 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期すものとする。

7 災害時要援護者への対応

市町は、高齢者、障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努める。

8 帰宅困難者への対応

県及び市町は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

9 土砂災害対策

土砂災害警戒区域がある市町長は、土砂災害警戒区域内に災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるとともに、必要な事項を住民に周知させるため、これらに事項を記載した印刷物の配布やその他の必要な措置を講じる。

10 河川災害対策

浸水想定区域内にあり、市町地域防災計画に名称等を定められた地下街等の所有者又は管理者は、地下空間等の特性を踏まえて洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、この計画を市町長に報告するとともに、公表し、災害時の避難に万全を期するものとする。

11 孤立地域への対応

市町は、孤立の恐れがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

[参考資料]

- 2-16 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書
- 14-1 避難所一覧

第2節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

主な実施機関
県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課、水産課、水道局）
市町、（社）日本水道協会香川県支部

1 食料等の確保

- (1) 県及び市町は、食料について、食物アレルギーへの対応も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- (2) 県は、米穀について、農林水産省の災害救助用米穀の供給制度を活用し、確保する。
- (3) 県及び市町は、被害を想定し、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。

2 飲料水の確保

- (1) 県及び市町は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。
- (2) 県及び市町は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- (3) 県及び市町は、被害を想定し、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。

3 生活物資の確保

県及び市町は、被害を想定し、生活物資の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。

なお、生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。

4 住民による備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料及び飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）を災害時に備え備蓄するように努めるものとする。

また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

5 物資の集積拠点の指定

- (1) 県は、他県等からの緊急物資等の受入、一時保管、配送を行うための拠点施設を指定しておく。
- (2) 市町は、地域ごとに、公共施設、広場等を輸送拠点及び集積地として指定しておくものとする。

[参考資料]

- 2-22 米穀の調達に関する協定書
- 2-23 生活必需物資の調達に関する協定書
- 2-24 災害時における生活必需物資等の調達に関する協定書
- 2-25 災害救助物資の供給等に関する協定書
- 2-26 災害時における物資の供給に関する協定書
- 2-27 災害時における物資供給に関する協定書
- 2-28 災害時における生活必需物資の調達等に関する協定書
- 2-29 災害発生時における飲料水の調達に関する協定書
- 11-2 生活必需物資等の備蓄状況
- 11-3 生活必需物資等の調達方法
- 11-4 緊急物資の備蓄マニュアル
- 12-3 給水機器保有状況

第23節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

〔 主な実施機関
県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）、市町 〕

1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、県又は市町の指導により、次の措置を講じる。

(1) 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、避難所に指定されている学校については、市町の防災担当部局と連携し、避難所開設時の協力体制の確立に努める。

(2) 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、必要な防災教育を行う。

(3) 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

(4) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法について、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

(5) 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

2 文教施設・設備の点検、整備

県及び市町は、文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材を整備する。

3 文化財の保護

県及び市町は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、火災報知器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

第24節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

主な実施機関
県（県民活動・男女共同参画課、危機管理課、健康福祉総務課）、市町
香川県災害ボランティア協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部

1 協力体制の確立

県及び市町は、香川県災害ボランティア協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部と連携し、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう協力体制の確立に努める。

2 ボランティア活動の啓発等

県及び市町は、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。

また、香川県災害ボランティア協議会との連携により、災害時のボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、電話等通信機器の整備等について検討する。

3 ボランティアの登録等

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

第25節 災害時要援護者対策計画

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、外国人等の災害時要援護者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、災害時要援護者の状態に配慮した体制を整備する。

〔	主な実施機関	〕
	県（国際課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子育て支援課 障害福祉課、観光振興課）	
	市町	

1 社会福祉施設等入所者の対策

社会福祉施設等の管理者は、次の措置を講じるよう努めるものとする。

- ・ 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導體制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
- ・ 利用者及び従事者等に対して避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。
- ・ 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、防災資機材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を確保しておく。
- ・ 施設の倒壊等による利用者の他施設への移送、収容など施設相互間の応援協力体制の整備に努める。

2 在宅の災害時要援護者の対策

- (1) 市町は、地域の実情に応じた災害時要援護者支援対策を推進するため、災害時要援護者避難支援プランの作成に努め、県は、市町に対し助言、情報提供等の支援を行う。
- (2) 市町は、あらかじめ自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の活動を通じて、災害時要援護者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。
また、把握した情報について、個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するとともに、避難訓練を実施するなど、連携の強化に努める。
- (3) 市町は、社会福祉施設等の管理者との協議により、災害時要援護者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の選定に努める。
- (4) 市町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる避難所、大きな字で見やすい標識板等の災害時要援護者に配慮した防災基盤整備に努める。
- (5) 難病患者への対応のため、県は、市町との連携を図る。また、県及び市町は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

3 外国人の対策

- (1) 市町は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、避難所等の標示板等に外国語を併記するよう努める。
- (2) 県及び市町は、外国語による防災に関するパンフレット等を作成、配布し、防災知識の普及、啓発に努める。

(3) 県は、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションが図れるよう、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

4 旅行者の対策

市町は、旅行者等土地に不慣れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、関係機関等と連携し、体制の整備に努める。

5 災害時要援護者からの情報提供

高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは、市町、自主防災組織等に、あらかじめ安否確認や避難等の際に必要な自らの情報を提供するように努めるものとする。

[参考資料]

2-39 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書

第26節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、住民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

〔 主な実施機関
県（危機管理課、河川砂防課）、市町、防災関係機関 〕

1 総合訓練

県及び市町は、大規模な災害の発生を想定して、防災関係機関、住民、自主防災組織その他関係団体等の協力を得てその緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- ・ 情報の収集・伝達、災害広報
- ・ 水防、消防、救出・救助
- ・ 避難誘導、避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- ・ ライフライン応急復旧、道路啓開
- ・ 偵察、警戒区域の設定、交通規制
- ・ 救援物資及び緊急物資輸送

2 災害対策本部設置運営訓練

県及び市町は、災害時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。

3 図上訓練

県及び市町は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

4 水防訓練

県及び市町は、水防計画に基づく水防活動を円滑に実施するため、水防工法等の訓練を行う。

5 消防訓練

市町は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消火、救助活動等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定した訓練を行う。

6 避難救助訓練

訓練実施に当たっては、災害時要援護者への支援体制を考慮するものとする。

- (1) 県及び市町は、災害時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (2) 市町は、土石流危険区域等土砂災害危険箇所において、自主防災組織や地域住民の協力を得ながら避難体制の整備を図るとともに避難訓練を行うものとする。
- (3) 学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行うものとする。

7 非常通信連絡訓練

県、市町及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

8 非常招集訓練

県、市町及び防災関係機関は、災害時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

9 事故災害訓練

突発的な海難事故、航空機事故、鉄道事故、油流出事故等に対し迅速かつ的確な対策を実施するため、防災関係機関、関連企業、関係団体等が連携した防災訓練を行う。

10 土砂災害に対する防災訓練

近年の土砂災害の実態を踏まえ、国、県、市町、防災関係機関及び地域住民が一体となって、情報伝達訓練及び避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図る。

11 自主防災組織等における訓練

地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、市町及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、初期消火、応急救護、避難、災害時要援護者の安全確認・避難誘導、避難所運営等の訓練を行うものとする。

12 広域的な防災訓練

県は、他の都道府県との協定に基づき、相互の応援体制を確立するため、県域を越えた広域的な防災訓練を行う。

第27節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、防災関係職員に対し防災研修を行う。また、住民に対する防災知識等の普及に当たっては、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

〔 主な実施機関
県（総務学事課、危機管理課、河川砂防課、教育委員会）、警察本部、市町、
防災関係機関 〕

1 防災思想の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の災害時要援護者を助けること、避難所で自ら活動すること、あるいは県、市町等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、県及び市町は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 職員に対する防災研修

県、市町及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、職員に対して必要な防災研修を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ・ 災害に関する基礎知識、本県における災害発生状況
- ・ 地域防災計画等の概要
- ・ 災害が予想される、又は発生した時に、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- ・ その他災害対策上必要な事項

3 住民に対する普及啓発

県及び市町は、防災週間や火災予防週間をはじめとした防災関連行事等を通じ、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図る。また、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。

なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、火災予防週間、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行う。

- ・ 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- ・ 注意報・警報の意味や内容、発表時にとるべき行動
- ・ 浸水、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- ・ 土砂災害に係わる前兆現象に関する知識
- ・ 避難勧告・避難指示の意味や内容、発令時にとるべき行動
- ・ 避難所、避難路、避難所での行動など避難に関する知識
- ・ 3日分程度の食料、飲料水の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ等）の準備

- ・ 火災の予防、台風や地震に対する家屋の保全対策
- ・ 災害時における家族内の連絡体制の確保
- ・ 被災体験の伝承

〔 被災体験を被災者だけにとどめず、県民の記憶として広く共有化することや、世代を超えて被災体験を伝えていく。 〕

4 学校における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組みを推進する。

特に、避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

(2) 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災教材等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

5 自動車運転手等に対する啓発

警察本部は、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習等の機会を通じ、災害時に自動車運転手がとるべき行動等に関する知識の啓発に努める。

6 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

市町は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

7 事業所における防災の促進

県及び市町は、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において事業者が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全確保、業務を継続するための取組に資する情報提供等を進める。

また、事業所の防災に係る取組の積極的評価等により、事業所の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討するものとする。

8 災害情報の提供等

市町及び県は、災害状況を記録し、及び公表する。

市町は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとする。

県は、市町の上記施策の実施を支援するものとする。

9 災害教訓の伝承

県及び市町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

[参考資料]

- 3－ 1 過去における主な風水害等一覧
- 3－ 2 過去における主な地震一覧
- 3－ 3 過去における主な林野火災一覧
- 3－ 4 過去における主な事故一覧

第28節 自主防災組織育成計画

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が極めて重要となるので、地域住民、事業所等による自主防災組織の育成、指導に努めるとともに、消防団の活性化を図る。

〔 主な実施機関
県（危機管理課）、市町 〕

1 地域住民の自主防災組織

(1) 災害時においては行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

県民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

市町は、地域住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修に努めるものとし、県はこれを支援する。

また、消防団と自主防災組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

(2) 自主防災組織の編成は、次により行うものとする。

- ・ 既存の町内会、自治会等をはじめ各種防火団体、婦人団体、青年団体等を活用して編成する。
- ・ 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。
- ・ 土砂災害危険地域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

(3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

- 〔 平常時
の活動 〕
- ・ 平常時の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
 - ①災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
 - ②災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法等の確認
 - ③避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発表等の基準、災害対応における市町との役割分担等についての市町との協議
 - ④災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の住民への周知
 - ⑤地域の災害時要援護者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備
 - ⑥災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準の作成及び周知
 - ⑦地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施
 - ・ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
 - ・ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
 - ・ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
 - ・ 地域における高齢者、障害者等の災害時要援護者の把握
- 〔 災害時
の活動 〕
- ・ 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
 - ・ 集団避難の実施、高齢者や障害者等の災害時要援護者の安否確認、避難誘導、避難支援等
 - ・ 救出・救護、炊き出し等の実施、救援物資の分配、避難所の運営に対する協力等

2 事業所の自衛消防組織等

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

事業所等は、市町及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。

災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとする。

3 消防団の活性化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、県及び市町は、装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図る。

[参考資料]

17-10 自主防災組織の現況

第29節 愛玩動物の保護計画

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、愛玩動物を飼育養している住民が動物を伴い避難所に避難同伴してくることが予想される。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育養に関し、市町等関係機関や県獣医師会、県動物愛護団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護団体等と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。

主な実施機関
〔 県（生活衛生課、保健所、畜産課）、高松市（高松市保健所）、
市町、香川県獣医師会、動物愛護団体 〕

1 愛玩動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

2 避難所における動物の適正飼養対策

県は、避難所を設置する市町と協力して、飼い主とともに避難してきた動物の飼養について、適正飼養の指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。また、被災住民に対し、保護動物に係る情報提供を行う。

市町は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるように配慮する。

動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努める。

3 被災動物救護活動

県は、香川県獣医師会、動物愛護団体等が行う被災動物の保護、救援に協力する。

また、県は、市町、香川県獣医師会、動物愛護団体等と協力して、飼い主の分からない負傷動物や逸走した動物等に対する保護実施体制及び保護動物に係る情報提供体制を整備する。

第30節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模地震発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

〔 主な実施機関
県（危機管理課、観光振興課）、市町 〕

1 県民への啓発

県及び市町は、県民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

2 事業所等への啓発

県及び市町は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るものとする。

3 避難所等の提供

市町は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、避難所の運営体制の整備に努める。特に主要駅・港湾のターミナル等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

4 情報提供体制の整備

県及び市町は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

5 安否確認の支援

県及び市町は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

県及び市町は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

7 帰宅困難となる観光客等への対策

(1) 県及び市町は、現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、避難場所等についての広報を行うよう努めるものとする。

(2) 市町は、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する方法などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図るものとする。また、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

県は、市町の上記施策の実施を支援するものとする。

(3) 県及び市町は、ホテル・旅館等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取り組みを促進する。

[参考資料]

2-16 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県、市町及び防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、活動体制を整備する。

〔 主な実施機関
県（全部局）、市町、防災関係機関 〕

1 県の活動組織

(1) 防災会議

県の地域に係る防災に関し、国及び地方に通ずる総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき県の附属機関として設置されており、災害発生時の情報の収集、各機関の実施する災害応急対策の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及び実施の推進を図る。

(2) 災害対策本部

① 災害対策本部の設置、解散

知事は、災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。
知事は、県の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

【設置基準】

- 1 県内に気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- 2 県内で次の事故等が発生し、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - ・ 大規模な火災又は爆発
 - ・ 災害を誘発する物質の大量流出
 - ・ 大規模な列車、航空機、船舶等の事故
 - ・ その他重大な事故
- 3 通常の組織における対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき。

② 災害対策本部室の設置場所

本館5階 災害対策本部室

③ 災害対策本部の組織

ア 本部長

本部長（知事）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 副本部長

副本部長（副知事）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。なお、本部長、副本部長ともに事故あるときは、知事の職務を代理する上席の職員を定める規則（平成23年香川県規則第56号）において定められた職員が順にその職務を代理する。

【規則において定められた職員の順序】

1	政策部長
2	総務部長
3	環境森林部長
4	健康福祉部長
5	商工労働部長
6	農政水産部長
7	土木部長

ウ 本部員

- a 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
- b 本部員は、政策部長、総務部長、環境森林部長、健康福祉部長、商工労働部長、農政水産部長、土木部長、防災局長、知事公室長、会計管理者、水道局長、病院事業管理者、教育長及び警察本部長をもって充てる。

エ 本部会議

- a 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。
- b 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- c 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。
- d 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。
 - ・ 本部の動員配備体制に関すること。
 - ・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
 - ・ 市町に対する災害対策の指示等に関すること。
 - ・ 国、他県及び防災関係機関への応援要請に関すること。
 - ・ その他重要な災害対策に関すること。

オ 本部事務局

- a 災害対策本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局には班（総務班、情報班、対策班、広報班、動員班、連絡班）を置く。
- b 事務局各班の組織及び分掌事務は香川県災害対策本部規則（昭和 38 年香川県規則第 59 号）のとおりとする。
- c 事務局長（防災局長）は、本部長の命を受け、事務局の事務を掌理する。
- d 事務局次長（防災局次長）は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
- e 事務局参事（防災局参事）は、事務局長の命を受けて、各部の連絡調整にあたる。

カ 部

- a 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に部（政策部、総務部、環境森林部、健康福祉部、商工労働部、農政水産部、土木部、出納部、水道部、病院部、教育部及び警備部）を置き、部には班を置く。
- b 各部各班の組織及び分掌事務は香川県災害対策本部規則（昭和 38 年香川県規則第 59 号）のとおりとする。
- c 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
なお、部長に事故あるときは、当該部の次長の職にある者がその職務を代理する。

キ 出先機関

各出先機関は、管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その状況及び災害応急対策に必要な事項を、速やかに、主管課を通じて本部事務局に報告するとともに、その指示に従い、災害応急対策に従事する。

ただし、災害応急対策の拠点となる小豆総合事務所、大川合同庁舎、坂出合同庁舎、仲

多度合同庁舎、三豊合同庁舎、長尾土木事務所、高松土木事務所（東讃土地改良事務所を含む。）、中讃保健福祉事務所における第一報（庁舎の被害状況等）については、庁舎管理者が災害対応の初動段階に本部（情報班）に報告する。

ク 現地災害対策本部

本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

④ 災害対策本部の設置の通知等

災害対策本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、市町、防災関係機関、消防庁、近隣県等にその旨を通知するものとする。

⑤ 国との連携

大規模災害の発生等により、国の現地災害対策本部が設置された場合、災害対策を円滑かつ的確に推進するため、県災害対策本部は国の現地災害対策本部と緊密な連絡調整を図る。

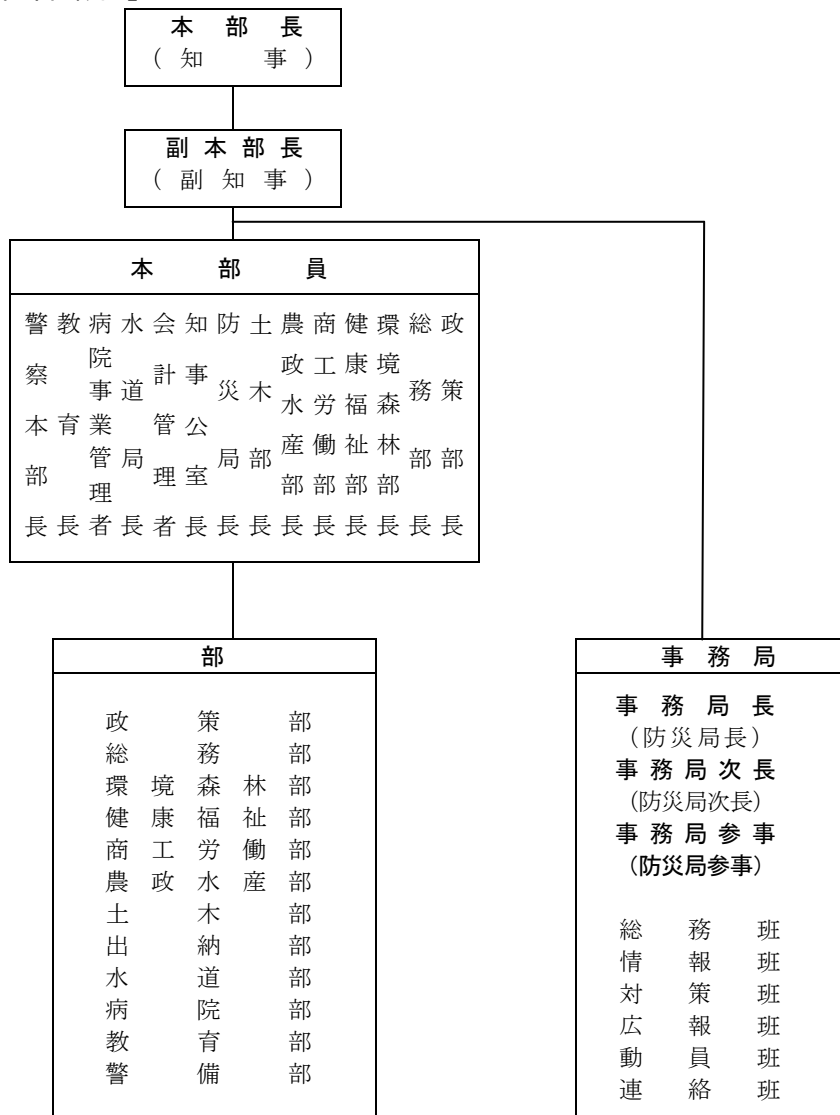
【消防庁連絡先】

区分 回線別	応急対策室（平日 9:30~18:30）		宿直室（左記以外）	
	電話	FAX	電話	FAX
NTT回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
消防防災無線 ※1	19-90-49013	19-90-49033	19-90-49101	19-90-49036
地域衛星通信ネットワーク ※2	7-048-500-90-49013	7-048-500-90-49033	7-048-500-90-49101	7-048-500-90-49036

※1：特定の内線電話よりかけられます。

※2：全ての内線電話よりかけられます。

【災害対策本部組織図】



2 県の動員配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、知事は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1) 配備基準

職員の配備基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

【風水害の場合】

区 分	配備基準	配 備 所 属	本部体制等
第1次配備	大雨、洪水等の注意報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理課 土地改良課、農村整備課、道路課、河川砂防課 小豆総合事務所、土地改良事務所(3)、土木事務所(4) 	
第2次配備	大雨、洪水等の警報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理課 広聴広報課、みどり整備課、土地改良課、農村整備課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、住宅課、水道局、教育委員会総務課 小豆総合事務所、林業事務所(2)、土地改良事務所(3)、土木事務所(4)、高松港管理事務所 	水防本部体制で対応
第3次配備	大雨、洪水等の警報が発表され、相当規模の被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき (災害対策本部を設置するとき)	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理課 第2次配備の本庁各課及び各出先機関 災害対策本部事務局に関係ある各課等 上記以外の所属のうち災害応急対策に係る本庁各課及び各出先機関 	災害対策本部体制で対応

【その他の災害の場合】

区 分	配 備 基 準	配 備 所 属	本部体制等
第1次配備	<ul style="list-style-type: none"> 林野火災が発生したとき 油等流出事故が発生したとき その他小規模な事故が発生したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理課 災害に関係ある本庁各課及び各出先機関 	
第2次配備	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な火災又は爆発が発生したとき 災害を誘発する物質の大量流出等が発生したとき 大規模な列車、航空機、船舶等の事故が発生したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理課 災害に関係ある本庁各課及び各出先機関 	事故対策本部体制で対応
第3次配備	<ul style="list-style-type: none"> 上記の事故等により、相当規模の被害が発生したとき 通常の組織による対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき (災害対策本部を設置するとき)	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理課 災害に関係ある本庁各課及び各出先機関 災害対策本部事務局に関係ある各課等 	災害対策本部体制で対応

(2) 動員体制の確立

- ① 災害対策本部の部長に充てられる者は、配備基準に従って、それぞれの部の動員計画（所管する出先機関を含む。）を作成し、職員に周知する。
- ② 各所属長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定する。
- ③ 各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

(3) 参集等の方法

① 勤務時間内における動員

危機管理課長は、気象等に関する注意報又は警報等が発表されたとき又は災害が発生したとき、関係各所属へ電話、ファクシミリ等で、当該情報の内容を伝達する。

関係所属長は、危機管理課からの情報又は報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害の予防又は応急対策に従事させる。

② 勤務時間外における動員

ア 風水害の場合

気象等に関する注意報又は警報等が発表されたときは、危機管理課から関係各所属へファクシミリ等で当該情報の内容を伝達する。

関係所属長は、気象情報自動連絡システム等により、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害の予防又は応急対策に従事させる。

指定された職員は、所属長からの連絡に基づき配備につくほか、報道機関等からの情報により災害の発生を知ったときは、自主的に参集する。

イ その他の災害の場合

災害に関する情報があったときは、危機管理課から関係各所属へ電話等で当該情報の内容を伝達する。

関係所属長は、危機管理課からの情報又は報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害の予防又は応急対策に従事させる。

指定された職員は、所属長からの連絡に基づき配備につくほか、報道機関等からの情報により災害の発生を知ったときは、自主的に参集する。

③ 災害対策本部設置時における動員

災害対策本部各部の動員は、動員班から各部主管課を通じて行うものとし、主管課から各課へ、各課から指定職員へ連絡するものとする。また、災害対策本部事務局各班の動員は、動員班から直接各班各課に行うものとし、各課から指定職員へ連絡する。

動員を行った場合、各部長、各班長は、職員の動員状況を速やかに把握し、動員班を通じて事務局長に報告する。

3 市町の活動体制

(1) 防災会議

市町の地域に係る防災に関し、当該市町の業務を中心に、当該市町区域内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市町の附属機関として設置されている。

(2) 災害対策本部

市町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、市町長が必要と認めた場合は、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、県に準じてあらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部を設置し、災害応急対策を行う。

(3) 迅速な活動体制の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立するものとする。

4 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を行うものとする。

[参考資料]

- 1－ 2 香川県防災会議条例
- 1－ 3 香川県防災会議運営要綱
- 1－ 4 香川県防災会議水防部会設置要綱
- 1－ 7 香川県災害対策本部条例
- 1－ 8 香川県災害対策本部規則
- 1－ 9 香川県災害対策本部事務局各班の組織及び分掌事務
- 1－10 香川県災害対策本部各部各班の組織及び分掌事務
- 6－ 9 気象情報自動連絡システム
- 17－ 4 香川県防災会議委員・幹事名簿

第2節 広域的応援計画

災害時において、被災市町だけでの災害応急活動の実施が困難な場合は、県外も含めた防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

〔 主な実施機関
県（危機管理課）、市町、防災関係機関 〕

1 県の応援要請等

(1) 市町に対する応援指示

県は、市町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市町に対して、他の市町を応援するよう指示する。

また、県内全市町間の応援協定に基づき、被災市町から、他の市町への応援の要請の依頼があった場合、又は被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、必要な調整を行ったうえで、被災市町を応援するよう、他の市町に対して要請する。

(2) 他都道府県に対する応援要請

県は、県内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、あらかじめ締結している応援協定に基づき、応援（職員派遣を含む。）を要請する。

(3) 指定行政機関等に対する職員派遣の要請

県は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

(4) 内閣総理大臣に対する職員派遣の斡旋要求

県は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣に対して、他都道府県、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(5) 指定行政機関等に対する応急措置の要請

県は、県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、当該機関が実施すべき応急措置の実施を要請する。

(6) 民間団体等に対する協力要請

県は、県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県域を統括する民間団体等に対して協力を要請する。

2 市町の応援要請等

(1) 他市町に対する応援要請

市町は、市町内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。

(2) 県に対する応援要請等

① 市町は、市町内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県に対し応援（職員派遣を含む。）を求め、又は応急措置の実施を要請する。

② 市町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

③ 市町は、県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとまがないときは、県に対して、他の市町への応援の要請を依頼することができる。

(3) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

市町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

(4) 民間団体等に対する要請

市町は、市町内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

3 消防機関の応援要請

市町は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請する。

4 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第44条に基づき行う。

(1) 災害発生市町から知事への応援要請連絡

災害発生市町長等は、大規模な災害等に際し、自らの市町（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断したときは、別記様式1-1（緊急消防援助隊応援要請連絡票）により、速やかに知事に連絡するものとする。

ただし、知事に連絡をとることができない場合は、消防庁長官に対して連絡するものとする。

(2) 消防庁長官への応援要請

知事は、災害発生市町長等からの応援要請連絡を受け、法第44条に基づき、災害の状況及び県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、別記様式1-2（緊急消防援助隊応援要請連絡票）により速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援を要請するものとする。

① 知事は、緊急消防援助隊の応援要請の可否を決定する際、代表消防機関又は代表消防機関代行に必要な情報を伝達するものとする。

② 知事は、災害発生市町長等からの応援要請の連絡がない場合であっても、代表消防機関又は代表消防機関代行等からの情報により、緊急消防援助隊の応援が必要と認めるときは、消防庁長官に対して応援要請するものとする。

この場合、知事は災害発生市町長等に対し、速やかに応援要請を行った旨を連絡するものとする。

③ 消防庁長官から応援を決定した旨の通知を受けたときは、知事は災害発生市町長等及び代表消防機関の長に速やかにその旨を連絡するものとする。

(3) 応援部隊が出勤するまでに必要な情報

災害発生市町長等は、知事に対する第一報要請時に、必要な情報を連絡後、引き続き次に掲げる内容を速やかに連絡しなければならない。

また、知事は、これらの情報を消防庁長官へ連絡するものとする。

① 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域

② 緊急消防援助隊の進出拠点

③ 緊急消防援助隊の到達ルート

④ その他必要な情報

【消防庁連絡先】

応急対策室		宿直室（夜間休日）	
TEL 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

5 警察本部の援助の要求

県公安委員会は、県内の警備力をもってしても対処できないと認めたときは、警察庁又は他の都道府県警察に対して、広域緊急援助隊等の援助の要求を行う。

6 高松海上保安部の応援要請

高松海上保安部は、管内の勢力をもってしても対処できないと認めたときは、第六管区海上保安本部に対して、船艇、航空機等の応援要請を行う。なお、大量の油等の流出事故が発生し、香川地区大量排出油等防除協議会の防除活動だけでは被害が他の協議会の管轄海域におよび、又はおよぶおそれがある場合は、備讃海域排出油等防除協議会連合会を通じ他の地区協議会に情報を提供し、防除活動の連携を推進する。

7 応援受入体制の確保

応援等を要請した県、市町等は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとする。特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。

8 他都道府県等への応援

県、市町等は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行うものとする。

[参考資料]

- 2-1 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- 2-2 中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定書
- 2-3 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定・同実施細目
- 2-4 大規模広域的災害に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書
- 2-5 防災相互応援協定（岡山県）
- 2-6 災害時の相互応援に関する協定書（県内8市9町及び県）
- 2-7 香川県消防相互応援協定
- 2-8 香川県防災ヘリコプター応援協定
- 2-9 消防・防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定
- 2-10 岡山県・香川県消防防災ヘリコプター相互応援協定
- 2-45 四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ（四国地方整備局）
- 16-5 広域航空応援受援マニュアル
- 17-13 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

〔 主な実施機関
県（危機管理課）、市町、自衛隊 〕

1 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」に基づき行う。

- (1) 災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとして判断される場合は、市町は県に対して、県は第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて、第14旅団に連絡員の派遣を求める。
- (2) 県は、災害派遣要請の必要があると判断した場合には、次の事項を記載した文書を第14旅団に提出し、自衛隊の派遣を要請する。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

- ① 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

- (3) 市町は、災害派遣を必要とする場合には、前記(2)に掲げる事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第14旅団に通知することができるものとし、この場合、市町は速やかにその旨を県に通知する。

【陸上自衛隊第14旅団連絡先】

第3部 (NTT)		第3部 (防災行政無線)	
TEL 0877-62-2311	FAX 0877-62-2311 (内線切替)	TEL 466-502	FAX 466-581

2 自衛隊の自主派遣

- (1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ② 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、市町、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ③ 海難事故、航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合

④ その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(2) 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

3 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、県、市町及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う。(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。(ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合)

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

(8) 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。

(9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。

(10) 炊飯及び給水

被災者に対して、炊飯及び給水を行う。

(11) 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(13) その他

その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

4 派遣部隊の受入

- (1) 県は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、派遣を受ける市町に受入体制を準備させ、また必要に応じて職員を派遣し、派遣部隊及び当該市町相互間の連絡に当たるとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。
- (2) 派遣を受ける市町は、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努めなければならない。
 - ① 派遣部隊との連絡員を指名する。
 - ② 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。
 - ③ 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
 - ④ 集結地（宿泊施設、駐車場等を含む）、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

5 撤収要請

県は、派遣を受けた市町、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、第14旅団に対して、派遣部隊の撤収を要請する。

6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。

なお、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- (5) 県等が管理する有料道路の通行料

[参考資料]

2-11 災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書

第4節 気象情報等伝達計画

気象の予報、警報等の情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

{

 主な実施機関
 県（危機管理課、河川砂防課）、市町
 四国地方整備局、高松地方气象台

}

1 気象予警報等

(1) 高松地方气象台は、気象現象等により災害の発生が予想される場合は、気象業務法に基づき、注意報、警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

高松地方气象台から一般及び水防活動に供するため県域に発表される気象予警報等の種類及び基準等は次のとおりである。

① 注意報

気象現象等により、県域に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

種 類		発 表 基 準
一般の利用に適合するもの	風雪注意報	風雪によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合
	強風注意報	強風によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合
	大雨注意報	大雨によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には別表 1 のいずれかの条件に該当する場合である。
	大雪注意報	大雪によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間降雪の深さが 10 cm 以上になると予想される場合
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最小湿度が 35% 以下で、実効湿度が 60% 以下になると予想される場合

種 類		発 表 基 準	
一般の利用に適合するもの	気象注意報	なだれ注意報	なだれによって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 積雪の深さが 20 cm以上あり、降雪の深さが 30 cm以上になると予想される場合 ② 積雪の深さが 50 cm以上あり、高松地方気象台における最高気温が 8℃以上又はかなりの降雨が予想される場合
		着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが 20 cm以上あり、気温が - 1℃から 2℃になると予想される場合
		霜注意報	晩霜によって農作物に著しい災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 晩霜期で、最低気温が 3℃以下になると予想される場合
		低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 高松地方気象台において最低気温が - 4℃以下になると予想される場合
	地面現象注意報	※1 地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起るおそれがあると予想される場合
	高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について、注意を喚起する必要がある場合で、具体的には別表 5 の条件に該当する場合である。
	波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 1.5m以上になると予想される場合
	浸水注意報	※1 浸水注意報	浸水によって災害が起るおそれがあると予想される場合
	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には別表 3 のいずれかの条件に該当する場合である。
	※2		
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
	水防活動用高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報と同じ
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ

② 警報

気象現象等により、県域に重大な被害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

種 類		発 表 基 準	
一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合
		暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合
		大雨警報	大雨によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には別表2のいずれかの条件に該当する場合である。 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
		大雪警報	大雪によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが30cm以上になると予想される場合
	地面現象警報	※1 地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合
	高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には別表5の条件に該当する場合である。
	波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が2.5m以上になると予想される場合
	浸水警報	※1 浸水警報	浸水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合
	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には別表4のいずれかの条件に該当する場合である。
	※2 水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用高潮警報		高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報と同じ
水防活動用洪水警報		洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ

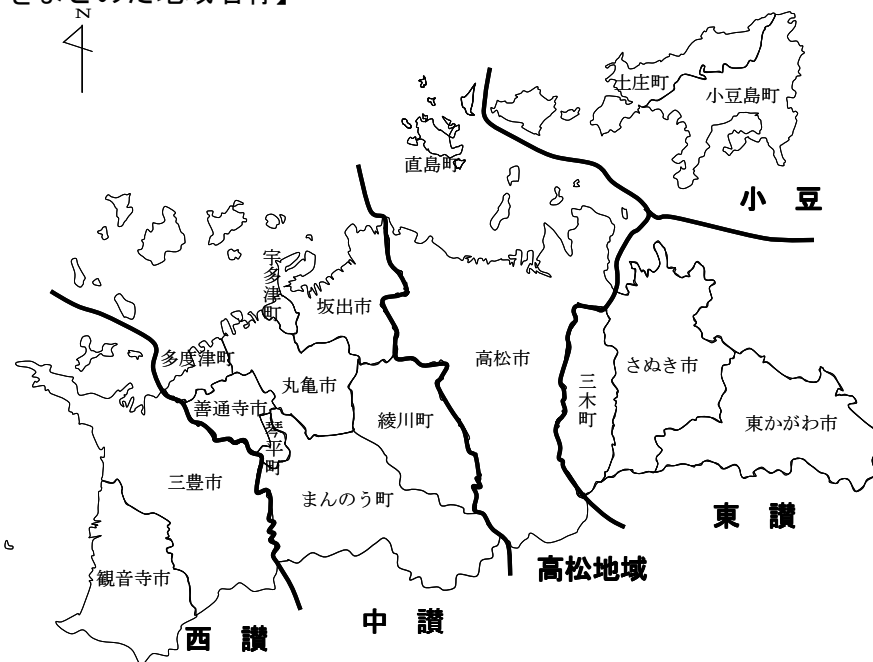
- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、香川県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係性を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
- 3 ※1印は、標題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。
※2印は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報をもって代え、水防活動用の語は用いない。

③ 注意報、警報の地域名称

注意報、警報については、該当する市町を明示して発表されるが、報道等では以下のように市町をまとめた地域名称が使用される場合がある。

香川県	—	高松地域	……	高松市、直島町
	—	小豆	……	土庄町、小豆島町
	—	東讃	……	さぬき市、東かがわ市、三木町
	—	中讃	……	丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
	—	西讃	……	観音寺市、三豊市

【市町をまとめた地域名称】



④ 気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

気象情報には、台風情報、大雨情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報などの種類がある。

記録的短時間大雨情報は、大雨警報発表中に記録的な1時間雨量（90ミリ以上）が観測された場合若しくは解析（解析雨量）した場合に発表する。

【例】

香川県記録的短時間大雨情報 第1号	高松地方気象台発表
平成××年△△月○○日09時17分	
9時10分香川県で記録的短時間大雨	
小豆島町内海で102ミリ	
9時香川県で記録的短時間大雨	
土庄町付近で120ミリ以上	
東かがわ市付近で約90ミリ	

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報を補足する情報として発表する。

【例】

香川県竜巻注意情報 第1号 平成××年△△月○○日10時29分 高松地方気象台発表
香川県では、竜巻発生のおそれがあります。
竜巻は積乱雲に伴って発生します。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
この情報は、○○日11時30分まで有効です。

⑤ 注意報・警報等の伝達

高松地方気象台が注意報・警報等を発表した場合は、気象注意報・警報等の伝達系統図（84項）に従い、高松地方気象台は県及び関係機関に伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民等に周知させるように努める。

なお、県は、高松地方気象台から送られてきた気象情報等を県防災情報システムで防災関係者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、県防災行政無線により各市町、各消防本部へ一斉同報する。

また、県及び市町は、気象情報等の通知を受けたとき又は洪水等のおそれがあるときは、雨量や水位などの変動を監視するとともに、災害危険箇所等における情報を収集する。

(2) 土砂災害警戒情報

① 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき、高松地方気象台と県が共同で作成発表する。

高松地方気象台と県は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、5kmメッシュごとに設定された区域が監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達し、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合に、市町の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町単位で発表する。

② 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、気象注意報・警報等の伝達系統図に準じて高松地方気象台は県及び関係機関へ伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民等に周知させるよう努める。

また、県は、県防災行政無線により各市町、各消防本部へ一斉同報するとともに、住民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）を活用し、周知する。

③ 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないということに留意する必要がある。

また、市町長が行う避難勧告等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断すること。

(3) 指定河川洪水予報

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川について、気象庁長官と共同して実施する洪水予報である。

【洪水予報の種類と解説】

洪水注意報とは、洪水予報河川の洪水により、災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

洪水警報とは、洪水予報河川の溢水、氾濫等により、国民経済上重大な損害を生じるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報。

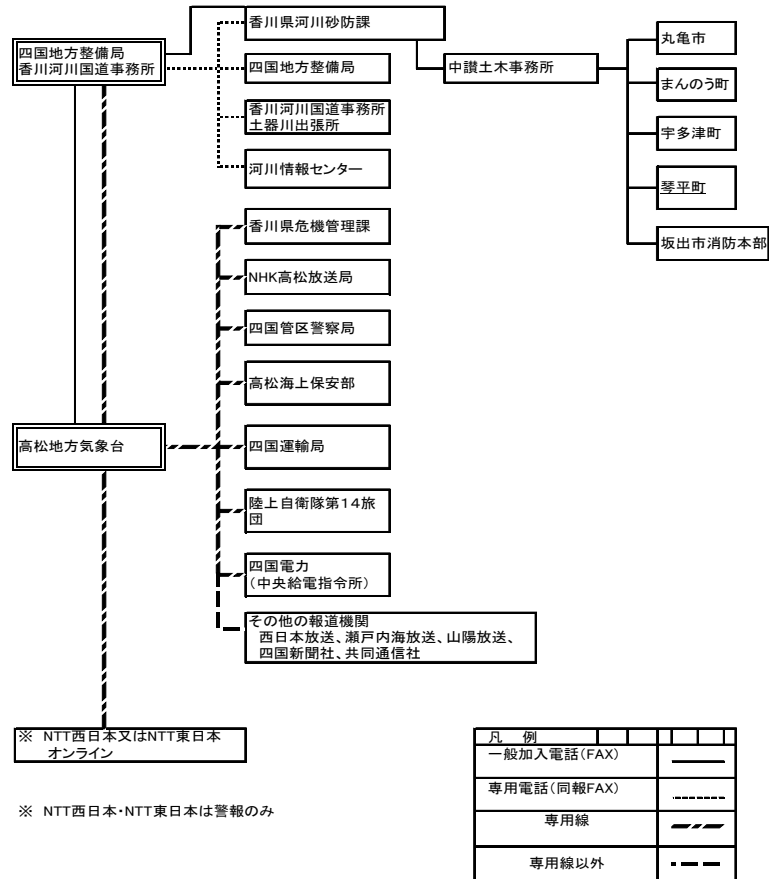
種 類	標 題	解 説
洪水注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき。 避難準備情報等の発令の判断の参考とする。
洪水警報	はん濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。
	はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。 いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
	はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。

① 土器川洪水予報

高松地方气象台及び四国地方整備局香川河川国道事務所は、土器川の国管理区間において洪水等のおそれがあるときは、土器川洪水予報実施要領に基づき水位又は流量を示して洪水予報（洪水注意報、洪水警報）を発表し、土器川洪水予報の伝達系統図に従い県及び関係機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民に周知する。

なお、県は、洪水警報が発表された場合に、住民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）を活用し、周知する。

【土器川洪水予報の伝達系統図】

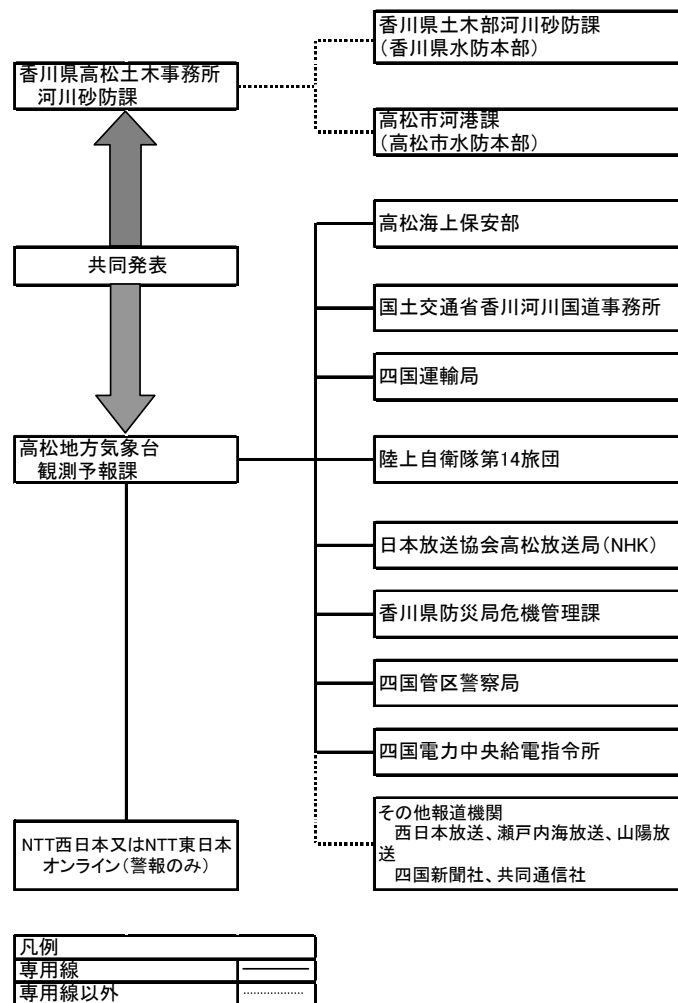


② 香東川水系香東川洪水予報

高松地方気象台及び香川県高松土木事務所は、香東川において、洪水等のおそれがあるときは、香東川水系香東川の洪水予報実施要領に基づき水位又は流量を示して洪水予報（洪水注意報、洪水警報）を発表し、香東川水系香東川洪水予報の伝達系統図に従い関係機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて住民に周知する。（【洪水予報の種類と解説】は(3)を参照。）

なお、県は、洪水警報を発表した場合に、住民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）を活用し、周知する。

【香東川水系香東川洪水予報の伝達系統図】



(4) 水防警報等

- ① 四国地方整備局香川河川国道事務所は、土器川の国管理区間において洪水等により水防上必要があるときは、水防警報を公表し、県に通知する。県は、警報事項等を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。
- ② 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した県が管理する河川について、水防上必要があるときは、水防警報を公表し、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。
- ③ 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した県が管理する河川について、避難判断水位を定め、水位がこれに達した時は、その旨を水位を示して関係水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民に周知する。

2 火災気象通報等

(1) 火災気象通報

高松地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条の規定により、その状況を知事に通報する。知事は、速やかに市町長に通報する。

火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当する場合に行う。

- ① 実効湿度60%以下、最小湿度35%以下、最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき。
- ② 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

(2) 火災警報

市町長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令する。

3 異常現象発見者の通報義務等

(1) 異常現象発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町又は警察若しくは海上保安部等に通報しなければならない。通報を受けた警察又は海上保安部等は、その旨を速やかに市町に通報する。

この通報を受けた市町は、その旨を速やかに県（危機管理課）、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、住民、団体等に周知するものとする。

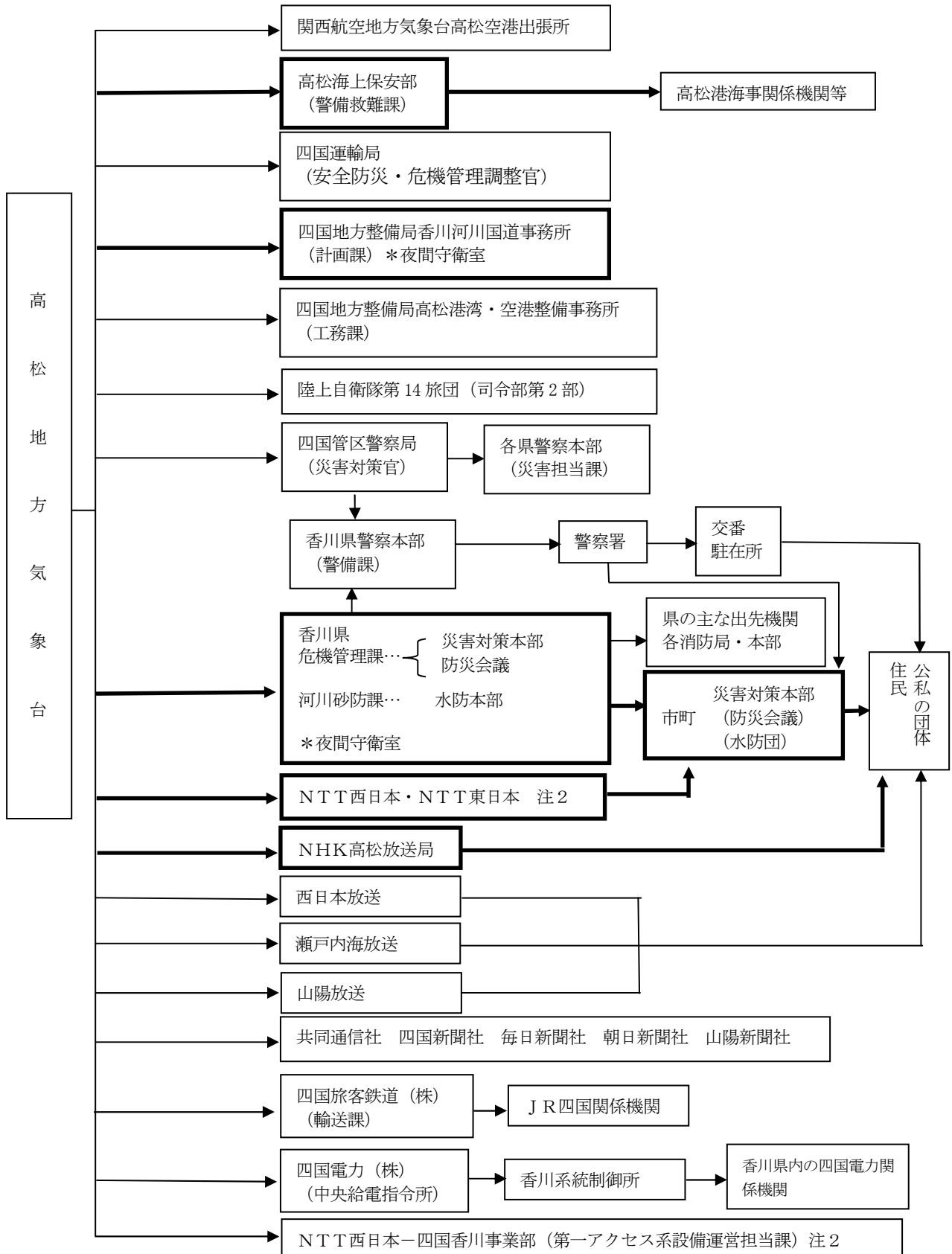
(2) 通報すべき異常現象

- ① 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊等で大きな災害となるおそれがあるとき。
- ② たつまき、強いひょうがあつたとき。
- ③ 異常な高波、うねり、潮位、河川の異常水位等があつたとき。
- ④ 土砂災害に関する前兆現象を確認したとき。

[参考資料]

- 6-7 防災行政無線による気象情報等伝達系統
- 6-10 土砂災害と前兆現象の種類
- 6-12 注意報・警報の条件（別表1～5）
- 6-13 平坦地、平坦地以外の区域（別図1）
- 6-14 土壌雨量指数基準（別図2）
- 6-15 土砂災害警戒情報対象範囲
- 6-16 土砂災害警戒情報監視基準
- 8-1 香川県防災情報システム

【気象注意報、警報等の伝達系統図】



(注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

2 NTT西日本・NTT東日本、NTT西日本-四国香川事業部は警報の発表及び解除だけを通知する。

第5節 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施する上で不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達し、情報の共有化を図る。

〔 主な実施機関
県（危機管理課）、市町、防災関係機関 〕

1 情報の収集伝達

(1) 被害規模の早期把握のための活動

- ① 県及び市町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- ② 市町は、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、119番通報の殺到状況等の情報を収集する。
- ③ 県は、防災ヘリコプターにより偵察活動を実施し、被災地域の情報を収集するとともに、出先機関を通じて所管する施設、事項等に関して被害情報を把握する。
- ④ 警察本部は、県警ヘリコプターのヘリテレ等により、被災地域の情報を収集するとともに、パトカー等による情報収集、110番通報、警察署等からの被害情報の収集等を行い、被害規模を早期に把握する。
- ⑤ 県は、新たに創設した香川県防災情報員制度により、防災情報員に委嘱した住民からの情報を有効に活用し、被害状況を早期に把握する。

(2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集伝達

- ① 市町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録等の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

- ② 県は、市町等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプターによる偵察、災害現場への職員の派遣等により必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁に連絡する。また、必要な情報については、市町、防災関係機関へ提供する。
- ③ 警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを県及び警察庁に連絡する。
- ④ これら被害等の第一報は、原則として、災害等を覚知してから30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(3) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

県、市町及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

- ① 市町は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策活動状況等を市町に連絡する。

- ② 県は、市町からの情報、防災関係機関からの情報、自ら収集した情報を整理し、消防庁へ報告する。また、必要に応じて詳細な被害情報、応急対策活動状況等を関係省庁へ報告する。
- ③ 県、市町及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

2 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、市町は県に行くことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定規模（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第一報を県だけではなく直接消防庁にも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

- ① 火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの
- ・ 航空機火災、大型タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災
 - ・ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - ・ 危険物等に係る事故・原子力災害 等
- ② 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの
- 死者及び負傷者が15人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 等
- ③ 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの
- 地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

3 国に対する報告

(1) 報告の必要な災害

災害対策基本法第53条に基づき、県が国（内閣総理大臣）に被害状況及びこれに対して執られた措置の概要を報告すべき災害は、原則として、次のとおりである。

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ② 県又は市町が災害対策本部を設置したもの。
- ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合は同一災害で大きな被害が生じているもの。
- ④ 災害による被害に対して国の特別の援助を要するもの。
- ⑤ 災害による被害は当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- ⑥ 地震が発生し、県内で震度4以上を記録したもの。
- ⑦ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの。

(2) 報告の方法

- ① (1)の被害状況等の報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。
- ② 消防庁に対しての第一報は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

【消防庁連絡先】

区分 回線別	応急対策室（平日 9:30～18:30）		宿直室（左記以外）	
	電話	FAX	電話	FAX
NTT回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
消防防災無線 ※1	19-90-49013	19-90-49033	19-90-49101	19-90-49036
地域衛星通信ネットワーク ※2	7-048-500-90-49013	7-048-500-90-49033	7-048-500-90-49101	7-048-500-90-49036

※1：特定の内線電話よりかけられます。

※2：全ての内線電話よりかけられます。

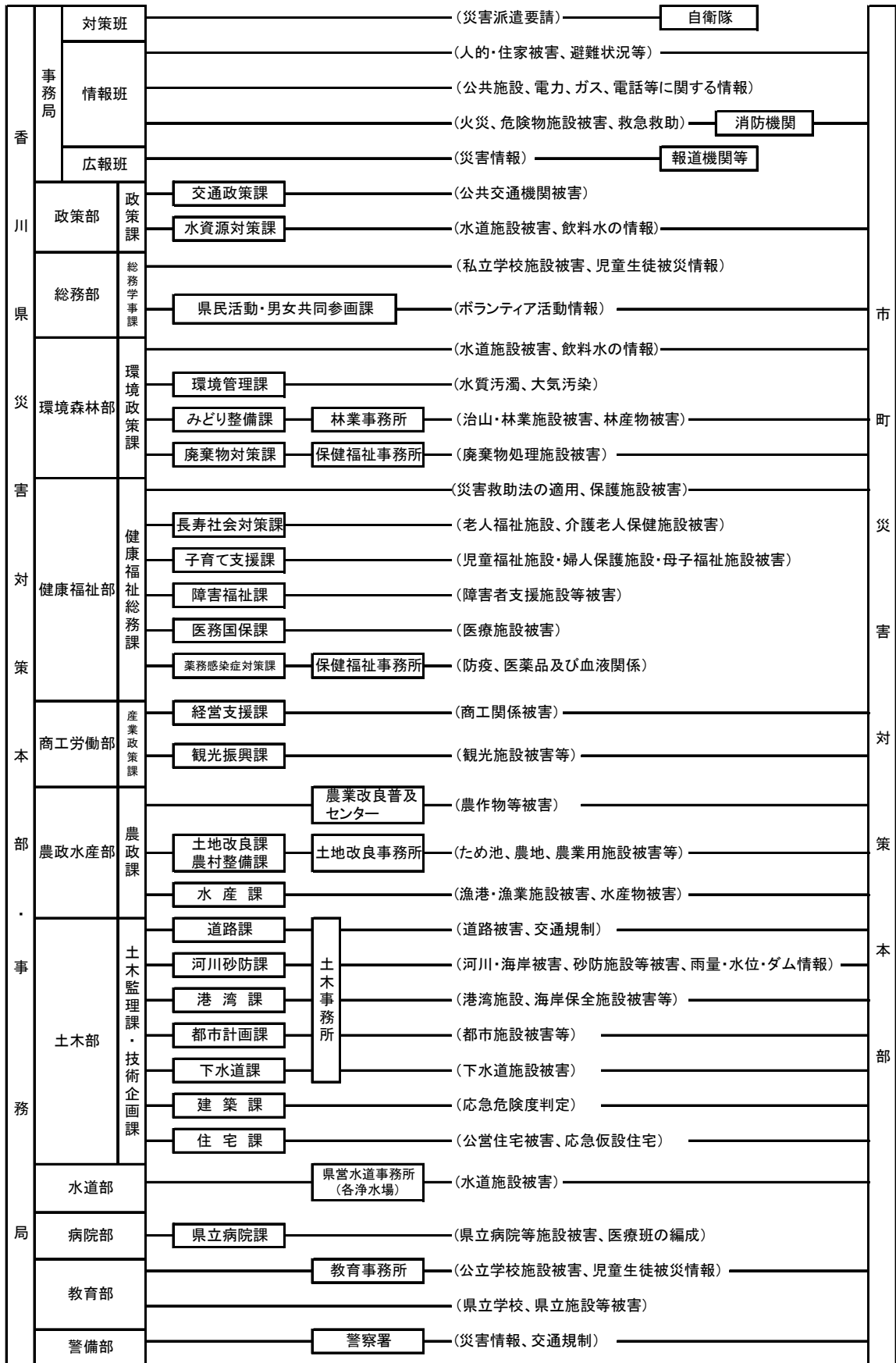
4 被害の認定

市町は、り災証明発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府通知）で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、迅速かつ適切に実施するものとする。

[参考資料]

- 8－ 1 香川県防災情報システム
- 17－ 1 火災・災害等即報要領
- 17－ 2 災害報告取扱要領
- 17－ 3 被害報告詳細系統図

【被害状況等情報収集伝達系統図】



* 小豆総合事務所については、それぞれの事務を主管する部局の課あて報告する。

第6節 通信運用計画

災害時における通信連絡は迅速かつ円滑に行う必要があるため、防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

{ 主な実施機関
県（危機管理課）、市町、防災関係機関 }

1 災害時の通信連絡

県、市町及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、県防災行政無線等を利用して行う。また、県と国及び都道府県との連絡は、加入電話のほか、消防庁の消防防災無線、内閣府の中央防災無線等を利用して行う。

(1) 県防災行政無線の運用

県は、迅速かつ円滑な情報伝達を確保するため、次の措置を講じる。

① 発災直後の調査点検等

県は、通信施設の調査点検を行い、障害が発生し通信不能になった施設については、直ちに復旧の措置をとる。また、商用電源が停止したときは、非常電源装置からの電力供給に切り替えるとともに、燃料確保の措置をとる。

② 通信回線の確保

ア 個別通信回線の確保

地域衛星通信ネットワークセンター局に要請し、個別通信用優先通信回線を衛星回線により確保する。

イ 通信規制の実施

内線電話からの県防災行政無線の利用を制限する措置をとる。また、必要に応じ、県庁統制局への発着信規制を行う。

ウ 直通回線の設定

必要に応じ、市町又は出先機関との間に直通電話を開設する。

③ 災害現場との通信

災害現場に派遣される職員との連絡には、陸上移動系無線を使用する。

(2) 県防災情報システムの運用

県、市町及び防災関係機関は、このシステムを利用することにより、気象情報、水防情報などの災害関連情報の共有化を図る。

(3) 電気通信事業者の設備の利用

① 災害時優先電話の利用

災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめN T Tに申請を行い承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

② 孤立防止用衛星電話の利用

災害時において、交通手段、通信手段の途絶により孤立地区の発生が予想されるため、N T Tの孤立防止用衛星電話が配備されている自治体は、災害時に加入電話等が使用不能になったときに、これを連絡用に活用する。

- (4) 他の機関の専用電話の利用
災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図るものとする。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。
- (5) 非常通信の利用
通信が途絶し、通信回線を利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。
なお、県と市町との通信が途絶したときは、香川県地方通信ルートにより、通信手段を確保するものとする。
- (6) 災害対策用無線機の利用
県、市町及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省の災害対策用無線機（MCA、簡易無線）の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。
- (7) 災害対策用衛星携帯電話の利用
県及び市町は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省（四国総合通信局を含む。）に対し、災害対策用衛星携帯電話の貸与を要請し、通信の確保を図るものとする。
- (8) アマチュア無線の活用
県及び市町は、被災地、避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。
- (9) 放送の要請
県及び市町は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、住民等へ必要な情報を提供する。
- (10) 市町防災行政無線
市町は、防災行政無線（同報系）等を活用した住民等への情報提供を行うものとする。

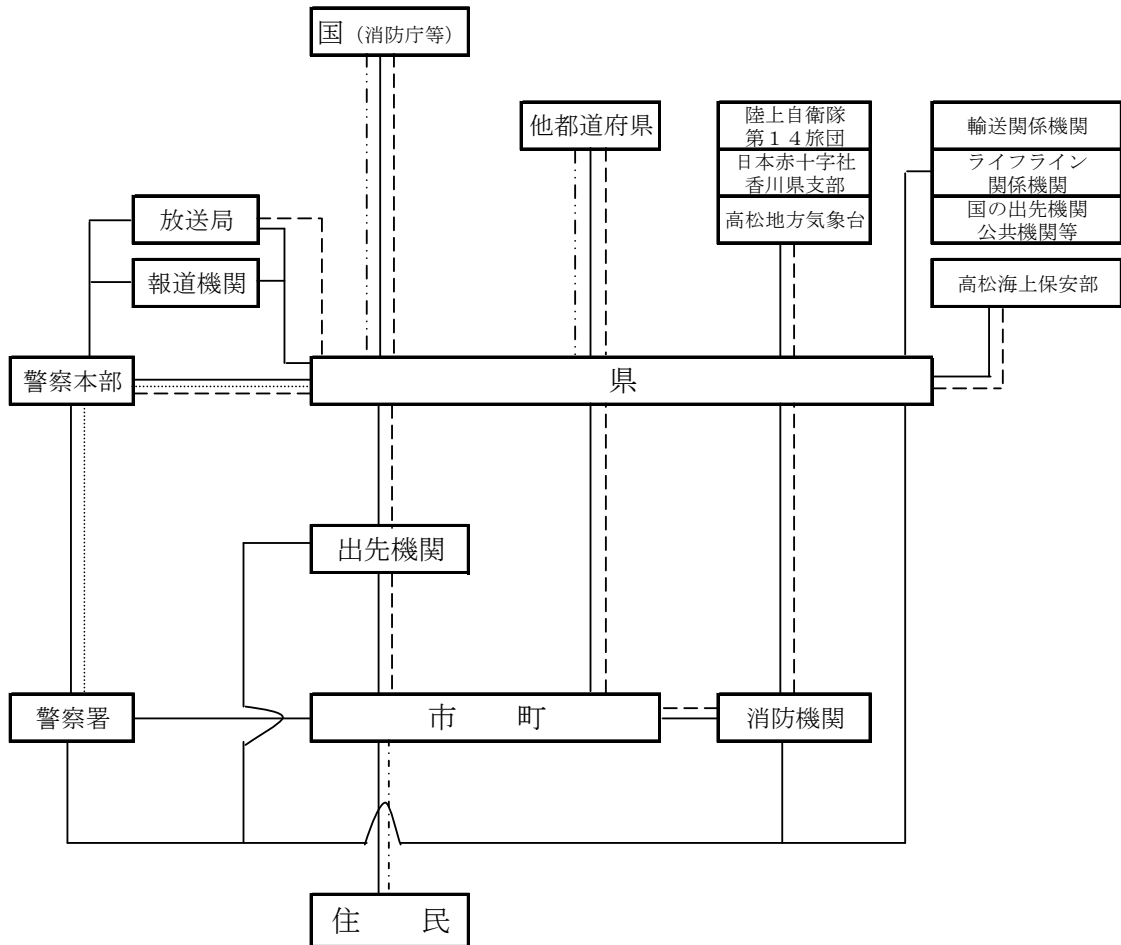
2 通信施設の応急復旧

県は、県防災行政無線の円滑な運用を図るため、通信施設が被災した場合は、応急復旧要員、応急復旧用資機材の確保に努め、通信施設の早期復旧を行う。

[参考資料]

- 8－ 1 香川県防災情報システム
- 8－ 2 香川県防災行政無線施設
- 8－ 3 市町防災無線通信施設
- 8－ 4 香川県警察無線局（防災相互通信用無線）
- 8－ 5 香川県水道無線局
- 8－ 6 香川県非常通信協議会所属無線局
- 8－ 7 孤立防止用衛星電話設置一覧
- 8－ 8 災害対策用無線機無償貸与制度
- 8－ 9 災害対策用衛星携帯電話緊急貸与
- 8－ 10 香川県地方通信ルート

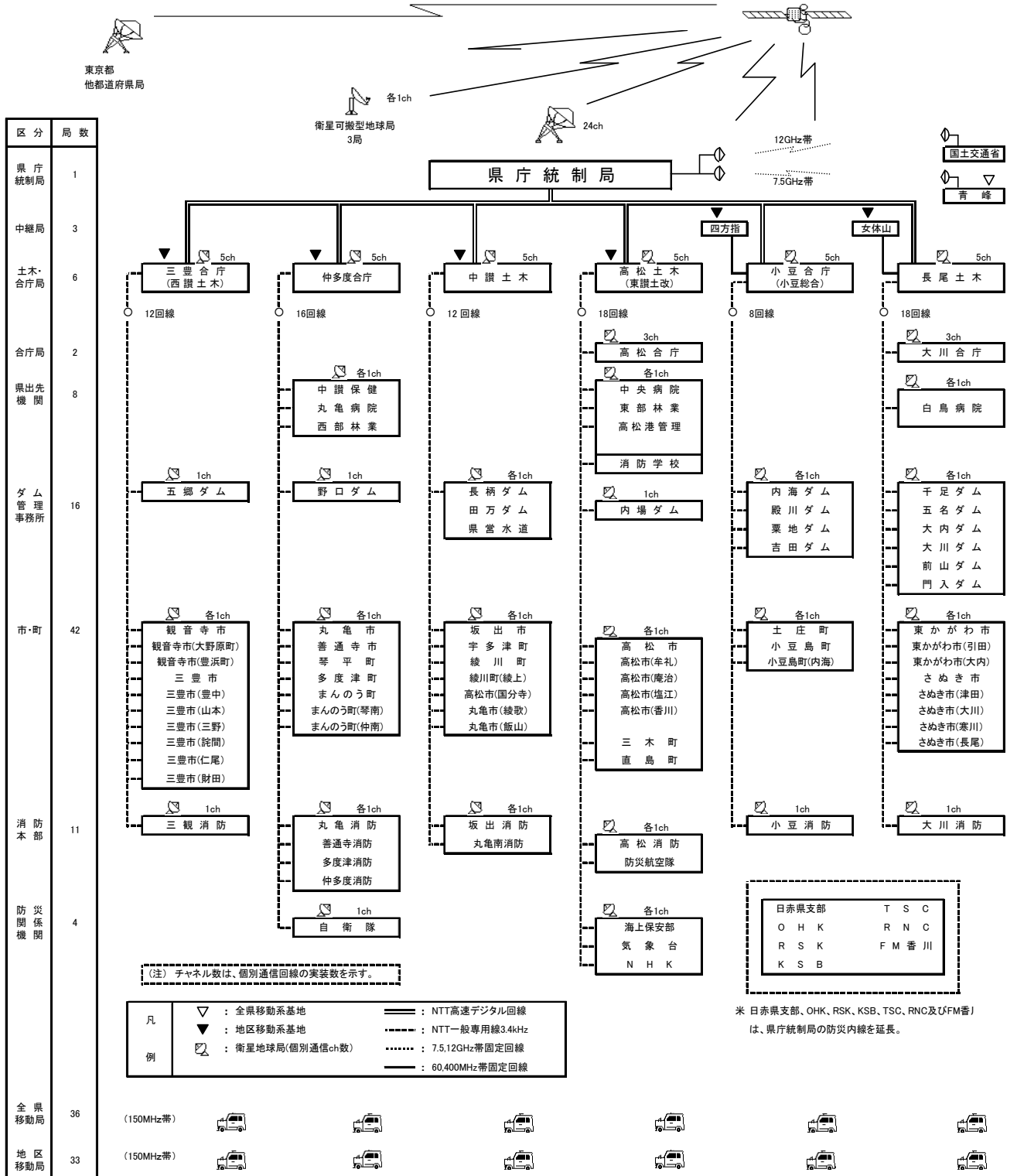
【災害時通信連絡系統図】



【凡 例】

- 県防災行政無線 (NTT専用回線と衛星回線を使った県と関係機関との専用回線)
- 電話・FAX (一般のNTT回線)
- - - - - 消防防災無線 (消防庁等と都道府県を結ぶ回線)
- 警察電話 (警察の専用回線・無線回線)
- · - · - 市町防災行政無線 (住民に情報を伝達する同報無線で屋外方式と戸別方式がある。)

【香川県防災行政無線システム回線構成図】



第7節 広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるために、県、市町、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

住民及び自主防災組織、事業者は、県、市町、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行うものとする。

〔 主な実施機関
県（広聴広報課、県民活動・男女共同参画課、危機管理課）、市町、防災関係機関 〕

1 被災者等への広報活動

(1) 県の広報活動

① 広報事項

災害の規模、態様等に応じて、住民に関係ある次の事項について広報を行う。

- ・ 災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- ・ 被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）
- ・ 二次災害の危険性に関する情報
- ・ 安否情報
- ・ 道路交通、交通機関に関する事項
- ・ 民心の安定に関する事項
- ・ 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- ・ 被災者生活支援に関する情報
- ・ その他必要な事項

② 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者について十分配慮する。

- ・ 報道機関による広報
ラジオ、テレビ、新聞等報道機関に情報及び資料を提供し、協力を要請する。
- ・ ヘリコプター、広報車等による広報
- ・ 広報誌、ポスター等の配布及び掲示
- ・ インターネット（県ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用による広報
- ・ その他

日本道路交通情報センター、CATV局、コミュニティ放送局等に対し、住民等への情報提供を依頼する。

(2) 市町の広報活動

① 広報事項

県が行う広報事項の他に次の事項について広報を行う。

- ・ 避難の勧告又は指示及び避難準備情報、避難路・避難場所の指示、避難所開設状況等
- ・ 応急救護所開設状況
- ・ 給食、給水等実施状況
- ・ 電気、ガス、水道等の供給状況
- ・ 一般的な住民生活に関する情報
- ・ その他必要な事項

② 広報手段

県と同様に、次の手段により広報を行う。

- ・ ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- ・ 防災行政無線（同報系）、有線放送、CATV、オフトーク通信等による広報
- ・ 広報誌、ポスター等の配布及び掲示
- ・ インターネット（市町ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用による広報
- ・ 広報車による広報及び避難所への広報担当者の派遣
- ・ 自治会、自主防災組織等を通じての連絡
- ・ 避難情報伝達システムによるメール配信

(3) 防災関係機関の広報活動

① 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など住民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

② 広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

2 国民への広報活動

県、防災関係機関等は、相互に情報交換を行い、被害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、義援物資の取扱等、国民の必要とする情報について、報道機関等の協力を得て、積極的に広報活動を行うものとする。

3 広聴活動

県、市町及び防災関係機関は、災害発生後速やかに、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

[参考資料]

- 2-12 災害時における放送要請に関する協定
- 2-13 緊急警戒放送システムによる放送要請に関する覚書
- 2-15 災害時における報道要請に関する協定
- 17-9 ケーブルテレビの現況

第8節 災害救助法適用計画

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

〔 主な実施機関
県（健康福祉総務課）、市町 〕

1 適用基準

災害救助法による救助は、市町単位の被害が次の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

- (1) 住家が滅失した世帯（全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあつては滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。以下同じ。）の数が、当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

【基準Ⅰ】

市 町 人 口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上 ～ 15,000 人 "	40 "
15,000 人 " ～ 30,000 人 "	50 "
30,000 人 " ～ 50,000 人 "	60 "
50,000 人 " ～ 100,000 人 "	80 "
100,000 人 " ～ 300,000 人 "	100 "
300,000 人 "	150 "

- (2) 県下の滅失世帯数が1,000世帯以上（本県の人口が100万人未満のため）であつて、住家が滅失した世帯の数が、当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

【基準Ⅱ】

市 町 人 口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上 ～ 15,000 人 "	20 "
15,000 人 " ～ 30,000 人 "	25 "
30,000 人 " ～ 50,000 人 "	30 "
50,000 人 " ～ 100,000 人 "	40 "
100,000 人 " ～ 300,000 人 "	50 "
300,000 人 "	75 "

- (3) 県下の滅失世帯数が5,000世帯以上（本県の人口が100万人未満のため）であつて、当該市町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 適用手続

- (1) 市町は、当該市町の被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の原因、災害発生時の被害状況、既にとった措置及び今後の措置等を県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請するものとする。
- (2) 県は、市町からの報告又は要請に基づき、災害救助法による救助を実施する必要があると認めるときは、直ちに、救助を実施し、県において迅速かつ適切な救助が実施できないと認められる場合は、救助に関する事務を当該市町において実施するよう通知する。
- (3) 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに告示するものとする。
- (4) 市町は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告）を県へ行うものとする。

3 救助の種類等

(1) 救助の種類

救助の種類は次のとおりである。

- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- ② 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

(2) 救助の程度、方法及び期間

① 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、国の定める基準に基づき県が定める。

② 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、県は、市町の要請に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

[参考資料]

- 17-7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第9節 救急救助計画

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。

主な実施機関
市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）
県（危機管理課）、警察本部、高松海上保安部、自衛隊

1 市町の活動

- （1）市町は、救急救助を必要とする状況を把握し、消防、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施する。
- （2）市町は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他の市町などに救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。

2 県の活動

- （1）県は、市町の被害状況、救急救助活動状況等を把握し、警察等関係機関に情報を提供するとともに必要な調整を行う。また、消防機関等と連携し、救助活動に関し、防災ヘリコプターを効果的に運用する。
- （2）県は、市町から要請のあったとき又は緊急の必要があるときは、次のとおり応援活動を行う。
 - ① 他の市町に対して、応援の指示等を行う。
 - ② 消防庁に対して、緊急消防援助隊の派遣等について要請する。
 - ③ 自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

3 警察本部の活動

- （1）災害現場を管轄する警察署は、救出救助を要する者を発見したとき、同様な通報等を受けたときは、救助関係機関等と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を行う。
- （2）警察本部は、被害状況に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する警察署に出動させ、救出救助活動等にあたらせる。

4 高松海上保安部の活動

- （1）船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機等によりその捜索救助を行う。
- （2）市町又は関係機関の要請に基づき、海上における海難救助活動等に支障をきたさない範囲において、陸上における救急救助活動等について支援する。

5 住民及び自主防災組織、事業者の活動

- （1）被災地の地域住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動に当たるものとする。
- （2）災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

6 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第10節 医療救護計画

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、関係機関は連携して必要な医療救護活動を行う。

主な実施機関
市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）
県（医務国保課、薬務感染症対策課、病院局県立病院課）
（独）国立病院機構、日本赤十字社香川県支部、自衛隊

1 現地医療体制

(1) 医療救護班の派遣

- ① 市町は、医療救護が必要と認めたときは、市町内の医療機関等の協力を得て医療救護班を編成派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- ② 市町は、単独では十分に医療救護活動ができない場合は、県、他の市町などに広域医療救護班の派遣等について応援を要請する。
- ③ 県は、自ら必要と認めた場合又は、市町から応援要請があった場合は、災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班を派遣するとともに、必要に応じてDMAT指定病院、災害拠点病院、広域救護病院及び関係団体・機関に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の派遣を要請するものとする。また、特に必要があると認めたときは、自衛隊等へ医療の実施を要請するものとする。
- ④ 応援等の要請を受けた各機関は、積極的に協力するものとする。

(2) 応急救護所の設置

- ① 市町は、医療救護を行うため、適当な場所に応急救護所を設置する。
- ② 医療救護班は、応急救護所において次の活動を行う。
 - ア 傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
 - イ 重傷患者に対する救急蘇生術の施行
 - ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - エ 移送困難な患者及び避難所等における軽傷患者に対する医療
 - オ 助産活動
 - カ 死亡の確認、死体の検案
 - キ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告

2 後方医療体制

(1) 救護病院の医療救護

- ① 市町は、あらかじめ定めた救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。
- ② 救護病院は、次の活動を行う。
 - ア 重傷患者の収容と処置及び中等傷患者の処置
 - イ 助産活動
 - ウ 死体の検案
 - エ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告

(2) 広域救護病院の医療救護

- ① 県は、県立病院において医療救護活動を行うとともに、広域災害・救急医療情報システムを活用し、県医療救護計画に定める広域救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。
- ② 広域救護病院は、次の活動を行う。
 - ア 救護病院を設置することが困難な市町における重傷患者の収容と処置及び中等傷患者の処置
 - イ 救護病院等で処置が困難な重傷患者の処置
 - ウ 死体の検案
 - エ 医療救護活動の記録及び県災害対策本部への措置状況等の報告

3 広域医療体制

県は、必要に応じて、医療救護班の派遣調整等を行う組織を立ち上げるとともに、専門的見地から医療救護活動の調整を行うことができる人材を活用することにより、市町の医療救護活動を支援する。

4 負傷者の搬送

重傷患者の後方医療機関（必要に応じ、県外の医療機関）への搬送は、原則として消防機関が救急車で行うものとするが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

- (1) 市町又は医療救護班が確保した車両により搬送する。
- (2) 県に対し、防災ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (3) 自衛隊に対し、ヘリコプター等による搬送を要請する。
- (4) 高松海上保安部に対し、巡視船艇、ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (5) 船舶等を借り上げ、海上搬送する。

5 医薬品及び救護資機材の確保

(1) 県下全域での確保

- ① 県は、災害発生後速やかに医薬品等取扱業者、県立病院、保健所及び公的医療機関の被災状況並びに医薬品及び救護用資機材の品目、保有数量を把握する。
- ② 県は、災害時における医薬品等を確保するため、香川県医薬品卸業協会に対し救護病院等で使用する医薬品等の供給について、また、香川県医薬品小売商業組合に対し一般医薬品の供給について、協力を要請する。

(2) 救護所での確保

- ① 市町は、救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、災害時用備蓄医薬品等を活用するとともに、あらかじめ定めている計画に基づき調達する。

なお、医薬品等の不足が生じたときは、県に調達又は斡旋を要請するものとする。
- ② 県は、市町から医薬品等の供給要請を受けたときは、県の保有する災害時用備蓄医薬品等を供給し、それでも不足するときは、他の市町に対し協力を要請をする。

また、必要な医薬品等の調達が県内で困難なときは、国、他の都道府県に対し協力を要請するものとする。

6 血液の確保

(1) 血液の確保体制

- ① 県は、災害発生後速やかに香川県赤十字血液センターの被災状況及び血液の在庫数量等を把握し、血液が不足するようであれば、他の都道府県等に対して必要な血液の確保について協力を要請するものとする。
- ② 香川県赤十字血液センターは、災害時の医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、備蓄血液等を供給する。
また、災害時に必要な血液を確保するため、被害の軽微な地域等に採血車を出動させるとともに、それでも必要な血液が確保できない場合は、基幹血液センターに応援を要請するものとする。

(2) 血液の輸送

- ① 医療機関への血液の輸送は、原則として香川県赤十字血液センターの車両等によるものとする。
- ② 県は、被災地への血液の緊急輸送にヘリコプター等が必要なときは、自衛隊等関係機関に協力を要請するものとする。

[参考資料]

- 2-3 1 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣に関する協定書
- 2-3 2 災害時の医療救護に関する協定書・同実施細目
- 2-3 3 災害時の看護職医療救護活動に関する協定書
- 2-3 4 災害時の薬剤師医療救護活動に関する協定書
- 2-3 5 災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書
- 2-3 6 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書
- 2-3 7 災害時における一般医薬品等の確保に関する協定書
- 9- 1 香川県医療救護計画
- 9- 2 大災害時の医療救護体制
- 9- 4 標準備蓄医薬品等一覧
- 9- 5 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図
- 9- 6 災害時の血液の確保系統図
- 9- 7 在宅医療用資機材の取扱業者及び品目一覧

第 1 1 節 緊急輸送計画

災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うため、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

主な実施機関
県（危機管理課、道路課、港湾課）、警察本部
市町、自衛隊、四国地方整備局、四国運輸局、高松空港事務所
高松海上保安部、西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱

1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

(1) 第 1 段階

- ① 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ③ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- ④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(2) 第 2 段階

- ① 上記(1)の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

(3) 第 3 段階

- ① 上記(2)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活必需品

2 輸送車両等の確保

- (1) 県、市町及び防災関係機関は、自ら保有し、又は直接調達できる車両、船舶、航空機等を利用し緊急輸送を実施するものとする。
- (2) 県は、自ら利用する車両等が不足する場合、市町等から応援を要請された場合には、次の方法により車両等を確保するものとする。
 - ① 香川県トラック協会、香川県バス協会、香川県離島航路事業協同組合、フェリー業者等への協力要請
 - ② 自衛隊へ輸送車両等の派遣要請
 - ③ 他の都道府県へ輸送車両等の応援要請
 - ④ 燃料等の確保のため関係業界へ協力要請
- (3) 四国運輸局は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者に対して、緊急輸送の協力要請を行うものとする。なお、自動車運送事業者に係るものにあつては、香川運輸支局を通じて措置する。

- (4) 高松空港事務所は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、航空運送事業者に対して、緊急輸送の協力要請を行うものとする。
- (5) 高松海上保安部は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自ら保有する船舶、航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。
- (6) 自衛隊は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自ら保有する航空機、車両、船舶等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。

3 緊急輸送路の確保

- (1) 県は、市町及び防災関係機関の協力を得て、主要な道路、港湾等の被害状況、復旧見込みなど必要な情報を把握する。
- (2) 県は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線のうちから、警察及び道路管理者等と協議し緊急輸送路を選定する。
- (3) 道路管理者等は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
- (4) 県民は、災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

4 輸送拠点等の確保

県及び市町は、緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、被災地の周辺に、警察等と協議のうえ、物資の集積、選別、配送等を行う輸送拠点を確保する。

また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、臨時ヘリポートも確保する。

[参考資料]

第2章第20節 緊急輸送路図

- 2-19 災害時における緊急通行車両の円滑な通行の確保に関する協定
- 2-20 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定
- 2-30 災害時における物資等の輸送に関する協定書
- 2-44 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（建設業協会）
- 13-2 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図等

第 1 2 節 交通確保計画

災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、海上交通、航空交通についても必要な措置を行う。

主な実施機関

県（交通政策課、危機管理課、道路課、港湾課）、警察本部
市町、四国地方整備局、四国運輸局、高松空港事務所、高松海上保安部
西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)

1 陸上交通の確保

(1) 情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 道路交通規制等

警察は、災害が発生した場合、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、交通規制を実施する。

また、道路管理者等は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

① 交通規制の基本方針

ア 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。

イ 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。

ウ 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

エ 避難路及び緊急輸送路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

オ 高速道路については、被災地域を中心に広域的に通行禁止とし、緊急輸送路としての活用を図るため、一般車両の流入を禁止又は制限する。

② 交通規制のための措置

ア 効果的な交通規制を行うため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ウ 緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ 交通規制に当たっては、道路管理者等、自治体の防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

③ 交通規制の周知

交通規制が実施された場合は、直ちに通行禁止に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(3) 車両の運転者のとるべき措置

- ① 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。
- ② 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。
- ③ 通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

(4) 緊急通行車両の確認

- ① 県公安委員会が、災害対策基本法第 76 条の規定に基づき、一定の区域又は道路区間を緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、県又は県公安委員会は、災害応急対策を実施するための車両の使用者からの申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。

この確認を行った場合、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

- ② 県公安委員会は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両の事前届出制度を運用し、あらかじめ災害応急対策用として届出があった車両について、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届出済証を交付する。

この交付を受けた車両について、交通規制実施時に確認申請があった場合、他に優先し、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

2 海上交通の確保

(1) 情報収集

県は、市町、高松海上保安部等防災関係機関の協力を得て、港湾等の被害情報、航路等の異常の有無など海上交通の確保に必要な情報の収集を行う。

(2) 海上の障害物除去等

- ① 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県に報告するとともに、その障害物の除去等に努める。
- ② 高松海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 海上交通の規制等

- ① 高松海上保安部は、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- ② 高松海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて、船舶交通を制限し、又は禁止する。
- ③ 高松海上保安部は、船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- ④ 高松海上保安部は、水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、仮設標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- ⑤ 高松海上保安部は、航路標識が破損し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、仮設標識の設置に努める。

3 航空輸送の確保

高松空港事務所は、緊急用航空輸送を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 救急救助等に従事する消防防災、警察、自衛隊等の公的航空機及び救援物資輸送機の運航を確保するため、他の航空機の高松空港における離着陸の制限を行うことができる。
- (2) 高松空港及び離着陸コース周辺において、公的航空機等と他の航空機との輻輳回避、衝突防止のため、臨時の緊急輸送ルート、待機空域の設定等飛行制限を行う。
- (3) 高松空港、近県の空港等と被災地のヘリコプター基地との間に、必要に応じて、緊急輸送ルートを設定し、それを確保するための飛行制限を行う。
- (4) 場外離着陸場の許可及び飛行計画の通報について、緊急対応を行う。

[参考資料]

- 2-21 災害時における交通誘導業務に関する協定・同細目協定
- 13-1 緊急通行車両の標章及び確認証明書

第 13 節 避難計画

災害時において、住民等を速やかに避難させるため、適切に避難の指示又は勧告を行うとともに、避難所を開設し管理運営を行う。

主な実施機関
市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）
県（危機管理課）、警察本部、高松海上保安部、自衛隊

1 避難の勧告又は指示の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難の勧告又は指示を行う。

なお、避難勧告等の解除に当たっては十分に安全性の確認に努めるものとする。

区分	実施責任者	拠法法令	災害の種類	実施の基準	内容等
勧告	市町長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき。	避難のための立退きの勧告、必要があると認めるときは立退き先を指示 (市町は県に報告)
	知事			市町長が上記の事務を行うことができないとき。	
指示	市町長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (市町は県に報告)
	知事			市町長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認める場合で、市町長が指示できないと認めるとき又は市町長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (市町に通知)
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第29条	洪水、津波、高潮について	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示（水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告）
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	地すべりにについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示（当該区域を管轄する警察署に報告）
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。 (公安委員会に報告)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場に行かないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。 (防衛大臣の指定する者に報告)

2 避難準備情報（災害時要援護者避難情報）

- (1) 市町は、避難勧告を発令する前段階において、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等の特に避難行動に時間を要する者に対しては、避難を開始しなければならない段階として、その避難行動支援対策と対応しつつ、避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）を発令するものとする。
- (2) 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、市町が避難準備情報を発したときには、必要に応じて速やかにこれに応じて行動するものとする。

3 避難の勧告又は指示及び避難準備情報の内容及び周知

- (1) 市町は、次の事項を明らかにして、住民等に避難の勧告又は指示及び避難準備情報の周知を行う。
 - ・ 避難を必要とする理由
 - ・ 避難の対象となる地域
 - ・ 避難先（場所）
 - ・ 避難経路
 - ・ その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品など）なお、危険の切迫性に応じて避難の勧告又は指示及び避難準備情報の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- (2) 市町が避難の勧告又は指示及び避難準備情報を行う際は、防災行政無線、有線放送、CATV、広報車、避難情報伝達システムのメール配信や一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）等、あらゆる手段を活用し、また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、住民等に確実に伝わるよう周知徹底を図るものとする。

なお、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の災害時要援護者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うものとする。
- (3) 市町は、必要に応じて避難に関する放送を県に要請し、県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関にテレビ、ラジオによる放送を要請するものとする。なお、事態が急迫している場合又は県への連絡が困難な場合においては、市町は直接報道機関に放送要請を行うものとする。
- (4) 災害発生により、市町が事務を行うことができなくなった場合は、市町に代わって県が、一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）等を活用し、避難の勧告又は指示の情報を配信するものとする。
- (5) 市町は、避難の勧告又は指示の発令中は、継続的な周知を図るものとする。
- (6) 県民は、市町が避難の勧告又は指示を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努めるものとする。

4 避難誘導

市町は、警察、消防機関等防災関係機関の協力を得て、避難対象地区の住民等に逃げ遅れがないよう、自主防災組織等の単位ごとに避難誘導を実施するものとする。特に、高齢者、幼児、病人、障害者等災害時要援護者に対する支援や外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施するものとする。

また、避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。

なお、消防職団員、水防団員、警察官、市町職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

5 避難所の開設

- (1) 市町は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあるもので、避難しなければならない者を一時的に収容するため、安全かつ適切な避難場所を選定し、避難所を開設するものとする。

なお、被災者が愛玩動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、愛玩動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとする

- (2) 避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。ただし、これら適当な施設が確保できない場合には、仮設物等を設置する。
- (3) さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努めるものとする。
- (4) 市町は、避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、避難所に収容すべき者を誘導し、保護するものとする。

また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を県に報告するものとする。

なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

6 避難所の運営

- (1) 市町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア等の協力を得て、避難所を運営するものとする。その際には、あらかじめ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。
- (2) 市町は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障害者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。
- (3) 避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するものとする。
- (4) 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお、避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努めるものとする。

- (5) 避難所の運営に当たっては、照明、換気、食事供与の状況、トイレの設置状況等の生活環境や各種情報の伝達に留意するものとする。

また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

特に、高齢者、障害者等の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図るものとする。

- (6) 市町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

- (7) 避難所には、必要に応じて、その運営を行うために市町の職員を配置するものとする。また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。さらに、避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置するものとする。

[参考資料]

- 2-39 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書
14-1 避難所一覧

第14節 食料供給計画

災害時において、被災者等の食生活を確保するため、応急的に炊出し等による食料の供給を行う。

主な実施機関
市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）
県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課）
自衛隊

1 食料の調達

- (1) 市町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じ県に対して調達又は斡旋を要請する。
- (2) 県は、必要に応じ、又は市町から要請があったときは、備蓄している食料を放出するとともに、緊急食料の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者を調達先とし、食料の輸送も依頼する。
- (3) 県は、必要に応じて、農林水産省（本省）に対し、災害救助用米穀の供給要請を行う。

2 炊出しその他による食料の供給

- (1) 対象者
 - ① 災害救助法が適用された場合に、炊出しその他による食品の給与を受ける者
 - ア 避難所に収容された者
 - イ 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
 - ウ 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等
 - ② 災害救助法が適用されない場合の被災者
 - ③ 災害応急対策に従事する者
- (2) 供給する食品等
 - ① 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。
 - ② 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。
 - ③ 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。
 - ④ 飲料水（ペットボトル等）
- (3) 炊出しの実施
 - ① 市町は、避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊出し及び食料の配分を行う。
 - ② 市町は、炊出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請するものとする。県は、市町から要請があれば、次の措置を行うものとする。
 - ・ 日本赤十字社香川県支部に応援を要請する。
 - ・ 集団給食施設、給食業者に炊飯委託の斡旋を行う。
 - ・ 調理不要な乾パン、食パン等を供給する。
 - ・ プロパンガス等燃料の調達については、関係業界に対し協力を要請する。
 - ・ 自衛隊に対して派遣要請を行う。

- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。

[参考資料]

- 2-22 米穀の調達に関する協定書
- 2-23 生活必需物資の調達に関する協定書
- 2-24 災害時における生活必需物資等の調達に関する協定書
- 2-25 災害救助物資の供給等に関する協定書
- 2-26 災害時における物資の供給に関する協定書
- 2-27 災害時における物資供給に関する協定書
- 2-28 災害時における生活必需物資の調達等に関する協定書
- 2-29 災害発生時における飲料水の調達に関する協定書
- 2-54 災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書
- 11-1 災害対策用物資の備蓄状況
- 11-2 生活必需物資等の備蓄状況
- 11-3 生活必需物資等の調達方法

第15節 給水計画

災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定等を図るため、飲料水及び生活用水の供給を行う。

主な実施機関

市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）

（社）日本水道協会香川県支部、県（水資源対策課、環境管理課、水道局）、自衛隊

1 給水の確保等

- (1) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い水源から給水車又は容器により運搬して確保する。
- (2) 被災地付近の湖沼水、河川水、井戸水等を浄水器によりろ過し、飲料水等を確保する。
- (3) 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、浄水器により浄化し、かつ消毒する。

2 給水量の基準

- (1) 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- (2) 生活用水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して基準量を定める。

3 給水の実施

- (1) 市町は、次の給水活動を行う。
 - ① 飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。このとき、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
 - ② 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。また、自ら飲料水を確保する住民に対して、衛生上の注意を広報する。
 - ③ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、県又は（社）日本水道協会香川県支部に対して、応援等を要請する。
- (2) 県水道局は、次の給水活動を行う。
 - ① 県営水道の施設に被害がない場合は、給水先の市町の被害状況を調査して、市町へ水道用水を供給する。
 - ② 県営水道の浄水施設や送水施設が被災した場合は、浄水場内の浄水池や送水管路途中に設けた調整池等において、県又は市町の給水車等へ水道用水を供給する。
 - ③ 必要に応じて、浄水池や調整池において、直接住民に飲料水の供給を行う。
- (3) 県は、市町の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。
 - ① 市町の被害状況、応急給水実施状況等を把握し、飲料水の確保に係る衛生指導や安全給水の指導など必要な指示、指導を行う。
 - ② 市町から給水活動の応援要請があったときは、（社）日本水道協会香川県支部に応援等の要請を行う。また、必要に応じて、他の県や自衛隊に応援給水を要請する。
 - ③ 市町から給水用資機材の調達の要請があったときは、市町間における資機材の提供及び貸借等について調整を行う。
- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。

[参考資料]

- 1 2 - 1 水道の整備状況一覧
- 1 2 - 2 県水道局の状況
- 1 2 - 3 給水機器保有状況
- 1 2 - 6 飲料水及び給水資機材の確保にかかる計画策定指針
- 1 2 - 8 水道施設の応急復旧計画策定指針

第16節 生活必需品等供給計画

災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被服、寝具、日用品等生活必需品の供給を行う。

主な実施機関
市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）
県（健康福祉総務課、経営支援課）

1 生活必需品等の調達

- (1) 市町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、県等に対して調達又は斡旋を要請する。
- (2) 県は、必要に応じ、又は市町から要請があったときは、備蓄している物資を放出するとともに、生活必需品等の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した民間業者等を調達先とし、これらの輸送も依頼する。
- (3) 県及び市町は、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

2 生活必需品等の配分

- (1) 対象者は、次のとおりとする。
 - ① 災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
 - ② 災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない者
- (2) 供給する品目は、原則として、次の8種類とする。
 - ① 寝具 就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
 - ② 外衣 洋服、作業着、子供服等
 - ③ 肌着 シャツ、パンツ等の下着
 - ④ 身の回り品 タオル、靴下、サンダル、傘等
 - ⑤ 炊事道具 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
 - ⑥ 食器 茶碗、皿、はし等
 - ⑦ 日用品 石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等
 - ⑧ 光熱材料 マッチ、プロパンガス等
- (3) 市町は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や防災ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し生活必需品等の供給を行う。
- (4) 市町は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町に応援の指示をするなど必要な措置を行う。
- (5) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。

[参考資料]

- 2-23 生活必需物資の調達に関する協定書
- 2-24 災害時における生活必需物資等の調達に関する協定書
- 2-25 災害救助物資の供給等に関する協定書
- 2-26 災害時における物資の供給に関する協定書
- 2-27 災害時における物資供給に関する協定書
- 2-28 災害時における生活必需物資の調達等に関する協定書
- 2-54 災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書
- 11-2 生活必需物資等の備蓄状況
- 11-3 生活必需物資等の調達方法

第17節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。

主な実施機関
県（健康福祉総務課、障害福祉課、薬務感染症対策課、生活衛生課
保健所）、高松市（高松市保健所）、市町

1 防疫対策

- (1) 県は、被災地の状況を把握し、感染症の発生リスクを考慮しながら感染症発生の予防のための啓発を行うとともに、感染症の発生状況の把握を行う。
- (2) 県は、感染症が発生したときは、感染症法に基づき、積極的疫学調査や健康診断等を実施するとともに、速やかに発生状況や防疫対策等について、広報・啓発を行う。
- (3) 県は、感染症の発生を予防又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町に対して、感染症法に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等必要な指示を行う。
- (4) 県は、感染症が発生したときは、必要に応じて、速やかに感染症指定医療機関への入院勧告等を実施するとともに、感染症法に基づく対応を実施する。
- (5) 県は、感染症予防上必要と認めるときは、市町に対して、臨時の予防接種の実施を指示する。
- (6) 市町は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- (7) 市町は、感染症予防のため、防疫活動を実施するものとする。また、特に避難所は感染症発生のリスクが高いことから、十分な対策に努める。
- (8) 市町は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は県に応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町等と連携して、迅速に必要な措置を行う。また、防疫対策を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援要請を行う。

2 保健衛生対策

- (1) 健康相談等
 - ① 県は、市町と連携し、定期的に避難所等を巡回して、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など災害時要援護者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。また、健康相談等を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援要請を行う。
 - ② 県は、市町と連携し、避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。
- (2) 精神保健相談等
 - ① 県は、市町、医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物療法等）等を行う。
 - ・ 精神障害あるいは精神疾患で治療を受けている者
 - ・ 子供、妊産婦、障害者、難病患者、外国人等の災害時要援護者でストレスにさらされやすい者

- ・ 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者
 - ・ ボランティアなど救護活動に従事している者
 - ・ その他精神保健に関する相談等が必要とされる者
- ② 県は、精神保健活動を実施する要員が不足するときは、県内の医療機関及び他の都道府県に対して、応援要請を行う。

(3) 栄養相談等

- ① 県は、市町や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、保健福祉事務所等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。また、栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。
- ・ 乳幼児、妊産婦、障害者、難病患者、高齢者などの災害時要援護者に対する栄養指導
 - ・ 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導
 - ・ 感染症や便秘などを予防するための栄養指導
 - ・ 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
 - ・ その他必要な栄養相談・指導
- ② 県は、栄養相談に応じる栄養士等が不足するときは、香川県栄養士会及び他の都道府県に対して、栄養士等の派遣要請を行う。

3 食品衛生対策

県は、(社)香川県食品衛生協会等の関係機関と連携を図りながら、次の業務を行う。

- (1) 被災した食品関係営業施設における食品の衛生的取扱い等についての監視指導を行う。
- (2) 炊出し施設等臨時給食施設、弁当調製施設などについて、重点的に監視指導を行うとともに、食品製造、運送、販売業者等の食品取扱い及び施設の衛生監視を行う。
- (3) 避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し次の指導を行う。
- ・ 救援食品の衛生的取扱い
 - ・ 食品の保存方法、消費期限等の遵守
 - ・ 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに破棄）
 - ・ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行
- (4) 食中毒が発生したときは、食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、市町の協力を得て原因を究明する。

[参考資料]

- 10- 1 防疫活動組織計画
- 10- 2 防疫用薬剤及び資機材の確保系統図
- 10- 3 栄養相談・指導活動体系図
- 10- 4 精神保健活動体系図
- 10- 5 精神科医療機関

第18節 廃棄物処理計画

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図る。

〔 主な実施機関
県（廃棄物対策課）、市町 〕

1 処理体制

- (1) 市町は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。
- (2) 県は、市町が行う廃棄物処理について必要な助言を行うとともに、市町から要請があったとき又は被災状況から判断して必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県、関係団体等に対して、応援を要請するとともに、その活動調整を行う。また、災害廃棄物の一時的な置き場として、県有未利用地等を必要に応じて提供する。
- (3) 住民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、市町の廃棄物処理活動に協力するものとする。

2 処理方法

- (1) ごみ処理
 - ① ごみの収集は、被災地の状況を考慮して、住民生活に支障がないよう適切に行う。
 - ② 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、ごみ保管場所等の衛生状態を確保する。
 - ③ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
 - ④ 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
 - ⑤ フロン回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収・保管・処理に際しては、冷媒の漏洩に留意する。
- (2) し尿処理
 - ① 下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、住民生活に支障がないよう速やかに仮設トイレを設置する。併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、仮設トイレの衛生状態を確保する。
このため、あらかじめ、仮設トイレや消毒剤などの備蓄に努めるとともに、その調達ルートを確認しておくものとする。
 - ② し尿の収集は、仮設トイレ、避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。
 - ③ 水洗トイレの使用中止、仮設トイレの使用等について、住民に周知を行う。
 - ④ 収集したし尿は、し尿処理施設又は終末処理場のある下水道に搬入し処理する。
- (3) 災害廃棄物処理
 - ① 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分まで処理ルートを確認を図る。
 - ② 災害廃棄物処理は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬及び処理する。
 - ③ 災害廃棄物の適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。

- ④ 石綿等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、適正な処理を行う。

[参考資料]

- 2-56 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書
10-7 一般廃棄物処理施設
10-8 一般廃棄物収集運搬車両

第19節 遺体の搜索、処置及び埋葬計画

災害時において、死者（行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推測される者を含む。）が発生した場合は、搜索、処置及び埋葬を速やかに行う。

主な実施機関
市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）
県（生活衛生課）、警察本部、高松海上保安部

1 遺体の搜索

- （1）市町は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。
- （2）遺体の搜索に当たっては、警察、海上保安部等の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

2 遺体の処置等

- （1）市町は、遺体について、救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。
- （2）警察本部及び高松海上保安部は、収容した遺体について検視を行う。
- （3）市町は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- （4）市町は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短期間に埋葬ができない場合等においては、適当な場所（寺院、公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

3 遺体の埋葬又は火葬

- （1）市町は、災害による社会混乱等のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。
- （2）市町は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。
- （3）県は、火葬場の斡旋等について市町から要請があったとき又は被災状況から判断して広域的な対応が必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県等に対して、必要な応援を要請する。

[参考資料]

- 10－9 災害応急火葬・埋葬計画
- 10－10 火葬場一覧（公営）

第20節 住宅応急確保計画

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を建設するとともに、公営住宅の空室や借上げた民間賃貸住宅を提供するほか、宅地建物取引業者の媒介により、民間賃貸住宅の情報を提供し、入居に際しての利便を図る。

また、住宅に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。

{ 主な実施機関
県（住宅課）、市町 }

1 応急仮設住宅の建設

県は、災害救助法が適用された場合、住宅が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。

(1) 建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集団的に建設可能な場所とし、市町と協議して、公共用地から優先して選定するものとし、選定にあたっては、県有未利用地等も活用する。

なお、市町は、あらかじめ具体的な建設候補地の検討を行うものとする。

(2) 建設方法

応急仮設住宅の建設は、(社)香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、これを市町において実施するよう通知することができる。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。

(3) 建設戸数

建設戸数は、市町ごとの全壊、全焼及び流失业帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において設置戸数の融通を行う。

(4) 構造及び規模

応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て又は共同建てとし、1戸当たりの面積は29.7㎡（9坪）とする。

(5) 応急仮設住宅の管理

入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理について、市町に委託する。なお、入居者の選定等に当たっては、高齢者、障害者など災害時要援護者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

2 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住宅が半焼又は半壊し、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住宅の修理ができない者に対して、次により必要最小限の応急修理を行う。

(1) 対象の選定

応急修理対象住宅の選定は、市町の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、これを市町において実施するよう通知することができる。

(2) 修理方法

応急修理は、建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、これを市町において実施するよう通知することができる。

(3) 修理範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

(4) 修理戸数

修理戸数は、市町ごとの半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において修理戸数の融通を行う。

3 障害物の除去

(1) 市町は、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では除去ができない者に対して、障害物の除去を行う。

(2) 県は、市町から障害物の除去について応援要請があったときは、他の市町、建築業関係団体、自衛隊などの協力を得て、応援を行う。

4 公営住宅の特例使用

県及び市町は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。(行政財産の目的外使用許可手続による。)

5 民間賃貸住宅の借上げ

県は、不動産業者関係団体の協力を得て、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。

6 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

県の協力要請により、(社)香川県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会香川県本部は、会員業者を県に報告し、県は市町に会員業者の情報を提供する。

また、市町は民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

[参考資料]

- 2-49 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書
- 2-50 災害時における応急仮設住宅の付帯設備に関する協定書
- 2-51 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書
- 2-53 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書

第 2 1 節 社会秩序維持計画

災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

〔 主な実施機関
警察本部、高松海上保安部 〕

1 陸上における防犯

警察本部は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び避難所等において、パトロールを強化し犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

2 海上における防犯

高松海上保安部は、被災地付近の海上において、巡視船艇を配備し、犯罪の予防や取締り等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

第22節 文教対策計画

災害により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の実施を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護措置を行う。

〔 主な実施機関
県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）、市町 〕

1 児童生徒等の安全確保

- (1) 県及び市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。
 - ① 在校時の場合
災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、状況に応じて所管する教育委員会等に報告する。
 - ② 在校時外の場合
登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、所管する教育委員会等と連絡のうえ、臨時休業等適切な措置を講じる。

2 学校施設・設備の応急措置

- (1) 校長等は、管理する施設・設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。
- (2) 報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。
- (3) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行うものとする。また、高等学校においては、教職員の指導のもとで、希望する生徒を応急復旧作業に参加させることができる。

3 応急教育の実施

- (1) 県及び市町は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、児童生徒等、教職員の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。
 - ① 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。
 - ② 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。

- ③ 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
- ④ 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- ⑤ 避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- ⑥ 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行う。
- ⑦ 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

4 就学援助等

(1) 授業料の減免等

県及び市町は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品の支給

市町は、災害による住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

(3) 学校給食の実施

市町は、指定製パン業者、指定炊飯委託業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

5 学校以外の教育機関等の応急措置

(1) 館長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。

(2) 館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。

(3) 館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

6 文化財の保護

(1) 被災時の応急措置

国・県・市町指定文化財の所有者又は管理者は、災害により被害が発生したときは、速やかに市町教育委員会を通じて県教育委員会に連絡する。

県教育委員会は、文化庁に報告するとともに、所有者、管理者、関係機関等と協力し、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、市町教育委員会が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が、専門の職員等を現地に派遣して行う。

(3) 復旧対策

県教育委員会は、市町教育委員会を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

7 埋蔵文化財対策

(1) 市町教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地における施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。

(2) 県教育委員会は、この調査事業量を精査し、全事業量を把握するとともに、文化庁に報告する。

(3) 県教育委員会は、全事業量に基づき埋蔵文化財調査計画を作成し、必要があれば、国及び他の都道府県の支援を得て、埋蔵文化財の発掘調査を行う。

第23節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるので、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

主な実施機関

県（環境管理課、みどり整備課、廃棄物対策課、健康福祉総務課、子育て支援課、障害福祉課、土地改良課、水産課、土木監理課、道路課、河川砂防課、港湾課、病院局県立病院課）
市町、中国四国農政局、四国地方整備局、高松空港事務所、高松海上保安部、NHK高松放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)

1 道路施設

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性のある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

2 河川管理施設

- (1) 河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。
- (2) ダム施設等が被害を受けたときは、必要に応じて、下流域の市町、警察署等に状況を連絡するなど、二次災害の防止に努める。

3 港湾及び漁港施設

- (1) 管理者は、その管理する港湾又は漁港について、早急に被害状況を把握し、速やかに施設の応急復旧、障害物の除去等を行う。この場合、緊急輸送に必要な岸壁等については、海上輸送路の確保のため優先して応急復旧を行う。
- (2) 高松海上保安部は、航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるとともに、必要に応じて、仮設標識の設置に努める。

4 海岸保全施設

海岸管理者は、その管理する海岸について、早急に被害状況を把握し、海岸保全施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

5 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

県は、土砂災害防止施設について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や住民に周知するとともに、応急工事を行う。

6 治山、林道施設

県及び市町は、治山施設、林道施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて、応急復旧を行う。

7 鉄道施設

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図るものとする。

8 空港施設

- (1) 高松空港事務所は、空港の基本施設、管制施設、航空保安施設等について、早急に被害状況を把握し、緊急輸送の拠点空港としての最低限の機能を確保するため、応急復旧を行う。
- (2) 高松港湾・空港整備事務所は、高松空港事務所と協力して被害状況を把握するとともに、必要に応じて、空港の機能回復のため滑走路等の応急復旧を行う。

9 病院、社会福祉施設等公共施設

県及び市町は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

10 廃棄物処理施設

- (1) 市町は、災害による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、仮集積場の候補地の選定等を行う。
- (2) 県は、産業廃棄物処理施設について、必要に応じて、擁壁、水処理施設、焼却炉等の被害状況の調査や漏出水等の検査を行い、施設設置者に対して、廃棄物の飛散及び流出の防止、二次災害の防止、周辺環境の汚染防止等が図られるよう、必要な指導、助言を行う。
- (3) 市町は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるものなどについては、速やかに応急復旧を行う。

11 放送施設

- (1) 放送事業者は、放送施設、設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。
- (2) 放送事業者は、県、市町等と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、防災関係機関や住民等及び観光客等が円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。
また、県、市町等から放送要請があったときは、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

12 海域関連施設

洪水等により大量のごみや流木が海に流出したときは、情報を的確に把握し、迅速に回収、処理できるよう国、県、市町の役割分担について連絡調整を行う。

[参考資料]

- 2-44 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（建設業協会）
- 2-45 四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ（四国地方整備局）
- 2-46 災害発生時における技術士支援活動に関する協定書
- 2-47 災害発生時における緑化樹木等の技術的支援に関する協定書

第24節 ライフライン等応急復旧計画

電気、ガス、電話、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるため、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

主な実施機関
県（水資源対策課、下水道課、水道局）、市町、 四国地方整備局、中国四国産業保安監督部四国支部 （独）水資源機構、四国電力（株）高松支店、中国電力（株）岡山支社、 四国ガス（株）高松支店、NTT西日本（株）香川支店、NTTドコモ四国（株）

1 電気施設

- （1）電気事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- （2）電気事業者は、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、今後の復旧見込みなどを周知する。
 - ・ 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
 - ・ 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
 - ・ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- （3）災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、強風、浸水等により危険と認められるとき又は二次災害の危険が予想され警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

2 都市ガス施設

- （1）ガス事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、被害が拡大しないよう応急措置を行うとともに、病院、公共機関、報道機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- （2）ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発など二次災害の発生するおそれがあるときは、関係機関の協力を得て、住民の避難等の措置を講じる。
- （3）ガス事業者は、報道機関等の協力を得て、ガス施設の被害状況、復旧状況、今後の復旧見込みやガス使用上の注意事項等について、住民、関係機関等へ周知する。

3 電気通信施設

- （1）電気通信事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- （2）電気通信事業者は、災害時において、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。
 - ① 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
 - ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。

- ③ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
 - ④ 災害救助法が適用されたときなどには、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- (3) 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、今後の復旧見込み等について、広範囲に渡って広報活動を行う。

4 水道施設

- (1) 県及び市町の水道事業者は、災害が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行う。
- ① 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
 - ② 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
 - ③ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、仕切弁により閉栓する。
- (2) 県及び市町の水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。
- ① 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
 - ② 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限に抑えるため、配水調整を行う。
 - ③ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
 - ④ 給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて、市民生活への影響を考えて、緊急度の高い避難施設（避難地、避難所）や医療機関、冷却水を必要とする発電所等は優先して行う。
 - ⑤ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。
 - ⑥ 工業用水道事業者は、給水への影響の大きさや二次災害の発生の危険性のある箇所を優先的に復旧を行う。
- (3) (独)水資源機構は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、県等関係機関に状況を連絡するとともに、必要に応じて応急復旧を行う。

5 下水道施設

県及び市町は、災害が発生したとき、その管理する施設について、早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

- (1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性などを考慮し、緊急度の高いものを優先する。
- (2) 管渠施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管渠の閉塞、漏水などに対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。
- (3) ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。また、施設からの漏水や薬品、消火ガスなどの漏洩は、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。これらの施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。

第25節 農林水産関係応急対策計画

災害による農林水産関係被害を最小限に抑えるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行う。

主な実施機関
県（みどり整備課、農政課、農業経営課、農業生産流通課
畜産課、土地改良課、農村整備課、水産課）、市町

1 農業用施設等に対する応急措置

- (1) 市町及び土地改良区は、河川等のはん濫により農地に湛水したときは、ポンプ排水等による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないよう努める。
- (2) 市町及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積み等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災して機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。
- (3) 県、市町及び土地改良区は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがあるときは、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水施設を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。
- (4) 市町及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努めるとともに、頭首工の保全についても必要な措置を講じる。

2 農作物に対する応急措置

- (1) 県は、被害の実態に応じて、市町、農業協同組合等農業団体と協力して、災害対策に必要な技術指導を行う。
- (2) 県は、県種子協会に対して、転用種子などの再播種用種子の確保について斡旋指導するとともに、果樹や野菜など園芸種苗の確保に努めるものとする。
- (3) 県は、病害虫の異常発生又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、市町、農業団体等との緊密な連携により適切な防除指導を行う。また、農薬を確保するため、県内農業協同組合又は県内農薬卸売業者に協力を依頼するものとする。

3 畜産に対する応急措置

- (1) 県は、市町、畜産関係団体の協力を得て、家畜及び畜舎の被害状況を把握するとともに、災害時の家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。
- (2) 県は、家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、市町、家畜防疫員等の協力を得て、必要に応じ家畜等の消毒、予防注射等を行う。また、家畜伝染病が発生したときは、家畜等の移動を制限する等の措置を講じる。

4 林産物に対する応急措置

- (1) 県は、市町、森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対して、被災苗木、森林に対する措置等の技術指導を行う。
- (2) 県は、市町、森林組合等の協力を得て、森林所有者に対し風倒木の円滑な搬出、森林病害虫の防除等について、必要な技術指導を行う。

5 水産物に対する応急措置

- (1) 市町は、漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため必要な指示又は指導を行う。
- (2) 県は、市町、漁業協同組合等の協力を得て、被害の状況に応じ水産物生産者、団体等の応急対策について指導助言を行う。

第26節 ボランティア受入計画

災害時において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

主な実施機関
県（県民活動・男女共同参画課、危機管理課、健康福祉総務課）、市町
香川県災害ボランティア協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部

1 受入体制の整備

- (1) 県は、災害が発生したとき、速やかに香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部にボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況の情報等の提供を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア協議会は、香川県社会福祉協議会並びに日本赤十字社香川県支部において確認された被災状況に応じて災害救援ボランティア本部を設置し、被災地での状況調査等の情報を収集するとともに関係団体、機関の連携協力のもと被災地に設置される災害ボランティアセンターの活動を支援する。
- (3) 県及び市町は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、災害救援ボランティア本部の設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力する。
- (4) 市町は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供に努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。

2 ボランティアの受入方法

- (1) 災害ボランティアセンターは、ボランティアの受け入れ態勢が整い次第、市町内を対象に災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに災害救援ボランティア本部に情報提供を行う。
- (2) 災害救援ボランティア本部は、災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、香川県災害ボランティア協議会に参加している団体・個人に協力を呼びかける。
- (3) 災害ボランティアセンターは、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体に対する受け付け、被災者世帯の支援活動を行う。

3 ボランティアの活動分野

- (1) 災害救援ボランティア本部の主な役割
 - ・災害ボランティア情報の収集、発信
 - ・ボランティアと県等との仲介、調整
 - ・活動資材の調整
 - ・その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等
- (2) 災害ボランティアセンターの主な役割
 - ・被災地のボランティアニーズの把握
 - ・被災地へのボランティアの派遣
 - ・災害ボランティア情報の収集、発信
 - ・ボランティアと市町等との仲介、調整
 - ・災害ボランティアへの対応
 - ・その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

4 その他ボランティアへの対応

- (1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心となって、受入、派遣等に係る調整を行う。
- (2) 災害救援ボランティア本部及び災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

第27節 災害時要援護者応急対策計画

災害時において、高齢者、障害者、難病患者、外国人等の災害時要援護者の安全確保を図るため、県、市町及び関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害時要援護者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

〔	主な実施機関	〕
	県（国際課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子育て支援課 障害福祉課）	
	市町	

1 高齢者、障害者、難病患者等対策

- (1) 市町は、災害が発生したとき、直ちに要介護者、一人暮らし高齢者、障害者等の台帳を利用するなどして、災害時要援護者の安否確認、被災状況等の把握に努める。
- (2) 県は、難病患者への対応のため、市町との連携を図る。
- (3) 市町は、援護の必要な者を発見したときは、医療機関・避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を、また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (4) 県及び市町は、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障害者、難病患者等への医療やホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障害者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- (5) 市町は、被災により、居宅、避難所等では生活できない災害時要援護者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- (6) 県及び市町は、災害に関する情報、医療・生活関連情報等が高齢者、障害者、難病患者等に的確に伝わるよう、掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。また、手話奉仕員、点字奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。

2 児童対策

- (1) 市町は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかける。
- (2) 県及び市町は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- (3) 県は、被災した児童の心的外傷後ストレス障害に対応するため、子ども女性相談センター等においてメンタルヘルスケアを行う。
- (4) 県及び市町は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

3 外国人対策

- (1) 市町は、必要と認めるときは、外国語のボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 県及び市町は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 市町は、避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するものとする。
- (4) 県は、市町からの要請等に応じて、他の市町、他県、関係団体等に通訳者、語学ボランティア等の派遣を要請するものとする。
- (5) 県は、市町からの報告に基づき、在県外国人の安否情報の取りまとめを行い、必要に応じて、国や在日各国大使館等に情報の提供を行う。

4 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を求められるので、県、市町等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、関連施設、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障害者、難病患者等の緊急一時受け入れを行う。
- (2) 県及び市町は、ライフラインの優先的復旧、水、食料等生活必需品の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

5 配慮すべき事項

県及び市町は、災害時要援護者対策を行うに当たって、次の事項について特に配慮するものとする。

- ・ 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
- ・ 自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民の協力による避難誘導
- ・ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- ・ おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- ・ 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- ・ 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- ・ 医療福祉等総合相談窓口の設置

[参考資料]

2-39 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書

第28節 水防等活動計画

洪水、高潮等による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防活動等を行う。

主な実施機関
県（みどり整備課、土地改良課、水産課、河川砂防課、港湾課）
市町、四国地方整備局

1 水防活動

- (1) 市町は、河川管理者から通知があったとき又は、水防上危険が予想されるときは、水防計画の定めるところにより水防団の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。
- (2) 県及び市町は、水防上危険が予想されるときは、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに関係機関等に連絡するとともに、危険な箇所には応急措置を行う。
- (3) 河川管理者、海岸管理者、ため池管理者等は、洪水等の発生が予想されるときは、水位等の変動を監視し、必要に応じてダム、せき、水門等の適切な操作を行う。その際、下流地区に対して迅速な連絡を実施する等危険を防止するため必要な措置を行う。
- (4) 市町は、河川、海岸堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となったときは、応急措置として、現場の状況、堤防の構造及び使用材料等を考慮し最も有効で使用材料が調達しやすい水防工法を行う。
- (5) 市町は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに県及びはん濫する方向の隣接市町に通報しなければならない。また、決壊箇所については、県、市町、関係機関等が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

2 土砂災害防止活動

- (1) 市町は、土砂災害危険箇所がある地域については、降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象や発生した災害の状況の把握に努める。
- (2) 市町は、土砂災害が予想されるときは、住民、災害時要援護者関連施設管理者等に対して、早急に注意を喚起し、警戒避難等の指示を行う。特に、具体的に危険が予想される箇所周辺の住民等に対しては、極力戸別伝達に努める。
- (3) 県及び市町は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、市町は、必要に応じて、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

3 風倒木対策

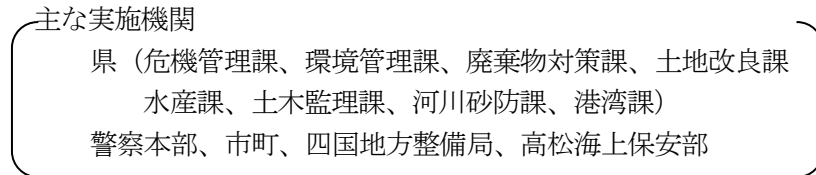
県及び市町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等必要な応急対策を講じる。

[参考資料]

7 - 8 水防倉庫等一覧

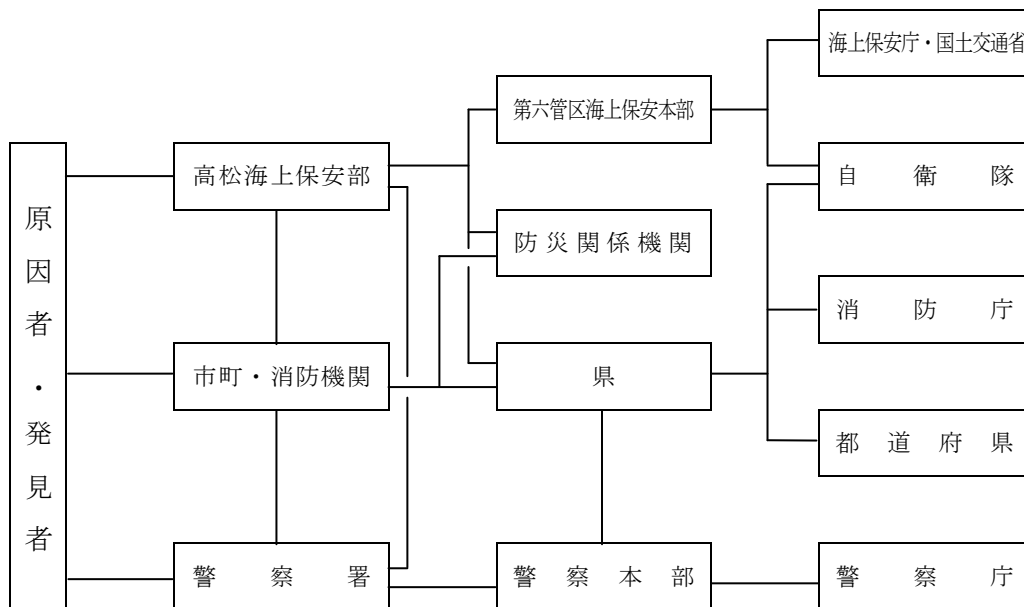
第29節 海難等災害対策計画

船舶の衝突、転覆、火災等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生したとき、航行船舶、沿岸住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。



1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりである。



2 高松海上保安部の応急対策

(1) 情報の収集伝達等

- ① 気象、海象等に関する警報、その他船舶の安全に重大な影響をおよぼすおそれのある情報を知ったときは、既存の警報等の伝達経路で伝達するほか、航行警報、安全通報、船艇等による巡回等により速やかに周知する。
- ② 防災関係機関等と密接に連絡をとり、次の事項に係る情報を積極的に収集する。
 - ア 海上及び沿岸部における被害状況等
 - ・ 被災地周辺海域における船舶交通、漂流物等の状況
 - ・ 船舶、海洋施設、港湾施設、石油コンビナート等の被害状況
 - ・ 水路、航路標識の異常の有無
 - ・ 港湾等における避難者の状況
 - イ 関係機関等の対応状況
 - ウ その他応急対策の実施上必要な事項

- ③ 通信施設の保守に努め、また、施設が損傷したときは、あらゆる手段を用いて必要な資材を確保し、早急にその復旧に努める。
 - ④ 多重通信装置、非常用電源、携帯無線等を搭載した巡視船舶により、通信の代行を行う。
 - ⑤ 防災関係機関等との通信の確保は、携帯無線機、携帯電話等により行うものとし、必要に応じて職員を派遣し、又は防災関係機関の職員の派遣を要請する。
- (2) 海難救助等
- 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により、その搜索救助を行う。
- (3) 緊急輸送
- 医師、傷病者、避難者等の人員搬送又は緊急物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。特に、機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船舶を必要に応じ使い分け、有効に活用する。
- (4) 海上火災の防除
- ① 船舶に火災が発生した場合、又は石油類等の危険物が海面に流出し火災が発生した場合等海上において火災が発生したときは、直ちに現場に出動し、人命救助、消火活動、延焼防止等必要な措置を講じる。
 - ② 二次的な災害を防止するため、火災船舶の安全な場所への移動、当該海域での火気の使用の制限又は禁止、当該海域への船舶及び人の出入の制限又は禁止等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて、消防機関、関係事業所等に協力を要請する。
 - ③ 火災の状況により陸上施設等に波及するおそれがあるときは、現地の消防機関、防災関係機関等に対して、住民等に対する避難勧告、自衛消防措置等を要請する。
- (5) 海上交通安全の確保
- ① 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
 - ② 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
 - ③ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対して、これらの除去等を命じ又は勧告する。
 - ④ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等の情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
 - ⑤ 水路の水深に異常が生じたときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
 - ⑥ 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるとともに、必要に応じて、応急標識の設置に努める。
- (6) 危険物の保安措置
- ① 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ又は航行の制限若しくは禁止を行う。
 - ② 危険物荷役中の船舶については、荷役中の事故防止のために必要な指導を行う。
 - ③ 危険物施設については、危険物流出等の事故防止のために必要な指導を行う。

3 県の応急対策

- (1) 海難等の災害に関する情報を受理したときは、その状況の把握に努め、関係機関等に伝達するとともに、応急対策上必要な事項について、防災関係機関、関係団体等に指示又は要請を行う。
- (2) 防災ヘリコプターを活用し、情報収集にあたりるとともに、消防機関等と連携し救助活動等を行う。
- (3) 洪水等により大量の流木等が流出し、海上災害等が発生するおそれがあるときは、その状況の把握に努め、迅速に回収、処理できるよう、関係機関と連絡調整を行う。

4 警察本部の応急対策

- (1) 警察ヘリコプター等を活用して、海難等の災害に関する情報を収集し、その状況の把握に努め、関係機関等に伝達する。
- (2) 警備艇等の資機材を活用し、海上保安部と協力し、人命救助、行方不明者の捜索等を行う。
- (3) 交通状況を迅速に把握するとともに、緊急輸送を確保するため交通規制を行う。

5 市町の応急対策

- (1) 海上保安部等が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送にあたる。
- (2) 速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、次のとおり「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、迅速に消火活動を行う。
 - ① 消防機関が主として消火活動を担当する船舶
 - ・ ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
 - ・ 河川及び湖沼における船舶
 - ② 海上保安部署が主として消火活動を担当する船舶
 - ・ 上記以外の船舶
- (3) 被害のおよぶおそれのある沿岸住民に対して、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気の使用禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。

6 事業者等の応急対策

- (1) 海上災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき、事故原因者等関係事業者は、直ちに高松海上保安部に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。
- (2) 消防機関、高松海上保安部等の指示に従い、積極的に消火活動、防除活動等を行う。

第30節 海上大量流出油等災害対策計画

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出したとき、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ効率的に流出油等の拡散及び防除等の応急対策を行う。

主な実施機関
 県（危機管理課、水産課、港湾課）、警察本部、市町
 高松海上保安部、独立行政法人海上災害防止センター、四国地方整備局
 事業者（原因者、船舶所有者等防除措置義務者）

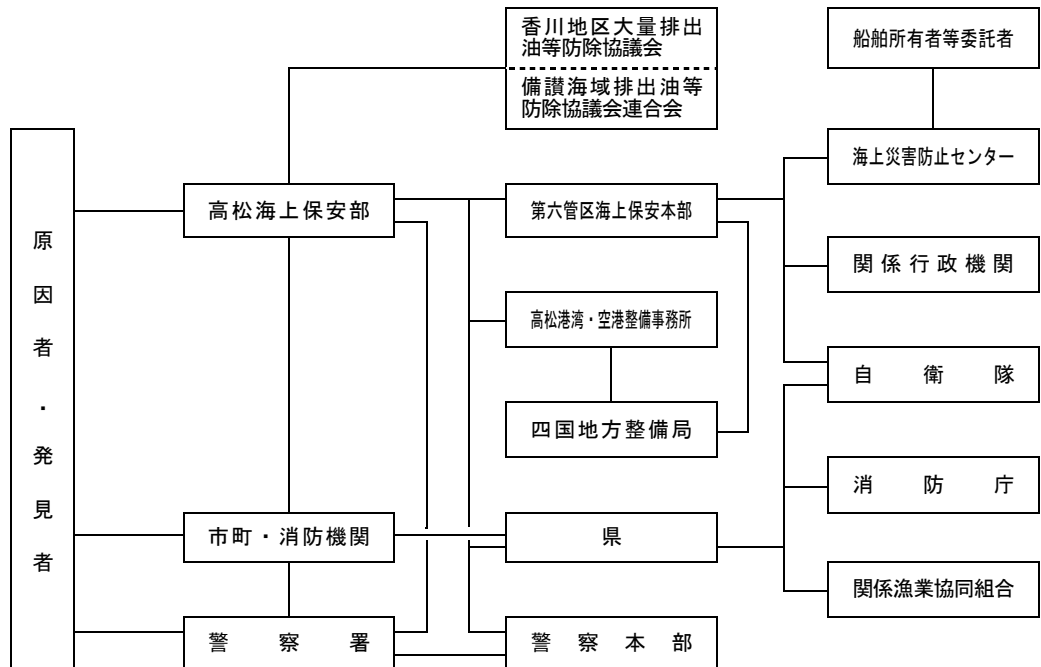
1 情報の収集及び伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生し、又は発生のおそれがある場合の通報、連絡体制等は、原則として次のとおりとする。

(1) 通報事項

- ① 事故発生又は発見の日時、場所
- ② 事故の概要
- ③ 流出油等の状況（種類、量、範囲等）
- ④ 現場の気象及び海象
- ⑤ その他必要事項

(2) 通報連絡系統



2 高松海上保安部の応急対策

- (1) 情報の収集及び連絡・通報
巡視船艇及び航空機を活用し、油等の流出状況、被害状況等の情報収集を積極的に行い、関係機関への情報の連絡、通報を行う。
- (2) 流出油等の拡散、性状等の調査、評価及び関係機関への情報提供
巡視船艇等により流出油等の拡散状況、性状、気象、海象等を調査し、その結果に基づき、分析・評価を行い、流出油等の量、拡散方向及び拡散速度等の情報を関係機関に提供する。
- (3) 防除措置義務者等への指導
災害発生船舶の所有者、関係者等の防除措置義務者等に対し、防除措置等の指導及び必要な場合の命令を実施する。
- (4) 流出油等の防除作業
 - ① 拡散防止措置
巡視船艇を出動させ、関係機関と連携し、オイルフェンスの展張等により流出油等の拡散防止措置を行う。
 - ② 回収措置
巡視船艇を出動させ、関係機関と連携し、油回収船、油吸着材等により流出油等の回収措置を行う。
 - ③ 化学的処理
巡視船艇を出動させ、関係機関と連携し、油処理剤等により流出油等の化学的処理を行う。
- (5) 防災関係機関への協力要請等
 - ① 管区本部を通じ自衛隊に対し災害派遣等を要請する。
 - ② 関係行政機関に対し防除措置を要請する。
 - ③ 香川地区大量排出油等防除協議会等の会員に対し情報を通知する。防除協議会等においては、総合調整本部を設置し、排出油防除活動を実施するために必要な活動の調整を行う。
- (6) 海上交通安全の確保及び危険防止措置
船舶交通の安全確保のため、周辺海域において船舶の航行の制限又は禁止、現場海域での火気使用制限、船舶の退去、侵入中止命令等の措置を講じ、航行警報等により船舶への周知を図る。
- (7) 独立行政法人海上災害防止センターへの指示
必要に応じて、海上保安庁長官を通じて独立行政法人海上災害防止センターに対して防除措置を指示する。
- (8) その他の応急対策
必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

3 高松港湾・空港整備事務所の応急対策

- (1) 情報の収集及び連絡・通報
海上保安部署等関係機関との連絡を密接にし、情報の収集・伝達を行う。
- (2) 流出油等の防除作業
油回収船等を活用し、流出油等の防除、回収を行う。
- (3) その他の応急対策
必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

4 県の応急対策

- (1) 情報の収集及び連絡・通報
沿岸部への流出油漂着状況等の情報を的確に把握し、関係機関へ必要な情報を連絡・通報する。情報収集にあたっては、防災ヘリコプター等を積極的に活用するものとする。
- (2) 流出油等の防除作業
必要に応じて、流出油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去、回収した油等の処理を行う。また、関係機関の要請等に応じて、流出油の防除に必要な資機材を調達し提供する。
- (3) 関係団体等に対する要請
必要に応じて、自衛隊に対する災害派遣要請を行う。
- (4) その他の応急対策
必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

5 警察本部の応急対策

- (1) 情報の収集及び連絡・通報
警察ヘリコプター等を活用して情報を収集し、その状況の把握に努め、関係機関に連絡・通報する。
- (2) 交通規制・避難誘導等
交通状況を迅速に把握するとともに、緊急輸送を確保するため、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、沿岸の警戒を行い、必要に応じて、避難誘導活動を行う。
- (3) その他の応急対策
必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

6 市町の応急対策

- (1) 情報の収集及び連絡・通報
関係者、関係機関から情報を収集するとともに、海上保安部署、県等関係機関へ必要な情報を連絡・通報する。
- (2) 流出油等の防除作業
必要に応じて、流出油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去、回収した油等の処理を行う。また、関係機関の要請等に応じて、流出油の防除に必要な資機材を調達し提供する。
- (3) 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置
災害の危険がおよぶおそれのある沿岸住民に対して、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。また、この周知のため、広報活動を行う。
- (4) その他の応急対策
必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

7 独立行政法人海上災害防止センターの応急対策等

- (1) 大量の原油等の油が海上に流れ出し、緊急に防除を行う必要がある場合に、防除を行うべき原因者がその措置を講じていないとき、海上保安庁長官の指示に基づき防除を行う。
- (2) 事故を起こした船舶所有者等の委託に基づき、海上に流れ出た燃料油や積み荷の原油等の油又は各種の有害液体物質の防除、船舶火災の消火及び延焼の防止等の海上防災のための措置を行う。
- (3) 油回収船、オイルフェンスその他の防除資機材を保有し、これを船舶所有者等の利用に供する。
- (4) 海上防災訓練に関する業務及び海上防災に関する調査研究を行う。

8 事業者の応急対策等

- (1) 油等の流出が発生したとき又は発生するおそれがあるとき、事業者は、直ちに高松海上保安部に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。
- (2) 付近の住民に危険がおよぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。
- (3) 現場の状況に応じて、オイルフェンスの展張、破損箇所の修理、油等の回収など流出油等の防除作業を行う。
- (4) 必要に応じて、独立行政法人海上災害防止センターに防除措置を委託する。

[参考資料]

- 15- 1 香川地区大量排出油等防除協議会
- 15- 2 備讃海域排出油等防除協議会連合会

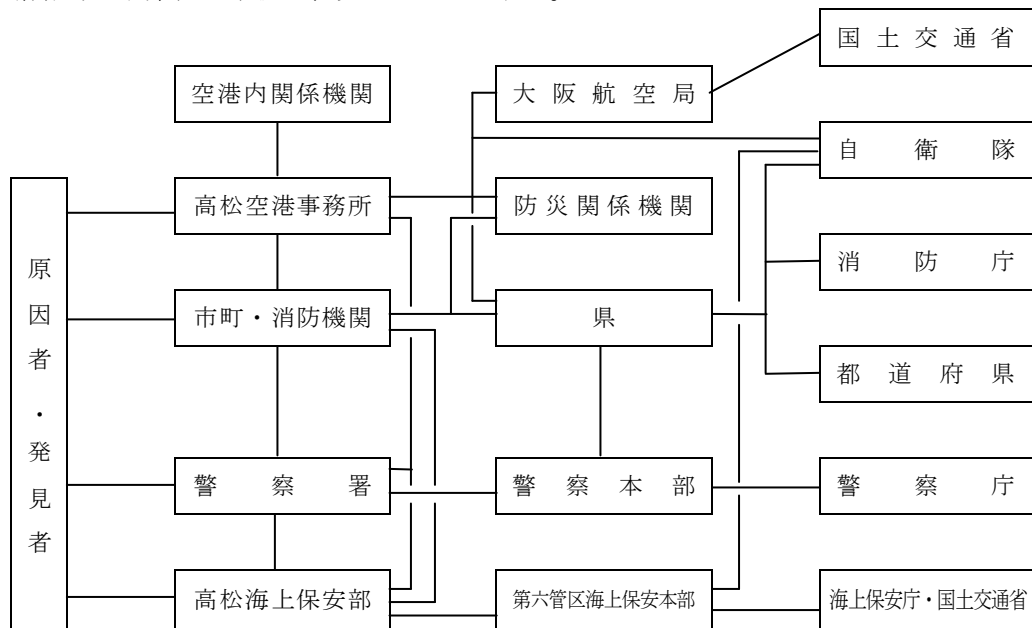
第31節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上等の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

〔 主な実施機関
 県（交通政策課、危機管理課）、警察本部、市町、高松空港事務所、高松海上保安部 〕

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 高松空港事務所の応急対策

高松空港及び隣接区域において、航空機事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、「高松空港緊急時対応計画」に基づき、関係機関等と協力して、次の措置を講じる。

- (1) 防災関係機関に通報するとともに、被害の拡大防止又は軽減を図るため必要な措置を講じる。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、地元消防機関等の協力を得て、高松空港消火救難隊により消火救難活動を行う。
- (3) 状況に応じ空港利用者を避難させる等必要な措置を講じる。
- (4) 多数の死傷者が発生したときは、「高松空港医療救護活動に関する協定書」に基づき、香川県医師会に医療救護班員の派遣を要請する。また、空港内において、救護所、負傷者の収容所及び死体収容所を確保する。
- (5) 災害の規模や被害状況から判断し、必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

3 県の応急対策

- (1) 航空機事故が発生したときは、関係機関等に通報するとともに、防災ヘリコプター等を利用して、情報収集を行う。
- (2) 地元市町の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援を要請する。

- (3) 必要に応じて、防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。
- (4) 市町からの要請に応じて、防災ヘリコプターを出動させ救急搬送を行う。

4 警察本部の応急対策

- (1) 墜落現場が不明又は航空機が行方不明になるなど航空機災害発生のおそれがある場合は、情報収集にあたりるとともに、警察ヘリコプター等を活用して捜索活動を行う。
- (2) 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (3) 事故発生地及びその周辺地域において、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行う。
- (4) 関係機関と連携し、乗客、乗務員等の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したときは死体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (5) 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。

5 高松海上保安部の応急対策

- (1) 墜落現場が不明又は航空機が行方不明になるなど航空機災害発生のおそれがある場合は、情報収集にあたりるとともに、巡視船艇、航空機等を活用して海上における捜索活動を行う。
- (2) 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (3) 海上における災害に係る救助救急活動を行うとともに、必要に応じ、市町等の活動を支援する。
- (4) 緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

6 市町の応急対策

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、「高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、消火救難活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 災害の規模が大きく、地元市町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

[参考資料]

- 1 5 - 3 高松空港緊急時対応計画
- 1 5 - 4 高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書
- 1 5 - 6 高松空港医療救護活動に関する協定書

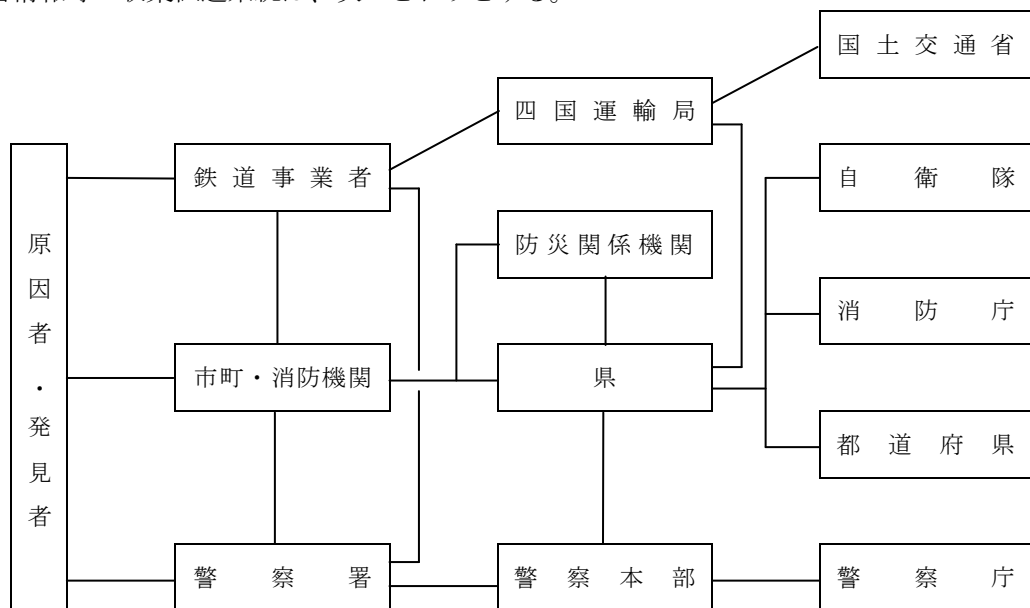
第32節 鉄道災害対策計画

列車の衝突事故等の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関
 県（交通政策課、危機管理課）、警察本部、市町
 四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 鉄道事業者の応急対策

- (1) 大規模な鉄道事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに四国運輸局、市町、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な鉄道事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。
- (3) 事故発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防機関など応急対策活動を実施する各機関に可能な限り協力する。
- (4) 事故災害が発生したときは、他の路線へ振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。
- (5) 災害の状況、安否情報、交通情報（鉄道の運行状況、代替交通手段等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3 県の応急対策

- (1) 鉄道災害が発生したときは、関係機関等に通報するとともに、防災ヘリコプター等を利用して、情報収集を行う。

- (2) 地元市町の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 必要に応じて、防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。

4 警察本部の応急対策

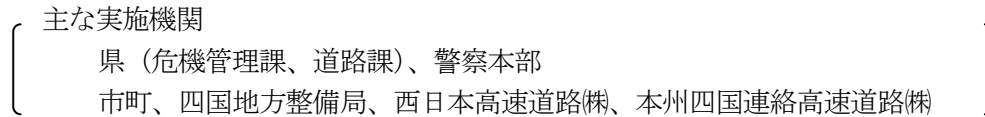
- (1) 鉄道事故の発生を知ったときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 事故発生地及びその周辺地域において、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行う。
- (3) 関係機関と連携し、乗客、乗務員等の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したときは死体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。

5 市町の応急対策

- (1) 鉄道事故の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 災害の規模が大きく、地元市町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

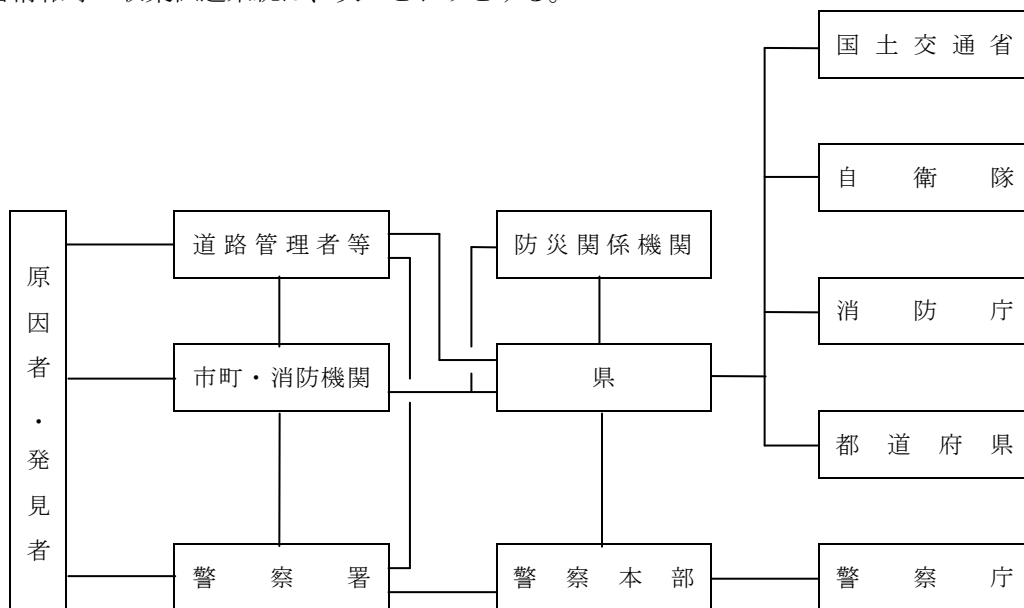
第33節 道路災害対策計画

トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による災害が発生したとき、被災者、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。



1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 道路管理者等の応急対策

- (1) 大規模な道路事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに四国地方整備局、県、市町、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な道路事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限又は迂回路の設定、付近住民の避難等必要な措置を講じる。
- (3) 県、市町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出、消火等の初期活動に協力する。
- (4) 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (5) 災害の状況、安否情報、交通情報（通行の禁止・制限、迂回路等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3 県の応急対策

- (1) 道路災害が発生したときは、関係機関等に通報するとともに、防災ヘリコプター等を利用して、情報収集を行う。
- (2) 地元市町の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援を要請する。

- (3) 必要に応じて、防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。

4 警察本部の応急対策

- (1) 道路災害の発生を知ったときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したときは死体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (3) 危険物等が流出したときは、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行うとともに、危険物等の防除活動を行う。
- (4) 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。
- (5) 災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じる。また、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の緊急点検を行う。

5 市町の応急対策

- (1) 道路災害の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等が流出したときは、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行うとともに、危険物等の防除活動を行う。
- (6) 災害の規模が大きく、地元市町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第34節 危険物等災害対策計画

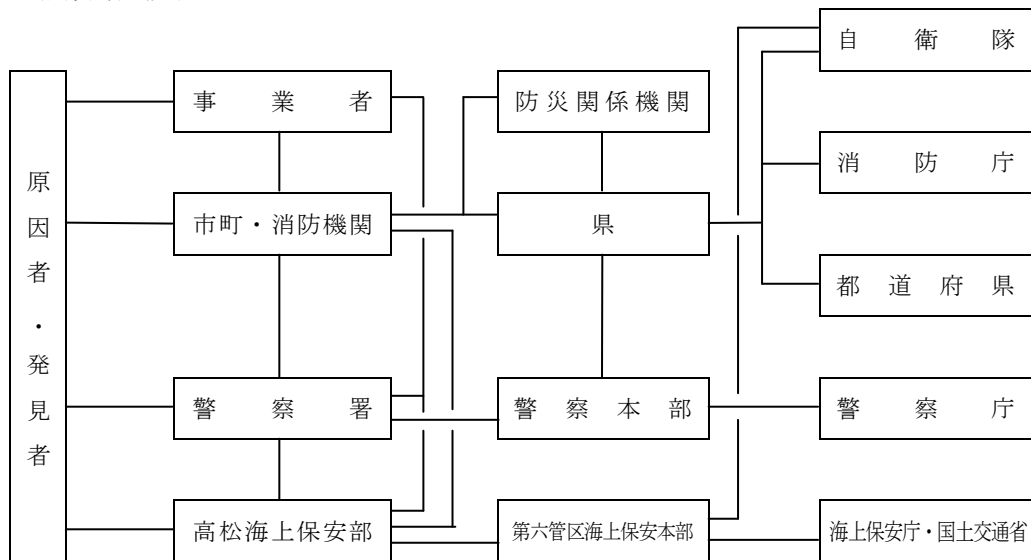
危険物、高圧ガス、毒物劇物等の危険物施設等に事故が発生したとき、地域住民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関
 県（危機管理課、薬務感染症対策課）、警察本部
 市町、中国四国産業保安監督部四国支部、高松海上保安部

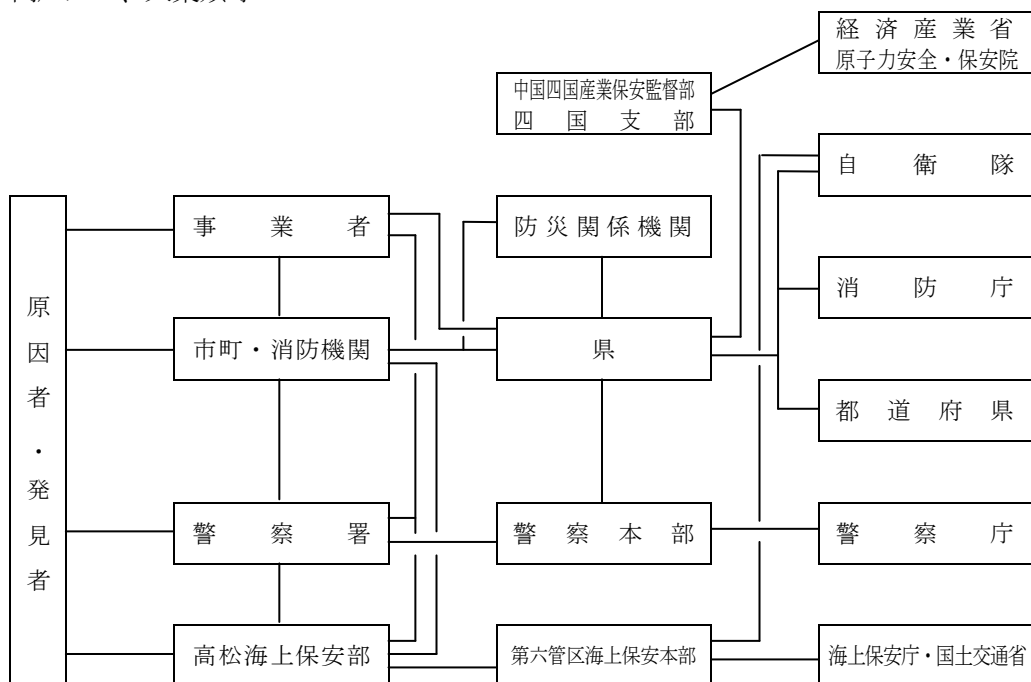
1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。

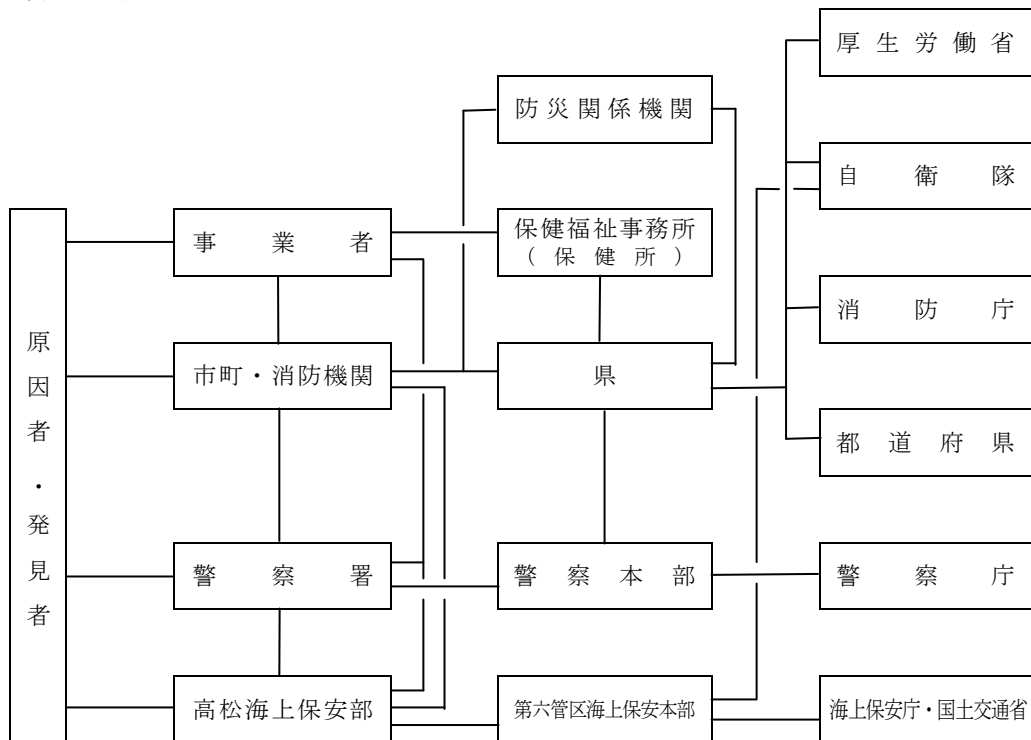
(1) 石油類等危険物



(2) 高圧ガス、火薬類等



(3) 毒物・劇物



2 事業者の応急対策

- (1) 危険物等による事故が発生したときは、直ちに、市町、警察等に通報するとともに、当該事故の拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡するものとする。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じるものとする。
- (3) 事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行うものとする。

3 県の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、関係機関等に通報するとともに、防災ヘリコプター等を利用して、情報収集を行う。また、危険区域を指定して警察、市町等と協力し、交通遮断、緊急避難等の必要な措置を講じる。
- (2) 地元市町の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 必要に応じて、防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。
- (4) 高圧ガス施設等に事故が発生したときは、関係機関と密接な連携をとり、施設等の使用一時停止、貯蔵・移動・消費等の一時禁止等の緊急措置を命じる。
- (5) 火薬施設等に事故が発生したときは、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止、火薬の運搬停止等の緊急措置を命じる。
- (6) 毒物劇物施設に事故が発生し、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがあるときは、施設等の管理者に対して危害防止のため必要な措置を講じるよう指示する。

4 警察本部の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 事故発生地及びその周辺地域において、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行う。
- (3) 関係機関と連携し、被災者等の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したときは死体の収容、搜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。

5 高松海上保安部の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 海上における消火活動を行うとともに、必要に応じて、消防機関が行う活動を支援する。
- (3) 安全確保のため、又は緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限し、又は禁止する。
- (4) 危険物等が海上に流出したときは、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者が必要な措置を講じていないときは、措置を講じるよう命じる。

6 市町の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 事故発生地及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、避難場所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じるものとする。
- (6) 災害の規模が大きく、地元市町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

[参考資料]

5 - 6 石油基地防災計画

第35節 大規模火災対策計画

大規模な火災が発生し、又は大規模化が予測されるとき、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

〔 主な実施機関
県（危機管理課）、警察本部、市町、自衛隊 〕

1 市町の応急対策

- (1) 大規模な火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用して、消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、地元市町で対処できないときは、近隣市町等に応援を要請する。
- (4) 救助活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (5) 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (6) 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

2 県の応急対策

- (1) 大規模な火災が発生したときは、市町等から情報収集するとともに、防災ヘリコプターにより偵察を行うなど情報を収集し関係機関等に連絡する。
- (2) 地元市町の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 市町からの要請に応じて、自衛隊に対して災害派遣要請を行うとともに、必要に応じて、消防庁に対して緊急消防援助隊の派遣等の要請を行う。

3 警察本部の応急対策

- (1) 大規模な火災が発生したときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、火災状況、被害状況等の情報を収集し、関係機関に連絡する。
- (2) 必要に応じて、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等の避難誘導を行う。
- (3) 死傷者が発生したときは、関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、搜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

第36節 林野火災対策計画

林野火災が発生したとき、広範囲な林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

〔 主な実施機関
県（危機管理課、みどり整備課）、警察本部、市町、自衛隊 〕

1 市町の応急対策

- (1) 林野火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、防火水槽、自然水利等を利用して、消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、地元市町で対処できないときは、近隣市町に応援を要請する。
- (4) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県に対して、防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、防災航空隊と連絡をとり水利の確保を行う。
- (5) 消防活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離着陸場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

2 県の応急対策

- (1) 林野火災が発生したときは、市町等から情報収集するとともに、防災ヘリコプターにより偵察を行うなど情報を収集し関係機関等に連絡する。
- (2) 市町からの要請に応じて、防災ヘリコプターを出動させ空中消火等を行うとともに、自衛隊に対して、災害派遣要請を行う。
- (3) 必要に応じて、消防庁に対して、他の都道府県のヘリコプターによる広域航空消防応援、緊急消防援助隊の応援等の要請を行う。

3 警察本部の応急対策

- (1) 林野火災が発生したときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、火災状況、被害状況等の情報を収集し、関係機関に連絡する。
- (2) 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。
- (3) 死傷者が発生したときは、関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

[参考資料]

- 16-2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 16-3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 16-4 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等
- 16-6 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

〔 主な実施機関
県（全部局）、市町、防災関係機関 〕

1 原状復旧

- (1) 県、市町及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。
- (2) 県、市町及び防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 県は、地震による地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。

2 計画的復興

- (1) 県及び市町は、大規模な災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進めるものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するものとする。
- (2) 県及び市町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- (3) 県及び市町は、災害に強いまちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするものとする。
- (4) 警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原形復旧に併せて再度災害の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努めるものとする。

{ 主な実施機関
 県（全部局）、市町 }

1 災害復旧事業の種別

県及び市町は、それぞれが管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

①河川 ②海岸 ③砂防設備 ④林地荒廃防止施設 ⑤地すべり防止施設
⑥急傾斜地崩壊防止施設 ⑦道路 ⑧港湾 ⑨漁港 ⑩下水道 ⑪公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 公営住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公立医療施設災害復旧事業計画

(8) 公立学校施設災害復旧事業計画

(9) その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に係る資金の確保

県及び市町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

3 激甚災害の指定

県は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、災害復旧が円滑に行われるようにするものとする。

市町は、県が行う激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、税の減免及び納税の猶予、応急金融対策、雇用対策など必要な措置を講じる。

主な実施機関

県（広聴広報課、県民活動・男女共同参画課、税務課、みどり整備課、健康福祉総務課、経営支援課、労働政策課、農業経営課、水産課）
市町、四国財務局、高松国税局、香川労働局、四国経済産業局
日本銀行高松支店、香川県社会福祉協議会

1 生活相談・情報提供

県及び市町は、被災者等からの幅広い相談に応じるため、総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて防災関係機関と連携して相談業務を行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2 被災証明・り災証明の交付

市町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。

また、災害による住宅等の被害の程度の認定やり災証明の交付体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明を交付する。

3 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市町の条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

県は、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付について、必要に応じ、市町に助言及び助成を行う。

4 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、被災した低所得者等の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び市町社会福祉協議会の協力を得て、予算の範囲内において災害援護資金等の各種貸付を行う。

5 被災者生活再建支援金の支給

県及び市町は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活の再建を支援し、もって住民の安定と被災地の速やかな復興を資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行う。（支援金の支給は、都道府県からの委託先である（財）都道府県会館が行う。）

6 税の減免及び納税の猶予等

国、県及び市町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、税の減免、納税の猶予及び納期限等の延長の措置を、被災の状況に応じて講じる。

7 国民健康保険料等の減免等

市町は、被災した国民健康保険等の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金や保険料等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

8 応急金融対策

(1) 現金供給の確保及び決済システムの維持

日本銀行高松支店は、現金の供給安定と決済機能維持のため、必要な措置を講じる。また、被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送及び通信の確保を図る。

(2) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じるものとする。また、日本銀行高松支店及び四国財務局は、このための要請を行う。

(3) 非常金融措置の実施

四国財務局及び日本銀行高松支店は、協議のうえ、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と連携を図り、民間金融機関（保険会社を含む。）に対し、必要と認められる範囲内で、次の措置を適切に運用するものとする。

① 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

② 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

- ・ 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、り災証明書の呈示その他実情に即する簡易な確認方法をもって、預貯金の払戻の利便を図ることを要請する。
- ・ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対して、定期預金、定期積立等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の措置を講じることを要請する。

③ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮することを要請する。また、窓口営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで、現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

④ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払については、できるかぎり迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災状況に応じて、猶予期間の延長を行う等の措置を講じることを要請する。

⑤ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じたときは、当該営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段で告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

⑥ 損傷日本銀行券等に関する措置

損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置を講じることを要請する。

9 雇用対策等

(1) 被災者に対する職業斡旋

- ① 公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。
- ② 県は、公共職業安定所と連携し、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を把握するとともに、職業相談、職業紹介を実施し、早期再就職への斡旋を行う。

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

- ① 公共職業安定所は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
- ② 公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に規定する措置を適用した場合は、災害による休業のため、労働の意志及び能力を有するにもかかわらず就労することができず、賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

(3) 労働保険料の納付の猶予

香川労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができないと認められる事業主に対して、保険料の納付の猶予措置を講じ、また、延滞金や追徴金の徴収免除を行う。

10 職業訓練の実施

県は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、職業訓練の受講希望者に対して、必要な職業訓練を行う。

11 生活関連物資の供給確保及び価格安定対策

(1) 生活関連物資の供給状況及び価格動向の調査・監視及び情報提供

県は、職員等による店頭での供給状況、価格動向等の聴取り調査等を行い、広く情報を収集する。また、必要に応じて、業界事情聴取を行い、供給状況等の正確な情報の把握に努める。これにより得られた情報は、適宜、広報誌等を通じて県民に提供する。

(2) 関係機関との連携

県は、関係部局、市町との連携を密にし、関係事業者団体等に対して必要物資の円滑な供給などの協力要請を行うとともに、他の都道府県に対しても情報提供、本県への必要物資の集中出荷等の要請を行う。

(3) 生活関連物資に関する緊急措置

県は、県民生活に重要な生活物資に需給の逼迫、価格高騰などの異常がある場合には、香川県消費生活条例による指定物資として、立入検査、勧告などを行う。

(4) 国に対する協力要請

県は、経済秩序が全国的に混乱し、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合には、国に対して緊急措置の実施の要請を行う。

12 被災中小企業者の復興支援

県は、被災した中小企業者に対する資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資、かがわ産業支援財団による小規模企業者等設備導入資金の貸付、信用保証協会による融資の保証等が、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

13 被災農林漁業者の復興支援

県は、被災した農林漁業者又はその組織する団体に対して、復旧を促進し農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法等に基づき融資等を行う。

また、農林水産業共済団体に対して、補償業務の迅速、適正化を図るとともに早期に共済金の支払いができるよう指導する。

[参考資料]

17－8 被災者生活再建支援金制度の概要

第4節 義援金等受入配分計画

県及び市町は、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、県民及び他の都道府県等から寄託された義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

〔 主な実施機関
県（健康福祉総務課）、市町、日本赤十字社香川県支部 〕

1 義援金等の受付及び保管

県は、県に寄託された義援金品及び知事あての見舞金の受付を行い、義援品については、所有する施設等を使用し、配分するまでの間の一時保管を行う。また、可能な範囲で関係機関等の協力を得ながら、義援品ごとの受け入れ希望の有無を記載したリストを作成し、報道機関等を通じて当該リストと配分先を公表する。なお、需給状況に応じ、リストは逐次改定を行う。併せて、義援品の送付にあたっては、被災地のニーズに応じた物資であること、梱包時に品名を明示し、円滑な仕分けに配慮した方法とするよう周知するものとする。

市町は、義援金品の受入体制を確立しておくものとする。

日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、それぞれに寄託された義援金の受付を行う。

2 義援金等の配分等

県は、受け付けた義援金の市町に対する配分を義援金収集体等で構成する第三者機関である配分委員会で決定する。また、義援品について、市町に対する配分を決定し、市町の指定する場所まで輸送し市町に引き渡すものとする。

日本赤十字社香川県支部は、配分委員会に参画し、受け付けた義援金の市町に対する配分を、配分委員会で決定する。

市町は、県等から送付された義援金品を関係団体の協力を得て被災者に配分するものとする。

3 義援金の募集

日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、義援金を募集するにあたっては、募集方法、募集期間等を定めて実施するものとする。

なお、全国的に募集する必要があると認められる場合は、日本赤十字社香川県支部にあつては本社を通じて各都道府県支部に、香川県共同募金会にあつては直接各都道府県の共同募金会に募集の依頼を行うものとする。

香川県地域防災計画（一般対策編）

発行	平成24年2月
編集	香川県防災会議 (香川県防災局危機管理課)
住所	〒760-8570 高松市番町4-1-10 電話 087-831-1111
